

岡山いきいき 子どもプラン 2020

すべての子どもが
「おかやまに生まれ、育ち、本当に良かった」
と思える未来に向けて



令和2年3月
岡山県

すべての子どもが 「おかやまに生まれ、育ち、本当に 良かった」と思える未来に向けて



次代を担う子どもは県民の宝・岡山の希望です。無限の可能性を持つ子どもたちが、将来に夢を描くことができる社会にすることは、私たちに課せられた大切な責務でもあります。

しかし、その宝・希望となる子どもたちは減少の一途をたどっています。国においては、2016年以降3年連続で年間出生数が100万人を割り込み、2019年は90万人を下回ることとなりました。本県における出生数も8年連続で減少するなど、我が国の少子化は、まさに待ったなしの対策が必要な状況です。少子化の要因は、結婚、出産、育児、教育、就業環境などあらゆるステージに及んでおり、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに社会全体で取り組まなければなりません。

また、今年度から幼児教育・保育の無償化が始まる中、保育のニーズに対応するための方策や、社会的養護を必要とする子ども、経済的な困窮や虐待など、困難を有する子どもやその家族への支援も急務となっています。

こうした中、少子化の流れを変えることを目指すとともに、次代を担う子どもたちが健やかに育ち、子育てを地域全体で支え応援する社会づくりを進めるため、総合的な計画として「岡山いきいき子どもプラン2020」を策定いたしました。本計画では、出会いから結婚、妊娠・出産、子育てまでライフステージに沿った施策を切れ目なく展開するとともに、困難を抱える子どもや家庭に寄り添う施策、子育てと仕事が両立できる環境整備に関する施策を示しております。

今後、家庭や地域、学校、企業、関係団体など、さまざまな担い手と密接に協働しながら本プランを推進し、「おかやまに生まれ、育ち、本当に良かった」と思える社会の実現に向け、県民一丸となって取り組んでまいりますので、皆さまのご協力とご参加をお願いいたします。

令和2(2020)年3月

岡山県知事 伊原本 隆太

目次

第1章 計画の趣旨	6
1 計画策定の趣旨	
2 計画の性格・位置づけ	
第2章 岡山県の子どもを取り巻く現状と課題 . .	10
1 人口の減少と少子化の現状	
2 少子化の要因と背景	
3 子どもを取り巻く環境の変化	
4 国の少子化対策・子育て支援	
5 岡山県の少子化対策・子育て支援	
第3章 計画の概要	26
1 基本理念	
2 基本的考え方	
3 体系	
4 基本目標及び主要指標	
第4章 計画の内容	34
I 結婚、妊娠・出産の希望がかなう環境の整備	35
1 若者のライフデザイン構築支援	
2 若者の結婚の希望をかなえる環境の整備	
3 健やかな人生の基礎を築く母子保健の推進	
II 乳幼児期における教育・保育の充実	40
1 社会全体で子育てをする気運の醸成	
2 乳児期の保育、幼児期の教育・保育の充実等	
3 地域ぐるみの子育て支援の推進	
III 子どもと若者の成長を支援する環境の充実	49
1 学校教育の推進と家庭の教育力の向上	
2 放課後の居場所づくり	
3 地域・世代間交流の促進等	
IV きめ細かなサポートが必要な子どもや家庭への支援	53
1 社会的養育体制の充実	
2 子ども虐待防止対策の充実	
3 障害や困難を有する子ども・若者への施策の充実	
4 ひとり親家庭の自立支援	
5 子どもの貧困対策の推進	

V ワーク・ライフ・バランスと子育てにやさしい環境づくりの推進 .. 65

- 1 子育てと仕事が両立できる環境の整備(ワーク・ライフ・バランス)
- 2 子育て家庭の安心を支える医療体制の確保
- 3 安心して生み育てられる住生活の確保と子育て相談体制
- 4 安全・安心な子育て環境の整備

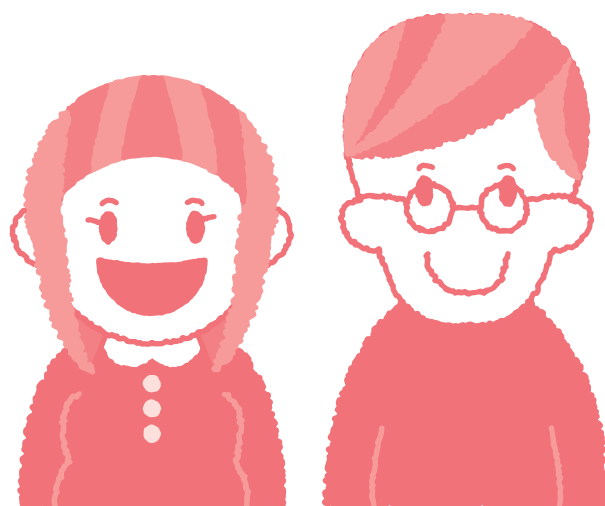
幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策 71

第5章 資料編 78

- 1 令和2年度に実施する主要事業
- 2 岡山県の結婚、妊娠・出産や子育て等に関する相談機関
- 3 結婚、出産、子育てに関する県民意識調査報告【概要】
- 4 合計特殊出生率「見える化」分析〈出生率地域格差要因分析〉【概要】
- 5 「岡山いきいき子どもプラン2020」ができるまで
- 6 県及び国の少子化対策・子育て支援計画等の推移
- 7 関係法令・県条例
 - (1) 子ども・子育て支援法(抄)
 - (2) 次世代育成支援対策推進法(抄)
 - (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(抄)
 - (4) 子どもの貧困対策の推進に関する法律(抄)
 - (5) 母子保健計画について
 - (6) 岡山県子ども・子育て会議条例
 - (7) 岡山県子どもを虐待から守る条例

第1章

計画の趣旨



第1章 | 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

我が国では、世界でも例を見ないスピードでの少子化と高齢化が進み、従来の社会経済システムの変革が迫られるなど、様々な課題が生じてきています。結婚、出産、子どもや子育て家庭を取り巻く社会・経済環境についても、未婚化・晩婚化・晩産化の進行、女性就業者や非正規雇用の拡大など、大きく変化しています。

本県では、2014(平成26)年に、内閣総理大臣を会長とする少子化社会対策会議において「少子化危機突破のための緊急対策」が決定されたことや、2015(平成27)年4月からスタートした「子ども・子育て支援新制度」を踏まえ、2015年3月には、すべての子どもたちが晴れやかな笑顔で暮らす生き生き岡山を目指すことを基本理念に掲げた「岡山いきいき子どもプラン 2015」を策定し、子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを総合的に推進してきました。

前プランの計画期間においては、本県の合計特殊出生率は、ほぼ横ばいで推移しているものの、出生数は8年連続で減少するなど、少子化の傾向に歯止めがかけられたと言える状況にはありません。少子化の要因が結婚、出産、育児、教育、就業環境などライフステージ全般に及んでおり、今日の急速な少子化の傾向にできる限り歯止めをかけるためには、子育てに対する不安・負担の解消や子育てと仕事の両立などの課題に対応しつつ、社会全体で安心して子どもを生み育てられる環境づくりに取り組む必要があります。

こうした中、結婚を希望する方に、より多くの出会いの機会を提供するため、2017(平成29)年度からインターネットを活用した結婚支援システム「おかやま縁むすびネット」の運用を開始しましたが、県全体での結婚に関する気運の醸成にもつながるなど、着実に成果を上げつつあります。また、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援においては、子ども・子育て支援新制度のもとで量の拡充、質の向上が図られる中、県は、実施主体である市町村が、地域の実情に応じて、必要なサービスができるよう支援に努めています。県の主要な施策に対する満足度について調査を行っている「県民満足度調査」では、「結婚・妊娠・出産の希望がかなう環境である」ことに関する満足度が、2017年度の11.4%([満足]、[やや満足]と回答した割合:20項目中20位)から、2019(令和元)年度の49.9%(20項目中5位)まで上昇しています。

また、結婚、出産、子育てに関する「県民意識調査」においても、20歳から34歳の独身男女の結婚意欲が上昇するなど、県民の結婚、出産、子育てに関する意識に、ポジティブな傾向も現れつつあります。

社会・経済に大きな影響を及ぼす少子化に対し早急に対策を講じ、すべての子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進することは、これまで以上に喫緊の課題となっています。さらに、2019年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、保育需要のさらなる増加が見込まれる中、保育人材の確保や待機児童等の対策のほか、社会的養護を必要とする子どもの増加や、児童虐待につながるおそれのある家庭状況の多様化、複雑化などへの対応も急務となっています。

こうしたことから、私たちの社会を構成する市町村をはじめ、大学、企業、NPOなど多様な主体の協力を得て、少子化の流れを変えることを目指すとともに、次代を担う子どもたちが健やかに育ち、子育てを地域全体で支え応援する社会づくりを進めるための総合的な計画として「岡山いきいき子どもプラン 2020」を策定するものです。

2 計画の性格・位置づけ

この計画は、中期的な視点から、少子化の流れを変えることを目指すとともに、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備を総合的・計画的に推進するための基本的な計画であり、法令等に基づく、以下の計画の性格を併せ持ちます。

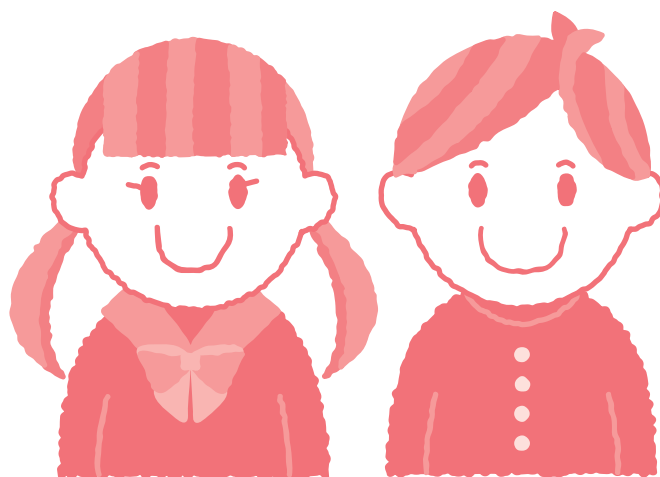
- 県子ども・子育て支援事業支援計画 (子ども・子育て支援法)
- 次世代育成支援対策のための県行動計画 (次世代育成支援対策推進法)
- 母子及び父子並びに寡婦の自立促進計画 (母子及び父子並びに寡婦福祉法)
- 県子どもの貧困対策計画 (子どもの貧困対策の推進に関する法律)
- 県母子保健計画 (国の「健やか親子 21 (第2次)」)

3 計画の期間

この計画の期間は、2020(令和2)年度を初年度とし、2024(令和6)年度を目標年度とする5年間とします。

第2章

岡山県の子どもを取り巻く 現状と課題



第2章 岡山県の子どもを取り巻く現状と課題

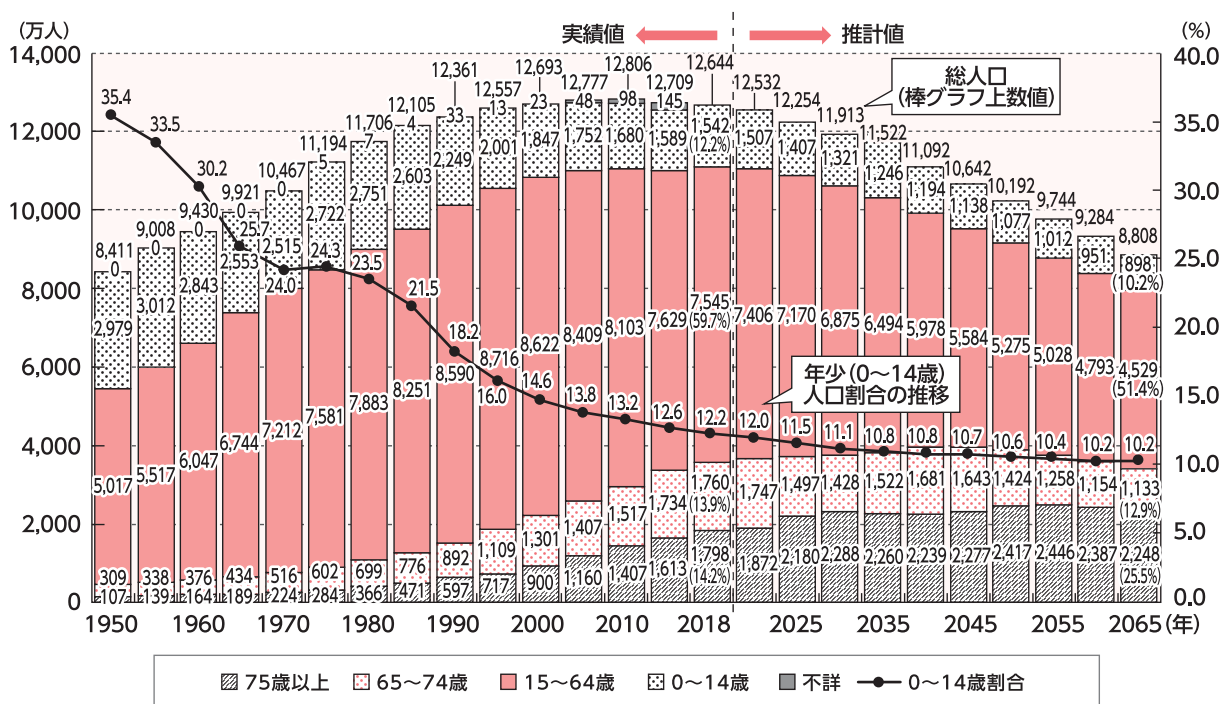
1 人口の減少と少子化の現状

(1) 人口の減少

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口(平成29年推計)」は、我が国の将来の人口規模や年齢構成等、人口構造の推移を推計しています。このうち、中位推計(出生中位・死亡中位)の結果に基づけば、総人口は、2018(平成30)年の1億2,644万人から、2053(令和35)年には1億人を割って9,924万人、約50年後の2065(令和47)年には3,836万人減(2018年人口の30.3%)の8,808万人になると見込まれています。

また、同推計期間に、年少人口割合は2018年の12.2%から2065年の10.2%へと2.0ポイントの減少、生産年齢人口割合は59.7%から51.4%へと8.3ポイントの減少が見込まれています。一方、老年人口割合は、2065年には38.4%、すなわち2.6人に1人にまで増加すると見込まれています。

■総人口及び人口構造の推移と見通し(全国)



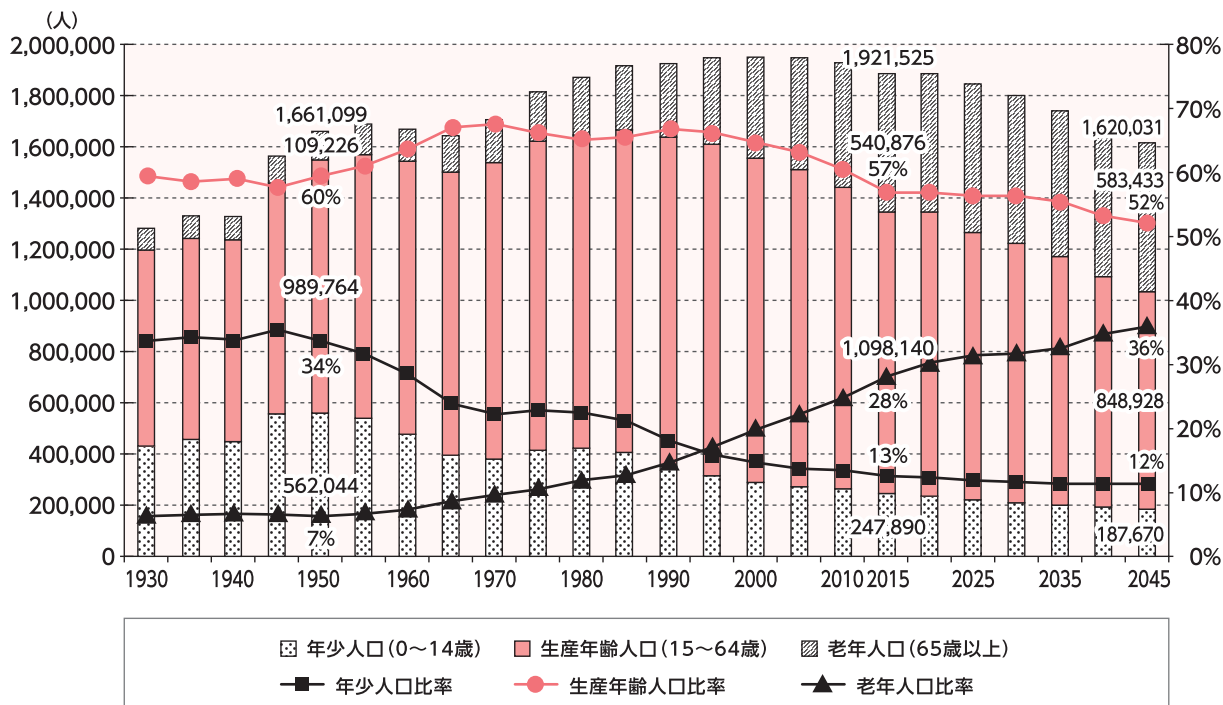
注: 2018年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「平成27年国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口(参考表)」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、1950~2015年の年少人口割合の算出には分母から年齢不詳を除いている。

注: 年齢別の結果からは、沖縄県の昭和25年70歳以上の外国人136人及び昭和30年70歳以上23,328人を除いている。

資料: 2015年までは総務省「国勢調査」、2018年は総務省「人口推計」(平成30年10月1日現在確定値)、2020(令和2)年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。

本県については、2005（平成17）年の196万人をピークに、人口が減少しつつあり、上記中位推計を元に市区町村別に将来人口を推計した「日本の地域別将来推計人口（2018年推計）」によると、本県の出生率は2015年以降、約30年間ほぼ維持されるとされ、総人口は2045（令和27）年には162万人と2015年比で15.7%減少、老年人口割合については、36.0%となることが予想されています。

■総人口及び人口構造の推移と見通し（岡山県）



資料：2015年までは総務省統計局「国勢調査」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

（2）少子化の現状

我が国の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期（昭和22年～昭和24年）には約270万人、第2次ベビーブーム期（昭和46年～昭和49年）には約200万人でしたが、1984（昭和59）年には150万人を割り込み、1991（平成3）年以降は増加と減少を繰り返しながら、緩やかな減少傾向となっています。2016（平成28）年の出生数は97.7万人と、1899（明治32）年の統計開始以来、初めて100万人を割りこんだ後、2018（平成30）年は91.8万人と過去最小の出生数となっています。

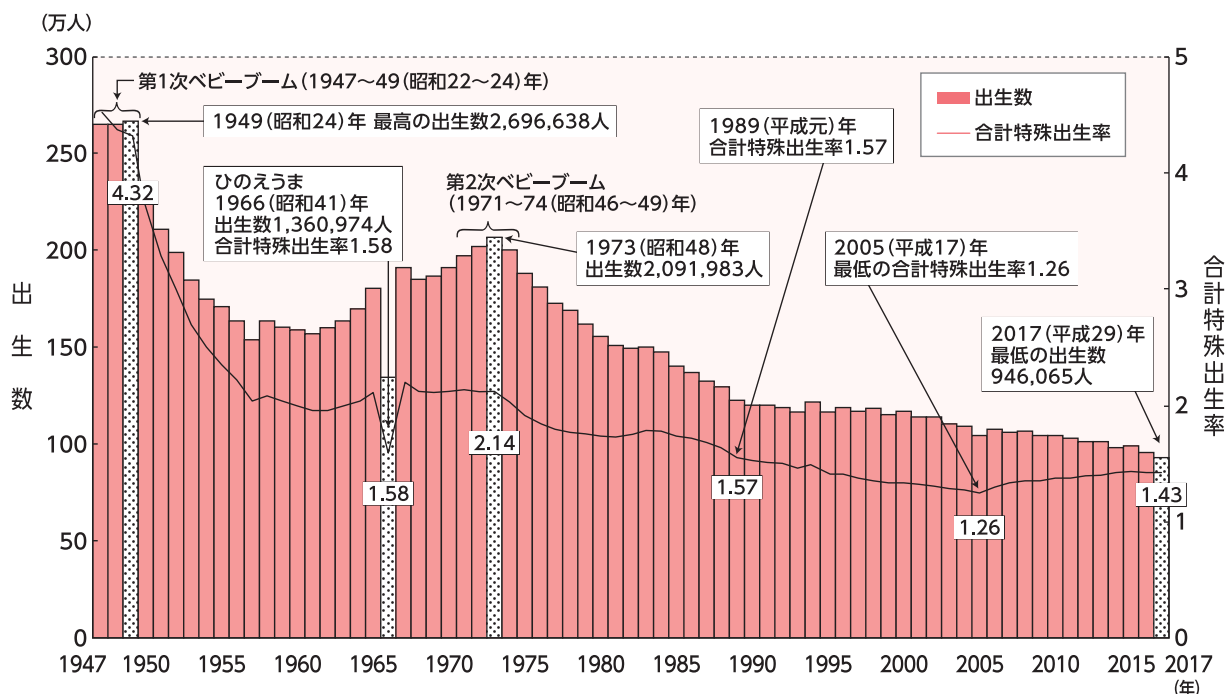
合計特殊出生率^{（注）}については、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていましたが、1950（昭和25）年以降急激に低下しました。その後、第2次ベビーブーム期を含め、ほぼ2.1台で推移しましたが、1975（昭和50）年に2.0を下回ってから再び低下傾向となりました。1989（平成元）年にはそれまで最低であった1966（昭和41）年（丙午：ひのえうま）の数値を下回る1.57を記録し、さらに、2005（平成17）年には過去最低である1.26まで落ち込みました。その後は、微増傾向で推移したものの、2015（平成27）年の1.45以降、2016（平成28）年から再び低下し、2018（平成30）年は1.42となっています。

これは、アジアの国や地域の中で経済成長が著しい、シンガポール（1.16）、韓国（1.05）、台湾（1.13）よりは上回るものの、欧米の先進国の中ではフランス（1.90）、アメリカ（1.76）、ドイツ（1.57）を下回るほか（いずれも2017年の値）、OECDの平均（2016年：1.68）も下回る水準となっています。

（注）合計特殊出生率：その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。

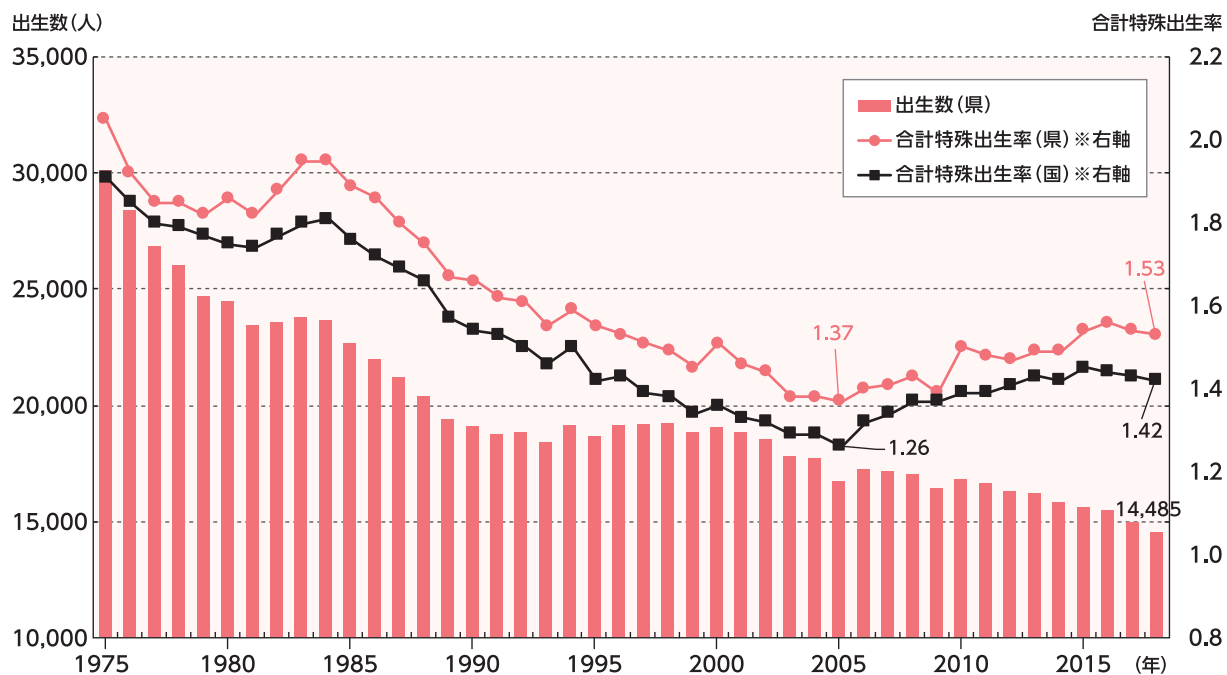
本県の2018(平成30)年の合計特殊出生率は1.53と、前年と比べ0.01ポイント低下し、全国平均より高いものの、中国5県の中で最も低くなっています。また、出生数は14,485人、死亡数は22,429人と、2005(平成17)年から14年連続で、死亡数が出生数を上回る人口の自然減の現象が続いています。

■出生数及び合計特殊出生率の年次推移(全国)



資料：厚生労働省「人口動態統計」

■出生数及び合計特殊出生率の年次推移(岡山県)



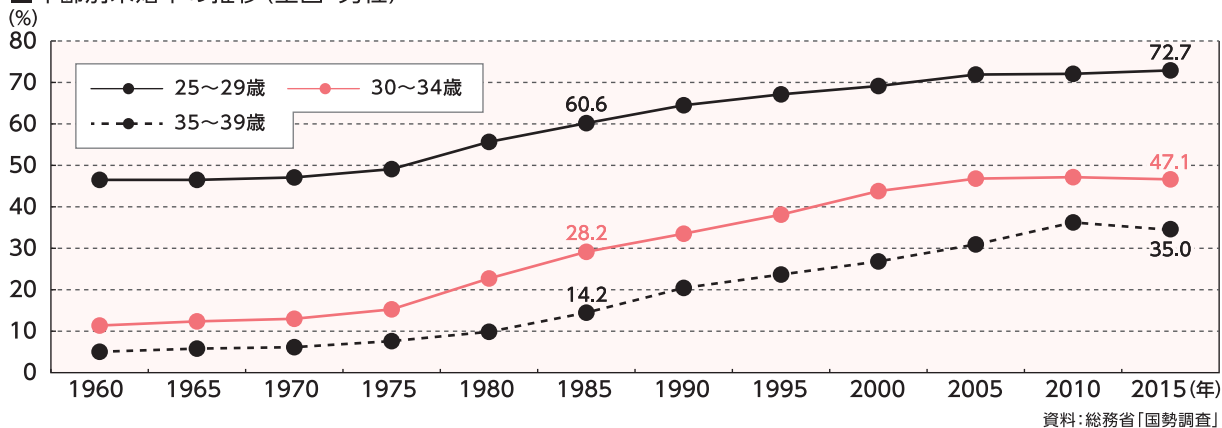
資料：厚生労働省「人口動態統計」

2 少子化の要因と背景

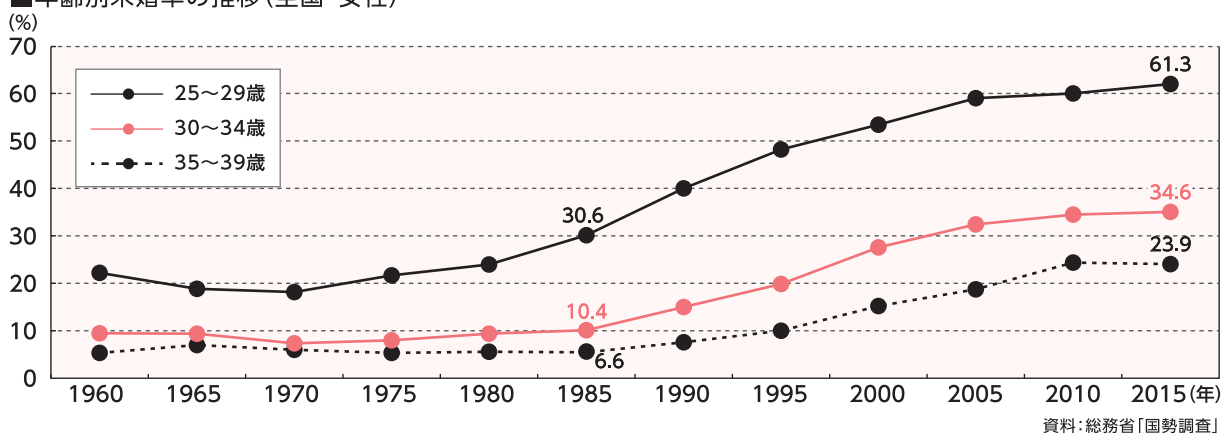
(1) 未婚化の進行

2015(平成27)年の総務省「国勢調査」によると、未婚率は男性が25～29歳で72.7%、30～34歳で47.1%、35～39歳で35.0%、女性では25～29歳で61.3%、30～34歳で34.6%、35～39歳で23.9%となっています。

■年齢別未婚率の推移(全国・男性)



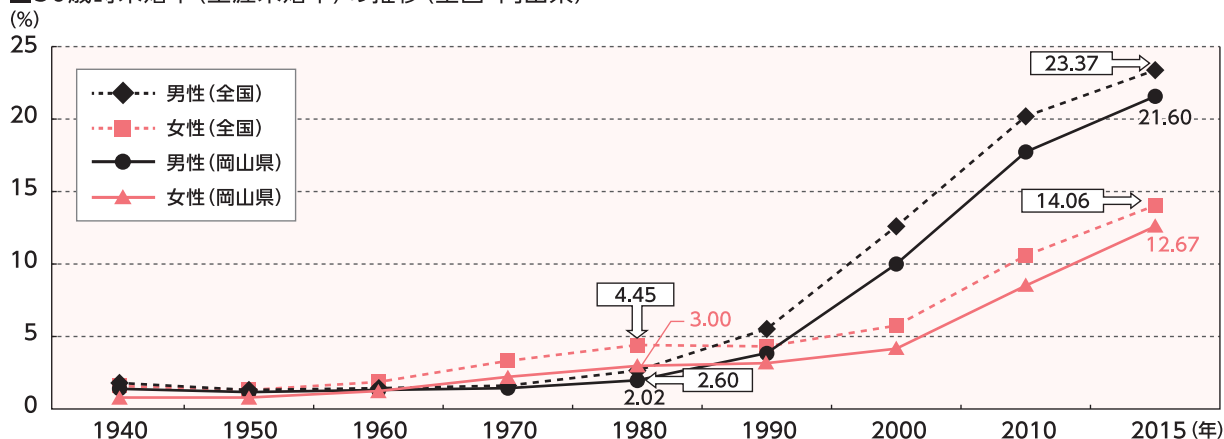
■年齢別未婚率の推移(全国・女性)



50歳時の未婚率は、男性は約35年前の2.6%(1980年)から23.4%(2015年)、女性は4.5%(1980年)から14.1%(2015年)へ大きく上昇しています。

本県においても、50歳時の未婚率は、男性は2.0%(1980年)から21.6%(2015年)、女性は3.0%(1980年)から12.7%(2015年)へ大きく上昇しています。

■50歳時未婚率(生涯未婚率)の推移(全国・岡山県)



注: 50歳時未婚率は、45～49歳と50～54歳未婚率の平均値であり、50歳時の未婚率を示す。

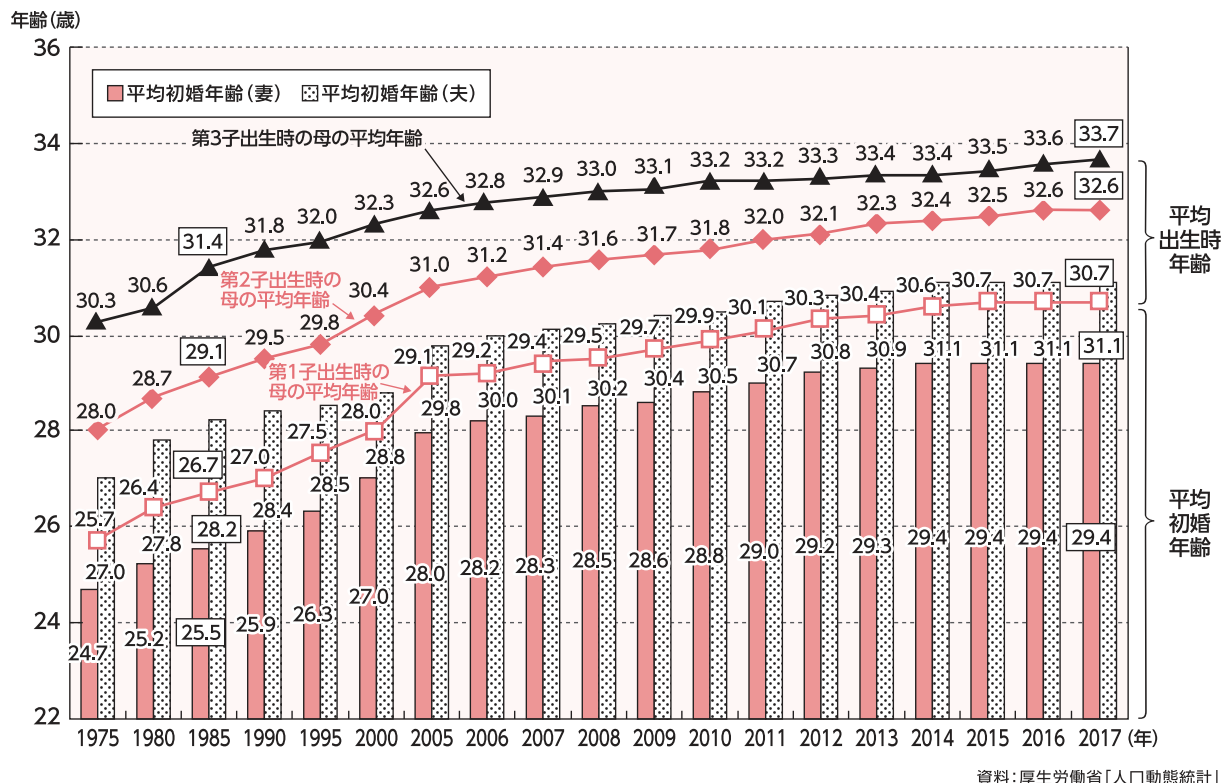
資料: 国立社会保障・人口問題研究所から「人口統計資料集2019」

(2) 晩婚化・晩産化の進行

日本人の平均初婚年齢は、2017(平成29)年で、夫が31.1歳、妻が29.4歳(いずれも、2014年以降横ばい)と、短期的にみると、晩婚化の進行は鈍化しつつあるものの、長期的にみると夫、妻ともに上昇傾向を続けており、結婚年齢が高くなる晩婚化が進行しています。1985(昭和60)年と比較すると、約30年間で夫は2.9歳、妻は3.9歳上昇しています。

出生したときの母親の平均年齢をみると、2017(平成29)年においては、第1子が30.7歳、第2子が32.6歳、第3子が33.7歳と上昇傾向が続いています。晩婚化が進行すると、それに伴い、母親の出産年齢が高くなり晩産化も進行する傾向が見られます。

■平均初婚年齢と出生順位別母の平均年齢の年次推移(全国)



本県につきましても、1985(昭和60)年には男性27.6歳、女性24.9歳であった平均初婚年齢が、2018(平成30)年には男性30.1歳、女性28.7歳と、約30年間で男性が2.5歳、女性で3.8歳上昇する晩婚化が進行しています。また、2016(平成28)年度に実施した「岡山県出生率地域格差要因分析」では、中国地方の他県に比べ、本県は20歳代の女性有配偶率と30歳代の有配偶出生率が低いことが明らかとなりました。

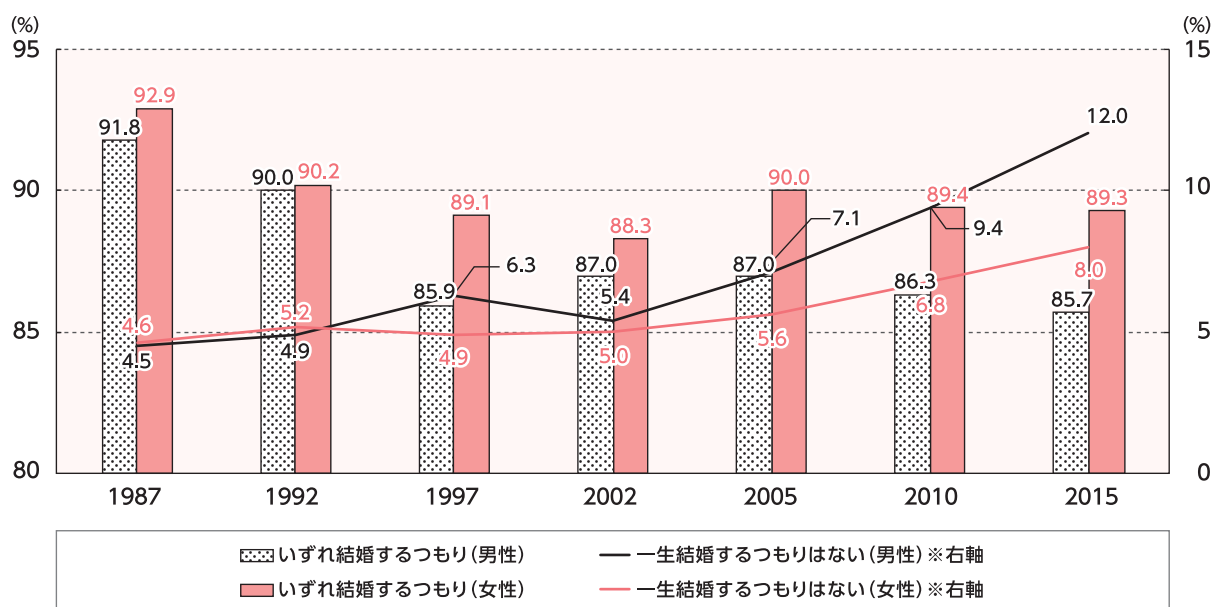
(3) 結婚に関する意識

社会保障・人口問題研究所では、独身者を対象とした調査(「出生動向基本調査」別名「結婚と出産に関する全国調査」)を5年ごとに行っています。

2015(平成27)年、独身者の結婚の意思については、「いずれ結婚するつもり」が男性85.7%(前回2010年調査86.3%)、女性89.3%(同89.4%)とともにほぼ9割と結婚する意思のあるものが大半を占めています。

一方、「一生結婚するつもりはない」と回答した人は、男女とも上昇傾向にあり、男性で12.0%(同9.4%)、女性で8.0%(同6.8%)となっていますが、実際の50歳時未婚率は、2015(平成27)年で男性が23.4%、女性が14.1%となっており、「一生結婚するつもりはない」人以外でも結婚の希望が実現できていない人がいるという状況になっています。

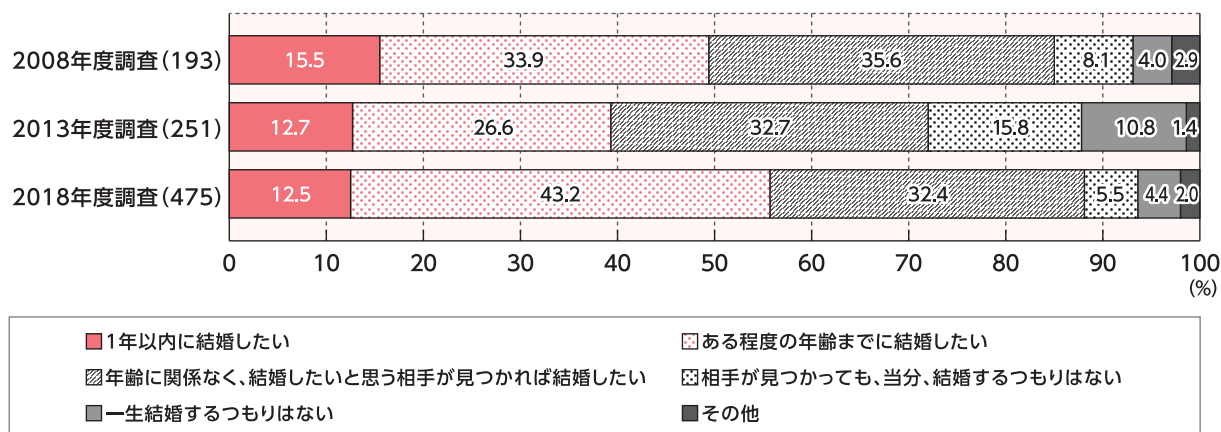
■未婚者の生涯の結婚意思(全国)



資料：社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」

本県が行った県民意識調査(2018(平成30)年調査)では、20～34歳の独身の男女の結婚に関する考え方については、「いずれ結婚したいと思っている者」は、88.1%(前回2013(平成25)年調査72.0%)となっており、全国と同様、9割近くが結婚の意思を持っています。

■結婚についての考え方(岡山県、20～34歳独身者)



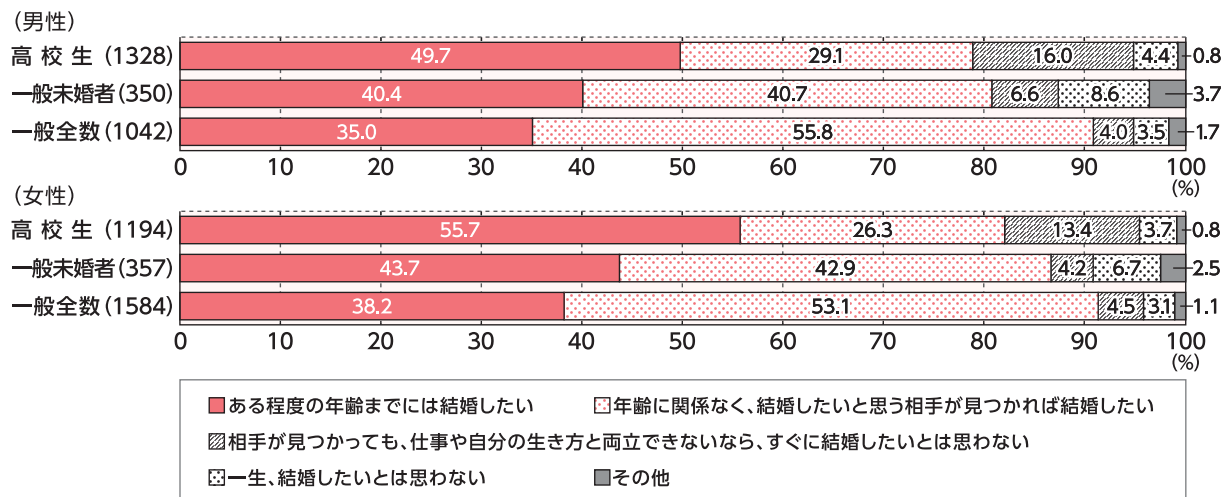
注1：いずれ結婚したいと思っている者は、「1年以内に結婚したい」「ある程度の年齢までに結婚したい」「結婚したいと思う相手が見つければ結婚したい」の合計である。
注2：選択肢を合致させるため2008年度調査及び2013年度調査は「不明」のほか「わからない」を除く合計を100とした割合である。

資料：岡山県「県民意識調査(2018調査)」

また、今回の県民意識調査では、県内の高校2～3年生を対象に結婚、出産、子育てに関する意識調査を実施しています。

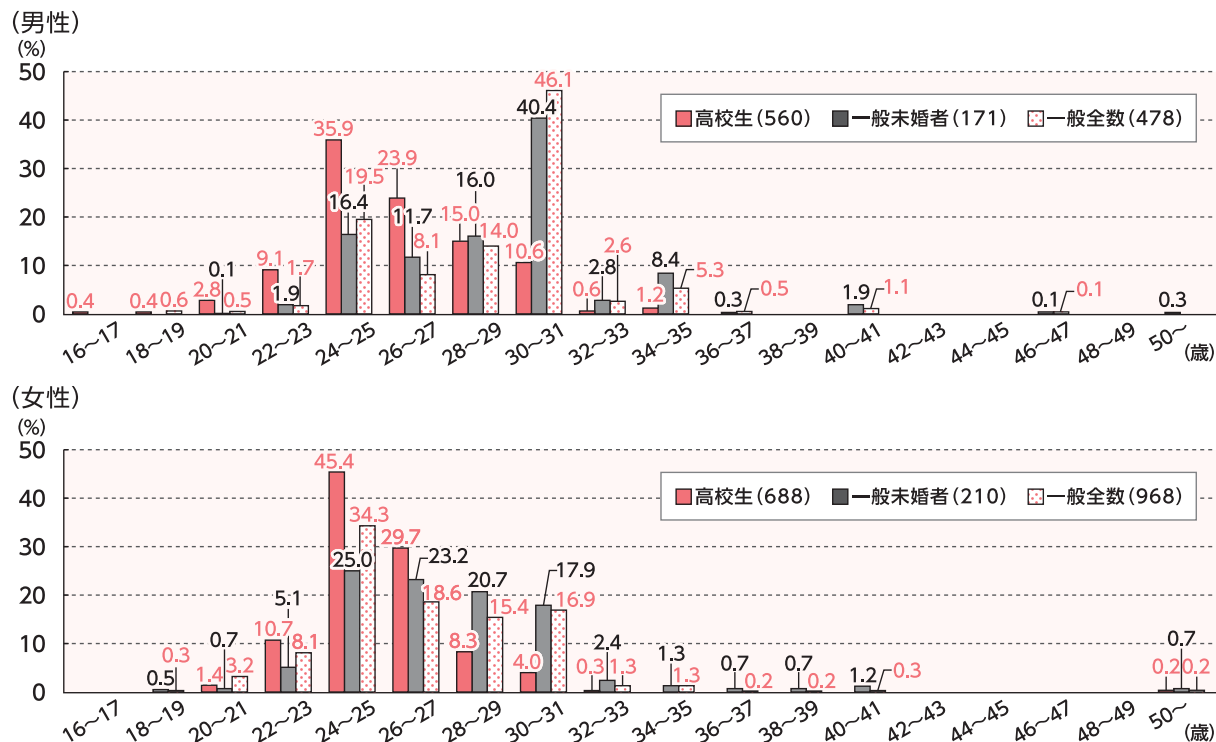
このうち、高校生の結婚に関する意識は、結婚意欲が強いと考えられる「ある程度の年齢までに結婚したい」の割合が、男子生徒で49.7%、女子生徒で55.7%となり、一般県民向け調査における未婚者や全体の回答割合に比べ高くなっており、調査対象の違いにより、意識の違いが生じています。

■対象者別の結婚意欲(岡山県)



さらに、高校生における理想の結婚年齢の平均についても、男子生徒で26.1歳、女子生徒で25.6歳となりました。一方、一般県民における理想の結婚年齢の平均は、男性で28.9歳、女性で26.5歳となっており、高校生の理想の結婚年齢は、一般県民よりも男性で約3歳、女性で約1歳、若くなっており、意識の違いが生じています。

■理想の結婚年齢(岡山県)

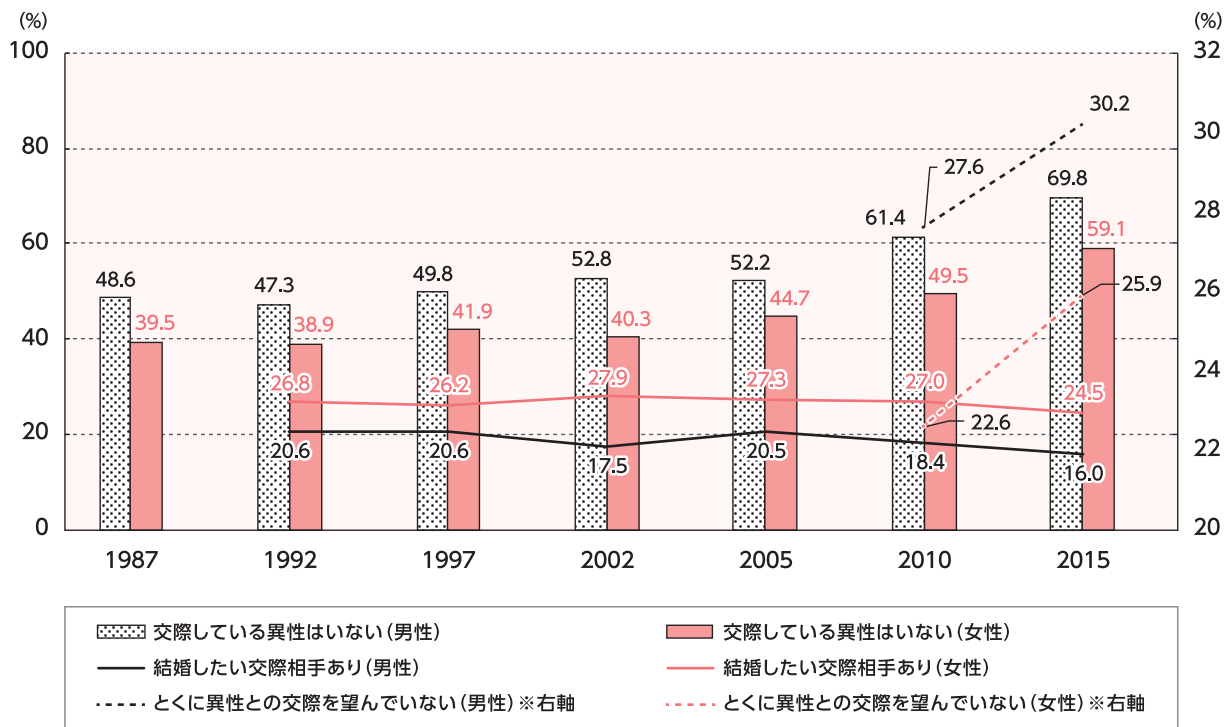


(4) 異性との交際状況

同じく社会保障・人口問題研究所の「出生動向基本調査(2015(平成27)年調査)」では、18～34歳の未婚者のうち「交際している異性はいない」と回答した割合は男性69.8%(前回2010(平成22)年調査61.4%)、女性59.1%(同49.5%)といずれも上昇傾向となっています。

また、交際相手をもたず、かつ交際を望んでいない未婚者は、男性では全体の30.2%(前回27.6%)、女性では25.9%(同22.6%)を占め、同様に増加しています。一方、結婚したい交際相手のいる割合は、男性16.0%(前回18.4%)、女性24.5%(同27.0%)でした。

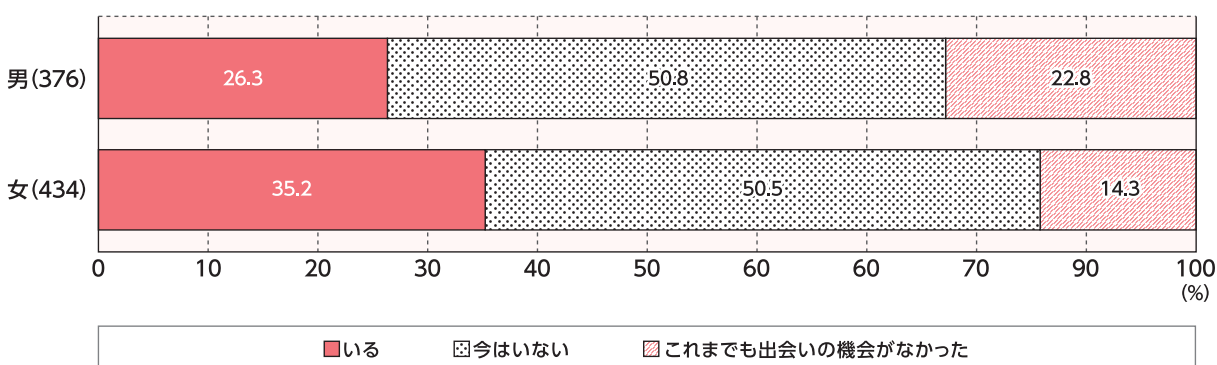
■未婚者における異性との交際の状況(全国)



資料：社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」

本県が行った県民意識調査では、20～49歳の未婚の男女のうち、異性の交際相手がいらない(「今はいない」と「これまでも出会いの機会がなかった」を合わせたもの)と答えた人が男性で73.6%、女性で64.8%でした。

■交際状況(岡山県・未婚者)



注：県民局別男女未婚者人口(20-49歳)によるウェイトバック集計である。

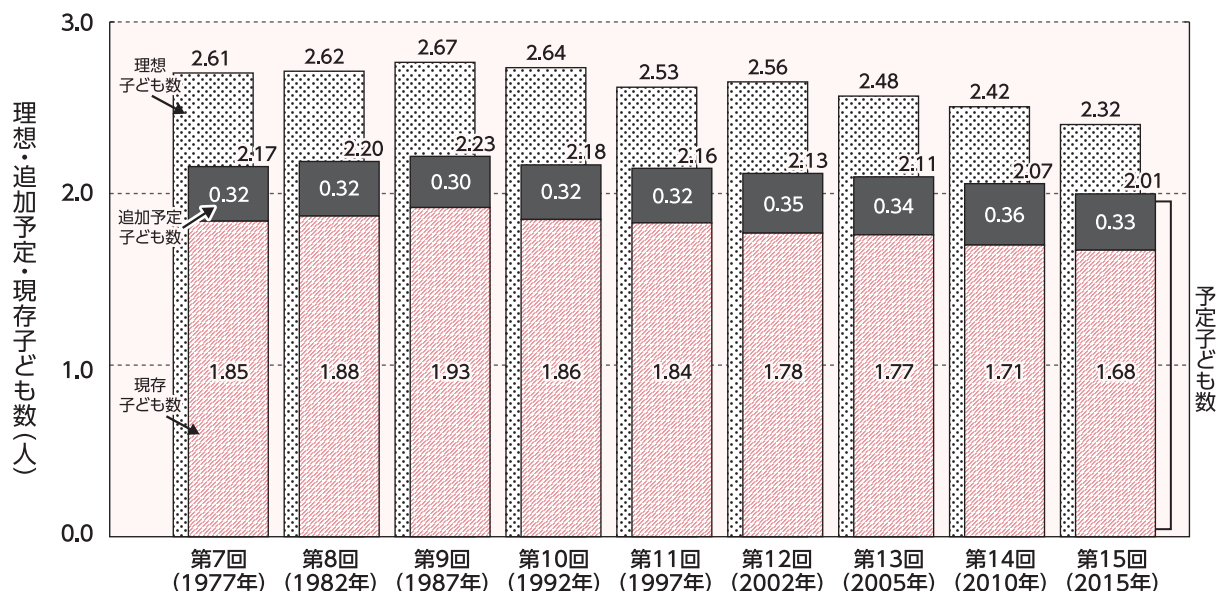
資料：岡山県「県民意識調査(2018調査)」

(5) 出産に関する意識

社会保障・人口問題研究所の「出生動向基本調査(2015(平成27)年調査)」によると、夫婦にたずねた理想的な子どもの数(平均理想子ども数)は、前回調査の2.42人(2010年)から引き続き低下し、調査開始以降最も低い2.32人となっています。

また、夫婦が実際に持つつもりの子どもの数(平均予定子ども数)も、人口置換水準といわれる2.07を下回り、2.01人となっています。

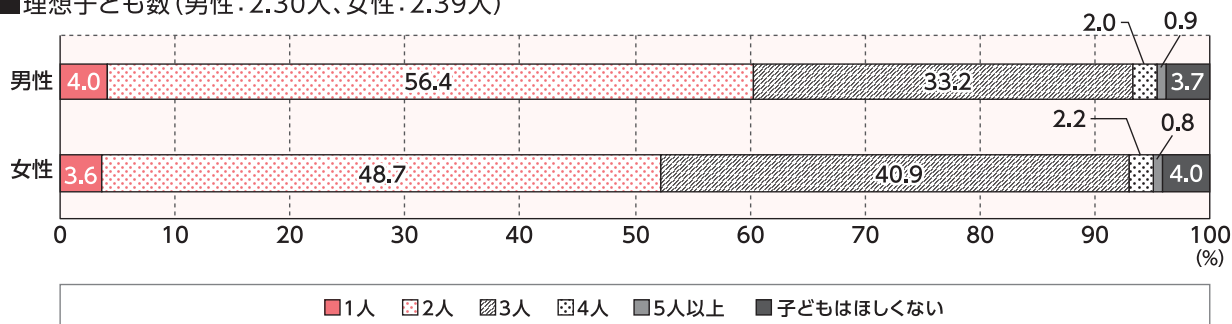
■平均理想子ども数と平均予定子ども数の推移(全国)



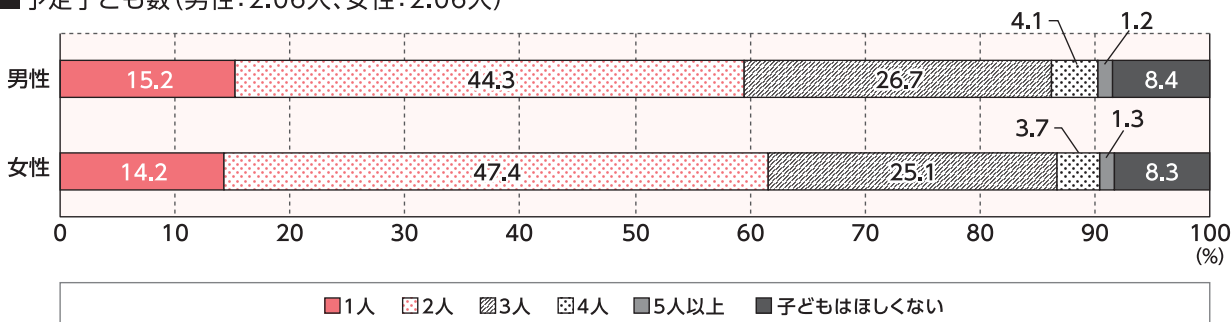
資料：社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」

本県が行った県民意識調査でも、平均理想子ども数は男性で2.30人、女性で2.39人に対し、平均予定子ども数は男性で2.06人、女性で2.06人であり、全国と同様に理想どおりの子どもを持つことができていない状況となっています。

■理想子ども数(男性：2.30人、女性：2.39人)



■予定子ども数(男性：2.06人、女性：2.06人)



注：上記は、回答割合であり、四捨五入により合計が100にならないことがある。

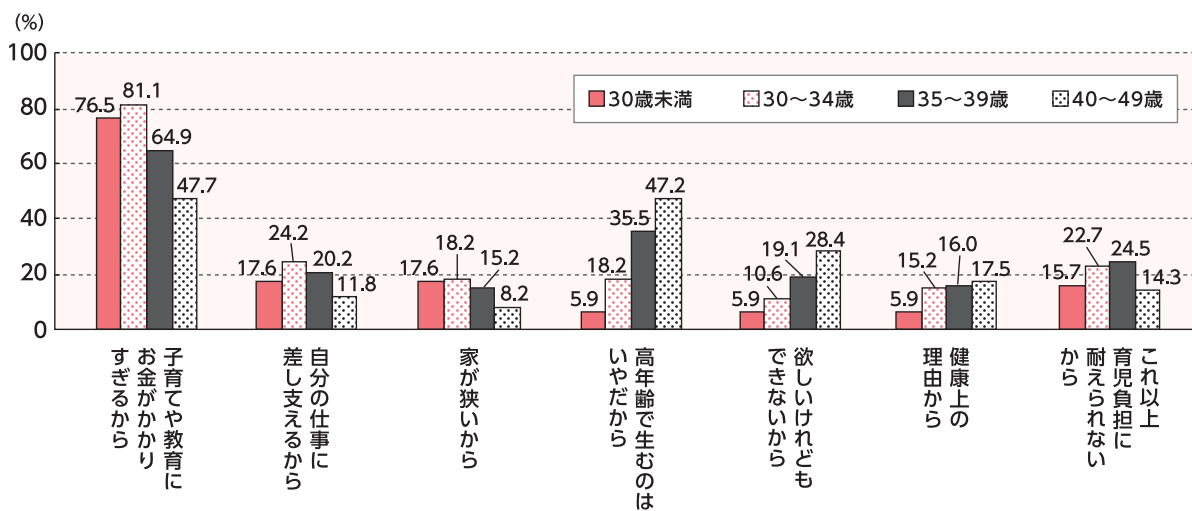
資料：岡山県「県民意識調査(2018調査)」

(6) 理想とする子どもの数を持たない理由

社会保障・人口問題研究所の「出生動向基本調査(2015(平成27)年調査)」では、予定子ども数が理想子ども数を下回る理由として最も多いのは「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」でした。とりわけ30歳未満での若い世代ではこうした経済的理由を選択する割合が高く、一方、30歳代以上では、「欲しいけれどもできないから」などの年齢・身体的理由の選択率が高くなっています。

また、30歳代では「これ以上、育児の心理的・肉体的負担に耐えられないから」という回答が他の年齢層に比べて多くなっていました。

■理想子ども数を持たない理由(全国、妻の年齢別)

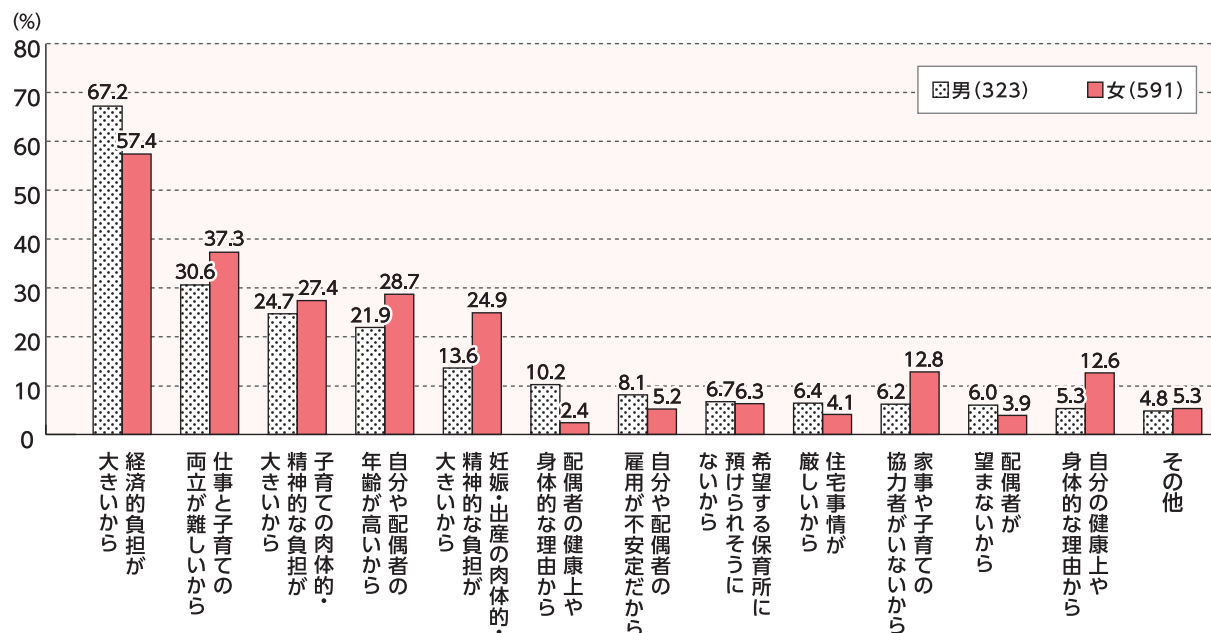


資料：社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」

県民意識調査でも、理想子ども数より予定子ども数が少ない理由として、「経済的負担が大きいから」が男性で67.2%、女性で57.4%と最も多く、「仕事と子育ての両立が難しいから」が男性で30.6%、女性で37.3%、「子育てに対する心理的・肉体的負担が重いから」が男性で24.7%、女性で27.4%となっております。

子育て費用の負担感の大きさや親の精神的負担感(ストレス)などとともに、就労と子育ての両立の難しさが、子どもを持つ希望の実現を妨げる要因の一つとなっていることが伺えます。

■予定子ども数が理想子ども数よりも少ない理由(岡山県)

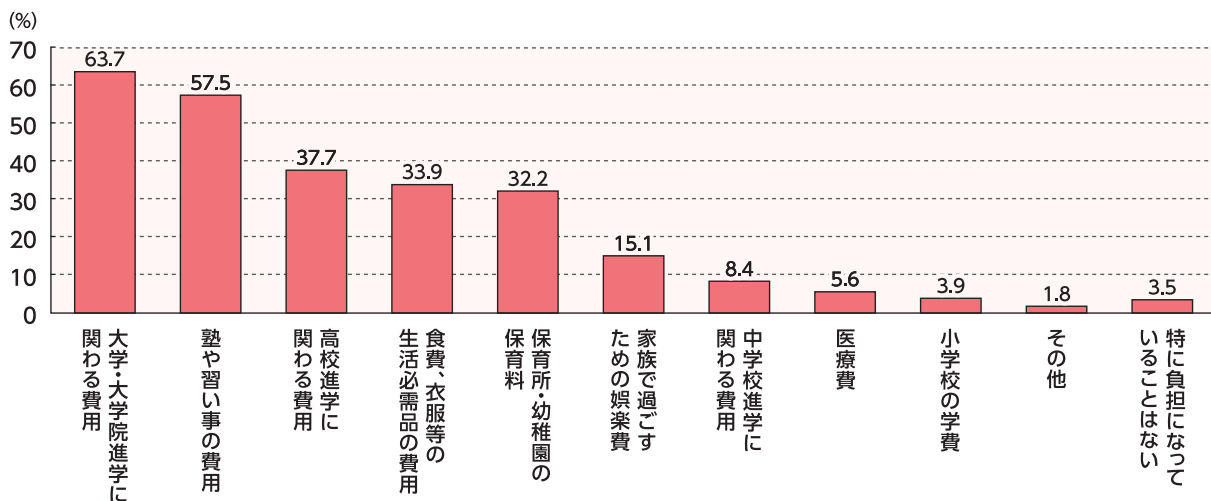


注：県民局別男女人口(20-49歳)によるウエイトバック集計である。

資料：岡山県「県民意識調査(2018調査)」

さらに、子育て世帯における、家計の負担についての項目では、「大学・大学院進学に関わる費用」が63.7%、「塾や習い事の費用」が57.5%に上り、他の選択肢と比べ20ポイント以上の差が生じています。

■子育てにおいて家計の負担になっていること(岡山県)



注1: 県局別の「最年少の子どもが9歳までの世帯数」によるウェイトバック集計である。

注2: 子どもが成長した将来の予想を含む。

資料: 岡山県「県民意識調査(2018調査)」

予定子ども数が理想を下回る場合、理想を3人以上としている夫婦では理想を実現できない理由として「お金がかかりすぎる」「家が狭い」といった経済的理由を挙げる割合が高く、理想が2人以下の場合には、「高齢だから」「欲しいけれどもできないから」などの年齢・身体的理由が多く挙げられています。

■理想・予定子ども数の組み合わせ別にみた、理想子ども数を持たない理由(全国)

(複数回答)

理想の子ども数 と 予定子ども数 の組み合わせ	夫婦の内訳 理想を下回る 予定子ども数 が 理想を下回る 夫婦の内訳 (客体数)	理想の子ども数を持たない理由											
		経済的理由			年齢・身体的理由			育児負担	夫に関する理由			その他	
		から お金の が か か り す ぎ る	自 分 の 仕 事 (勤めや家業に 差 し 支 え る か ら)	家 が 狭 い か ら	高 年 齢 で 生 む の は い や だ か ら	欲 し い け れ ど も で き な い か ら	健 康 上 の 理 由 か ら	こ れ 以 上 、 育 児 の 心 理 的 、 肉 体 的 な 負 担 に 耐 え ら れ な い か ら	夫の家事・育 児への協力が得 られないか ら	成人してほ しいから	一番末の子 が夫の定年 退職までに	夫が望ま ないから	子 ど も が の び の び と 育 つ 社 会 環 境 で は な い か ら
理想1人以上 予定0人	6.1 (77)	15.6	6.5	1.3	39.0	74.0	24.7	9.1	2.6	2.6	3.9	6.5	9.1
理想2人以上 予定1人	39.2 (491)	43.8	11.8	6.1	42.4	34.8	17.5	14.1	11.6	6.5	9.4	5.7	4.9
理想3人以上 予定2人以上	54.7 (685)	69.8	18.7	16.1	38.1	9.8	14.7	21.0	9.6	8.3	7.7	6.1	6.3
総数	100.0 (1,253)	56.3	15.2	11.3	39.8	23.5	16.4	17.6	10.0	7.3	8.1	6.0	5.9

(%)

資料: 社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」

3 子どもを取り巻く環境の変化

核家族化の進展、共働き家庭の増加、働き方の多様化など、子育てをめぐる環境が大きく変化する中、子育てしやすい社会の実現が求められています。2015(平成27)年度に、393人であった県内の待機児童数は、2017(平成29)年度に1,048人まで増加したものの、保育の受け皿整備を進めることにより、2019(平成31)年度には、580人にまで減少しました。2019年10月に開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、保育需要の増大も見込まれることから、引き続き、待機児童の解消に取り組むとともに、子育て家庭における様々なニーズへ対応するなど、一人ひとりの子どもの健やかな育ちの実現のため、子育て支援の充実を図ることが求められています。

また、経済的な困窮、いじめ、不登校、ひきこもり、障害、虐待など、子どもたちが抱える問題は非常に多岐にわたるものとなっています。子どもの虐待については、児童相談所への相談対応件数が増加傾向にあり、全国的には重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど、深刻な社会問題となっています。2017年に実施した「岡山県子どもの生活実態調査」では、所得が少ない世帯や、その子どもの実態として、子どもへの大人の関与が少ないこと、生活リズムの乱れ、孤食、学習習慣が定着しないことによる学力不足などが明らかとなりました。生まれ育った環境などによって、子どもの現在及び将来が左右されることのないよう、個々の状況に応じたきめ細かな支援が求められています。

4 国の少子化対策・子育て支援

(1) 新たな少子化社会対策大綱

2015(平成27)年3月に新たな「少子化社会対策大綱」が閣議決定されました。新たな大綱では、子育て支援重視であった少子化対策の枠組みを超えて、新たに結婚の支援を加え、子育て支援策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化の5つの重点課題を設けています。

(2) ニッポン一億総活躍プラン

2016(平成28)年5月、内閣総理大臣を議長とする「一億総活躍国民会議」において、「ニッポン一億総活躍プラン」が取りまとめられ、同年6月に閣議決定されました。同プランにおいては、「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進等を掲げ、2016年度～2025(令和7)年度の10年間のロードマップを示しています。

(3) 新・放課後子ども総合プラン

2014(平成26)年7月に策定された「放課後子ども総合プラン」の進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等によるすべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、新たな放課後児童対策のプランを、2018(平成30)年9月に文部科学省と厚生労働省が共同で策定しました。

2019年度から5年間を対象とする同プランでは、放課後児童クラブについて、2021(令和3)年度末までに約25万人分を整備し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023(令和5)年度末までに計約30万人分の受け皿を整備することなどを目指しています。

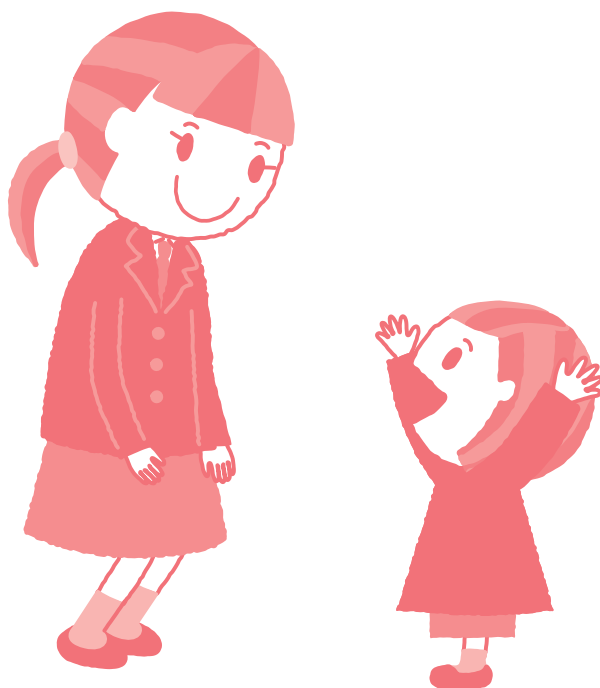
(4) 幼児教育・保育の無償化

政府は2017(平成29)年12月、「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪とする「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定しました。このうち、「人づくり革命」については、無限の可能性を持つ子どもたちのため、これまで段階的に実施してきた幼児教育無償化を一気に進めるとともに、真に必要な子どもたちに対する高等教育の無償化を実施すること等を盛り込んでおり、希望出生率1.8等の実現を目指すこととしています。2018(平成30)年6月には「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、幼児教育、高等教育の無償化の対象範囲等について整理され、同年12月には「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」において、それぞれの制度設計の詳細が示されました。

その後、2019(平成31、令和元)年通常国会において、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が可決・成立したことから、2019(令和元)年10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施されることとなりました。

■ 幼児教育・保育の無償化のポイント

幼稚園、保育所、 認定こども園等	3～5歳	原則として利用料を無償化
	0～2歳	住民税非課税世帯を対象として無償化



5 岡山県の少子化対策・子育て支援

(1) 少子化対策

2015(平成27)年に策定した「岡山いきいき子どもプラン 2015」では、「結婚、妊娠、出産の希望がかなう環境づくり」を新たな柱の一つに加え、結婚を希望する方に出会いの場を提供するなど、結婚をサポートする体制の充実等を盛り込みました。

また、2017(平成29)年に策定した県の総合的な計画である「新晴れの国おかやま生き生きプラン」では、新たに「結婚・妊娠・出産応援プログラム」を設け、出会い、結婚、妊娠・出産へのさらなる支援に取り組むことを掲げています。

こうした中、県では、2015年8月に、結婚を希望する若者を支援する拠点として、「おかやま出会い・結婚サポートセンター」を岡山市内に設置しました。2017年5月には、同センターにおいて、結婚希望者に対し、1対1の出会いの機会を提供する結婚支援システム「おかやま縁むすびネット」の運用を開始しています。

(2) 子育て支援

2017(平成29)年に策定した「新晴れの国おかやま生き生きプラン」では、前プランに引き続き「子育て支援充実プログラム」を設け、誰もが安心して子育てできる環境の充実を図ることとしています。

子ども・子育て支援新制度に基づき、保育の実施主体である市町村を支援するとともに、第3子以降の3歳未満児を対象とする保育料無償化や、市町村域を越えた病児保育施設の相互利用の推進など、市町村と連携を図りながら子育て環境の整備を進めてきました。

また、深刻化する保育士不足に対応するため、2017年5月に「保育士・保育所支援センター」を開設し、潜在保育士の掘り起こしと就業支援を推進するとともに、保育士等からの相談対応や離職防止研修会等など、現任保育士の離職防止に取り組んでいます。

■幼稚園・認定こども園(1号認定児)の整備・利用状況

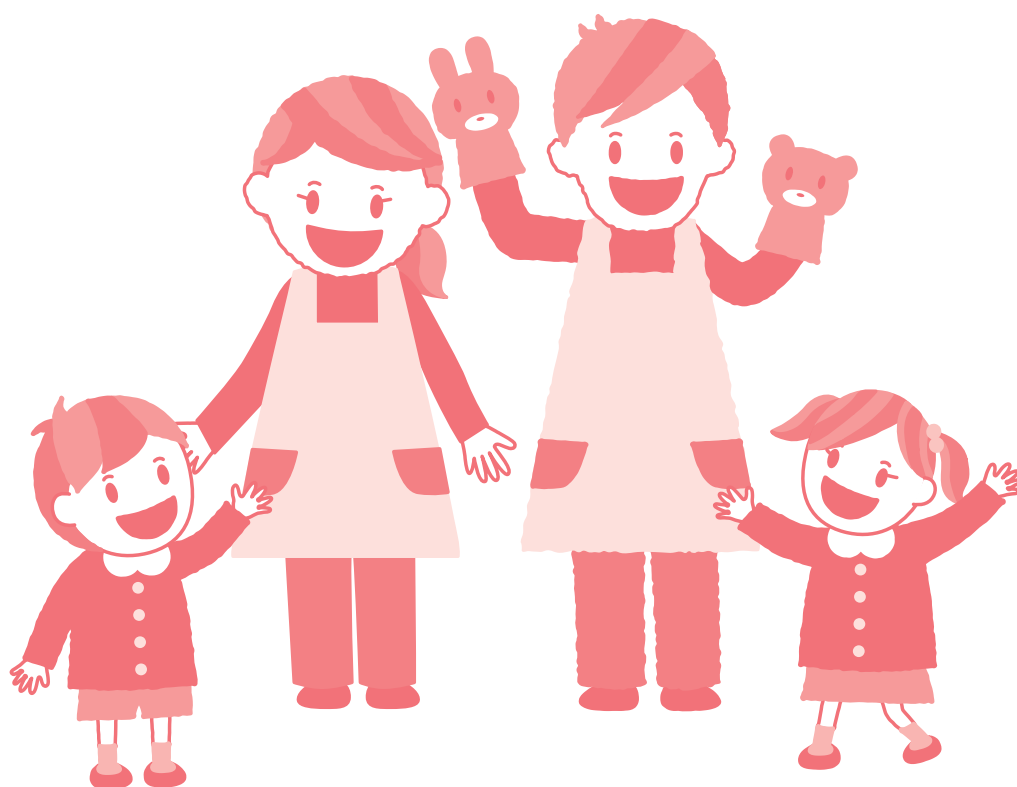
区 分	公私別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
施設数 (か所)	公立	276	271	271	266	256
	私立	36	42	47	58	71
	計	312	313	318	324	327
定員数 (人)	公立	29,363	28,698	26,487	25,297	23,588
	私立	7,599	7,566	7,774	8,101	8,077
	計	36,962	36,264	34,261	33,398	31,665
入所児童数 (人)	公立	12,981	12,726	11,960	11,199	10,437
	私立	5,786	5,868	6,041	6,198	6,320
	計	18,767	18,594	18,001	17,397	16,757

注1:施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園の数値を含む。

注2:認定こども園の施設数については、「保育所・認定こども園(1号認定児)の整備・利用状況」と「幼稚園・認定こども園(2・3号認定児)の整備・利用状況」の両方に計上している。

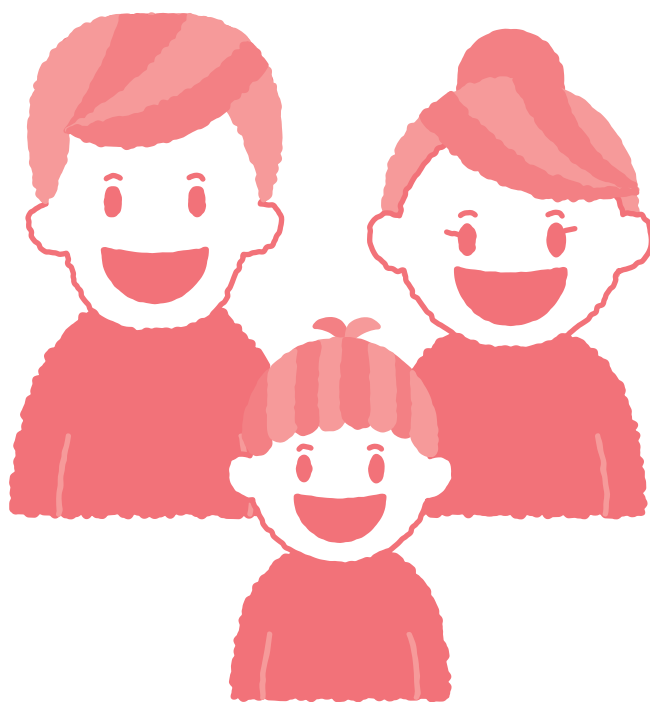
■保育所・認定こども園(2・3号認定児)の整備・利用状況

区 分	公私別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
施設数 (か所)	公立	202	201	201	199	196
	私立	217	223	231	238	252
	計	419	424	432	437	448
定員数 (人)	公立	17,526	17,548	17,716	18,088	18,157
	私立	25,013	25,649	26,462	27,320	28,513
	計	42,539	43,197	44,178	45,408	46,670
入所児童数 (人)	公立	15,872	15,938	16,300	16,358	16,115
	私立	25,600	26,195	26,948	27,506	28,433
	計	41,472	42,133	43,248	43,864	44,548



第3章

計画の概要



第3章 | 計画の概要

1 基本理念

子どもは県民の宝物として社会全体で子育てを支援し、子どもの健やかな成長と子育ての喜びを、すべての県民が共感するための基本理念を設定します。



すべての子どもが
「おかやまに生まれ、育ち、本当に良かった」
と思える未来に向けて

2 基本的考え方

無限の可能性を秘めた子どもたちが、将来に夢を描くことができる社会を実現することは、県政にとっての重要な責務です。

保護者が子育てについての第一義的責任を有するということを基本的認識としつつ、子どもの幸せの視点に立って、次代を担うすべての子どもたちが、その最善の利益を確保されながら、心身ともに健やかに生まれ育ち、家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりを推進します。

また、子どもは社会が育てるとの認識のもと、岡山県の恵まれた自然環境や医療・教育環境等を最大限活用し、子育て家庭を中心として、行政はもとより、地域、企業、学校、ボランティアやNPO等、地域の様々な担い手が主役となって密接に協働しながら少子化対策・子育て支援に取り組むことにより、県民誰もが子どもたちの成長を喜び合える社会環境づくりを目指します。

3 体系

Ⅰ 結婚、妊娠・出産の希望がかなう環境の整備

1 若者のライフデザイン構築支援

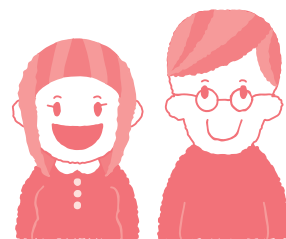
- (1) 次代の親の育成
- (2) 若者の結婚に関する意識醸成
- (3) 妊娠・出産に関する正しい知識の普及と情報提供
- (4) 若者の就職支援

2 若者の結婚の希望をかなえる環境の整備

- (1) 多様な出会いの機会の提供
- (2) 結婚をサポートする体制の充実
- (3) 結婚・子育てに関する社会全体の気運の醸成

3 健やかな人生の基礎を築く母子保健の推進

- (1) 満足度の高い妊娠・出産・育児への支援
- (2) 妊産婦の健康や親子を見守りはぐくむ支援
- (3) 子どもの健やかな育ちと思春期からの健康づくりの支援



Ⅱ 乳幼児期における教育・保育の充実

1 社会全体で子育てをする気運の醸成

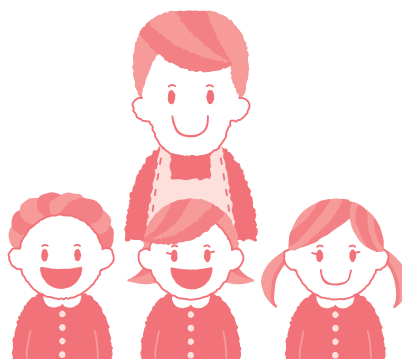
- (1) 社会全体で子育てをする気運の醸成
- (2) 地域教育力の向上

2 乳児期の保育、幼児期の教育・保育の充実等

- (1) 子ども・子育て支援新制度の推進等
- (2) きめ細かな保育の充実
- (3) 待機児童解消に向けた取組の推進
- (4) 保育人材の確保と資質向上
- (5) 就学前教育の質の向上
- (6) 岡山県子ども・子育て支援事業支援計画の推進

3 地域ぐるみの子育て支援の推進

- (1) 子育て支援ネットワークの充実
- (2) ふれあいの拠点づくり
- (3) 地域における人材の養成・確保
- (4) 経済的支援の推進



Ⅲ 子どもと若者の成長を支援する環境の充実

1 学校教育の推進と家庭の教育力の向上

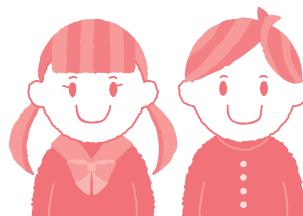
- (1) 学校教育の推進
- (2) 家庭の教育力の向上

2 放課後の居場所づくり

- (1) 放課後児童クラブの充実
- (2) 放課後児童支援員等の確保・育成
- (3) 新・放課後子ども総合プランの推進

3 地域・世代間交流の促進等

- (1) 地域・世代間交流の促進
- (2) 社会参加活動への支援



Ⅳ きめ細かなサポートが必要な子どもや家庭への支援

1 社会的養育体制の充実

- (1) 子どもの権利擁護の推進
- (2) 市町村の体制強化に向けた支援
- (3) 里親、養子縁組等の積極的な推進
- (4) 施設の小規模化、地域分散化、多機能化等による専門機能強化
- (5) 自立支援の充実
- (6) 児童相談所の体制強化

2 子ども虐待防止対策の充実

- (1) すべての子どもが安心して暮らせる環境づくり
- (2) 子どもへの虐待の予防
- (3) 子どもへの虐待の早期発見・早期対応
- (4) 虐待を受けた子どもと家族への指導及び支援
- (5) 子ども虐待による死亡事例等の重大事例の検証

3 障害や困難を有する子ども・若者への施策の充実

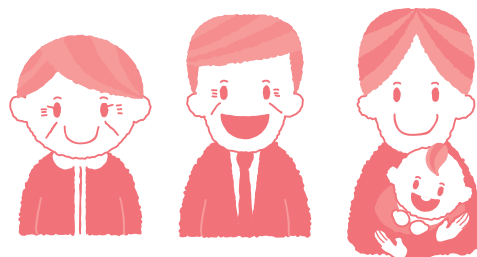
- (1) 障害のある子どもの支援
- (2) 発達障害のある子どもの支援
- (3) 困難を有する子どもや若者の支援

4 ひとり親家庭の自立支援

- (1) 相談機能の強化
- (2) 子育て・生活支援の強化
- (3) 経済的自立の支援
- (4) 就業支援の強化

5 子どもの貧困対策の推進

- (1) 教育の支援
- (2) 生活の支援
- (3) 保護者に対する就労の支援
- (4) 経済的支援



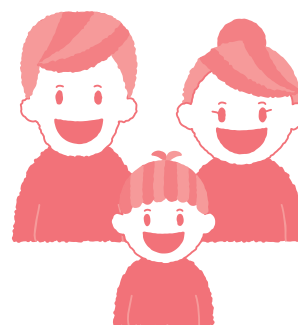
Ⅴ ワーク・ライフ・バランスと子育てにやさしい環境づくりの推進

1 子育てと仕事が両立できる環境の整備(ワーク・ライフ・バランス)

- (1) 企業の意識改革への取組
- (2) 出産・子育てがしやすい職場環境の整備
- (3) 男女共同参画による子育ての推進
- (4) 就労支援

2 子育て家庭の安心を支える医療体制の確保

- (1) 周産期・小児医療体制の整備
- (2) 小児慢性特定疾病の医療の推進
- (3) 感染症対策の推進
- (4) 病児保育の充実



3 安心して生み育てられる住生活の確保と子育て相談体制

- (1) 子育て世帯が安心して生み育てられる住生活の確保
- (2) 子育て支援情報の提供や相談体制の充実

4 安全・安心な子育て環境の整備

- (1) 食の安全・安心の確保、食育の推進
- (2) 安全な遊び場の整備
- (3) 安全な生活環境の整備
- (4) 安心な社会環境づくり

4 基本目標及び主要指標

(1) 基本目標の設定

「岡山いきいき子どもプラン 2015」では、結婚、出産は個人の考え方や価値観に関わる問題であり、個人の自由な選択によるものであることを大前提とした上で、県民が望む理想の子ども数を実現する希望出生率の達成を目標の一つとして掲げ、2013(平成25)年度に実施した県民意識調査のデータに基づき、その目標値を2025年までに1.72としました。

新たなプランの策定にあたり、2018(平成30)年度に県民意識調査を実施し、県民の希望出生率^(注1)を再計算したところ、その値は2.05となりました。希望出生率が、人口を維持できる水準であるとされる、合計特殊出生率2.07に近づいていることから、「岡山県人口ビジョン」(2015(平成27)年10月策定)との整合^(注2)を鑑み、2040年までに合計特殊出生率2.07を達成することを基本目標とします。

なお、国における「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」(2014(平成26)年12月閣議決定)においても、目指す将来の方向として、我が国の人口の推移と長期的な見通しについて、2040年に合計特殊出生率2.07程度まで上昇した値を用いて推計しています。

(2) 主要指標の設定

「岡山いきいき子どもプラン 2020」では、主要な事業・施策に主要指標を設定して、進捗状況を点検・評価します。

(注1) 希望出生率=(有配偶者割合×夫婦の予定子ども数+独身者割合×独身者のうち結婚を希望する者の割合×独身者の希望子ども数)×離死別等の影響

(注2) 「岡山県人口ビジョン」では、目指すべき将来の方向(結婚・出産・子育てに関する希望実現等)を達成することで、2040年に合計特殊出生率2.07が期待できるとしている。

Ⅰ 結婚・妊娠・出産の希望がかなう環境の整備

項 目	現 状	目 標	担 当 課
20～34歳婚姻率	36.17 (H30)	38.0	子ども未来課
平均初婚年齢	30.1 歳(夫) (H30)	現在より 低下	子ども未来課
	28.7歳(妻) (H30)		
出生数に占める第3子以降の割合	18.8% (H30)	20%	子ども未来課
妊娠と年齢の関係について 正しく知っている県民の割合	52.4% (H30)	70%	健康推進課
おかやま出会い・結婚サポートセンターが 関わった成婚数	93組 (H31.3)	500組	子ども未来課
妊娠・出産に満足している者の割合	81.3% (H30)	85%	健康推進課

Ⅱ 乳幼児期における教育・保育の充実

項 目	現 状	目 標	担 当 課
ももっこカード(おかやま子育て家庭応援 カード)の新規協賛店舗数	84店舗 (H30)	年100店舗	子ども未来課
子育てが楽しいと感じている(「いつも楽しい」、 「楽しいと感じるときの方が多い」)人の割合※	65.6% (H30)	75%	子ども未来課
保育士・保育所支援センターが関わった 保育所等への就職者数	87人 (H31.3)	520人	子ども未来課
ファミリー・サポート・センター実施 市町村数(市町村間の相互利用を含む。)	21市町 (H31.3)	24市町村	子ども未来課
子育て支援員育成数(子育て支援員(地域型保育、一時 預かり、地域子育て支援拠点で従事)研修修了者の数)	414人 (H31.3)	1,200人	子ども未来課

※ 5年に1回実施する県民意識調査により把握するもの。

Ⅲ 子どもと若者の成長を支援する環境の充実

項 目		現 状	目 標	担 当 課
将来の夢や目標を持っている 児童生徒の割合	小学校6年生	65.9% (H30)	71%	義務教育課
	中学校3年生	44.1% (H30)	47%	
公立高等学校(全日制)における インターンシップ参加生徒率		28.4% (H30)	34%	高校教育課
不読率 (1ヶ月の読書数が0冊)	小学校	5.9% (H27)	3.0%	生涯学習課
	中学校	17.2% (H27)	8.6%	
	高等学校	29.9% (H27)	15.0%	
放課後児童クラブ実施か所数		583か所 (H30)	705か所	子ども未来課
放課後児童支援員等資質向上研修修了者数		476人 (H31.3)	1,400人	子ども未来課

Ⅳ きめ細かなサポートが必要な子どもや家庭への支援

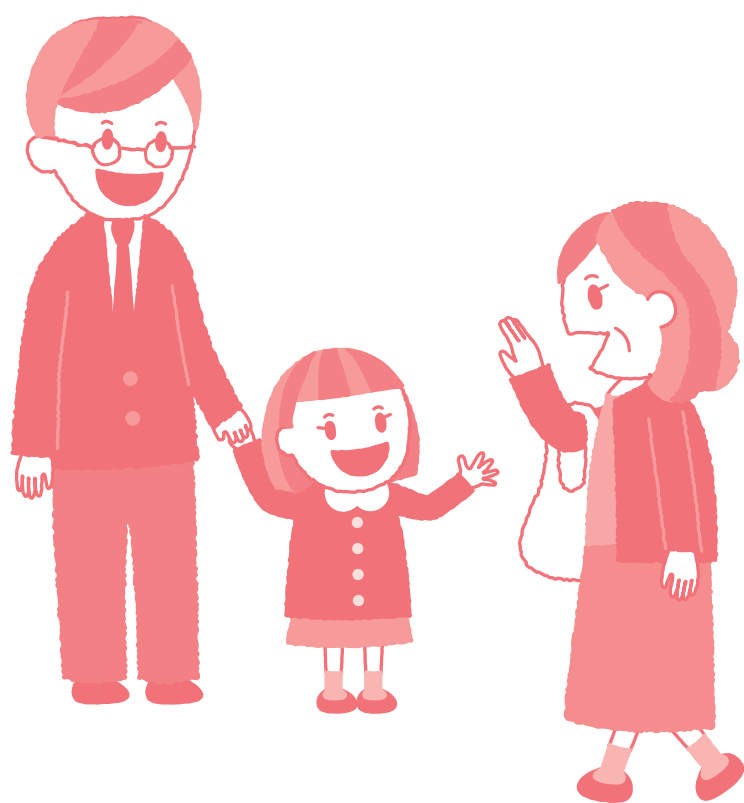
項 目	現 状	目 標	担 当 課
里親等への委託率	24% (H30)	40%	子ども家庭課
子ども家庭総合支援拠点設置市町村数	2市 (H31.3)	25市町村	子ども家庭課
自立援助ホーム設置か所数	4か所 (H30)	8か所	子ども家庭課
新たに開設された子どもの居場所の数	－	30か所	子ども家庭課
発達障害のある子どものための子育て支援プログラム導入市町村数(岡山市を除く)	13市町村 (H31.3)	17市町村	障害福祉課

Ⅴ ワーク・ライフ・バランスと子育てにやさしい環境づくりの推進

項 目	現 状	目 標	担 当 課
おかやま子育て応援宣言企業 「アドバンス企業」認定数	－	150社	子ども未来課
平日に19時までに帰宅する父親の割合※ ¹	43.0% (H30)	60%	子ども未来課
男性の育児休業取得率※ ²	5.4% (H30)	8%	男女共同参画 青少年課
6歳児で麻しん・風しんの予防接種を 行っている割合	麻しん96.0% (H30)	95%以上	健康推進課
	風しん96.0% (H30)		
ももたろう交通安全クラブ設置率	68.1% (H30)	70%	くらし安全安心課
子ども110番セーフティコーン設置校数	257校 (H30)	300校	くらし安全安心課

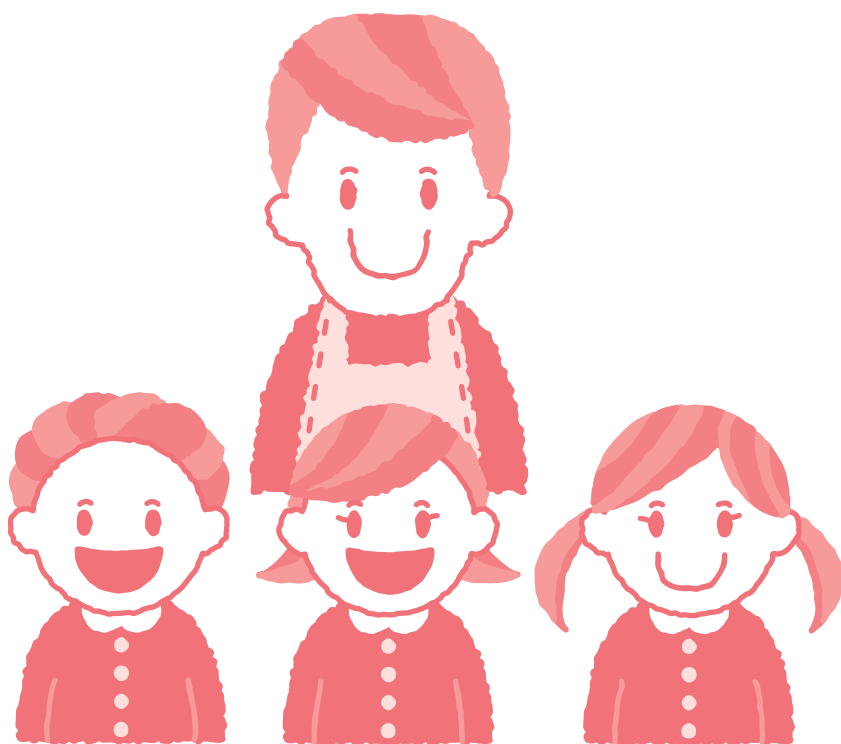
※¹ 5年に1回実施する県民意識調査により把握するもの。

※² 3年に1回実施する「仕事と家庭の両立支援に関する調査」により把握するもの。



第4章

計画の内容



第4章 | 計画の内容

I 結婚、妊娠・出産の希望がかなう環境の整備

個人の自由な選択を尊重しながら、若い世代の出会い、結婚、妊娠・出産の希望がかない、安心して子育てできるような環境づくりを目指します。

1 若者のライフデザイン構築支援

施策の方向

次代の親を育てるとの認識の下、子どもが豊かな人間性を形成し、将来自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めます。また、若い世代に妊娠・出産・不妊等についての正しい知識を身につけてもらうため、妊娠に関する普及啓発を行います。

重点施策

(1) 次代の親の育成

次代の親を育てるという認識の下、生命への畏敬の念、生命の継承の大切さ、価値観の多様性に配慮しながら、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの喜びや意義についての理解を深めることに関する教育・啓発について、中高生が乳幼児とふれあえる機会を提供するなど、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進します。

(2) 若者の結婚に関する意識醸成

若者が、結婚、出産、子育てなどのライフイベントを自律的に選択できるよう、少子化の要因とされる未婚化、晩婚化、晩産化の現状や、妊孕性と年齢の関係を認識してもらうとともに、結婚等に対するポジティブな意識醸成を図ります。

(3) 妊娠・出産に関する正しい知識の普及と情報提供

妊娠のしやすさと年齢の関係や、若い世代からの健康づくりの必要性など、妊娠・出産についての正しい知識を身につけてもらえるよう、特に若い世代を中心に積極的に普及啓発します。

(4) 若者の就職支援

若者がいきいきと働くことができるよう、職業の意義についての基本的な理解・認識、夢や希望を実現しようとする意欲的な態度など、望ましい勤労観や職業観の育成に向け、学校、家庭、企業等が連携したキャリア教育を推進するとともに、職場体験活動、インターンシップ及び専門高校における職業教育の充実に向け、企業等に対して教育活動への積極的な協力や参画を促します。

また、若者が経済的に自立できるようにするため、職業能力開発を推進するとともに、「おかやま若者就職支援センター」において適職探しや就職後の職場定着のための支援を行い、正規雇用としての就職・定着を進めるなどの就職支援に取り組みます。

2 若者の結婚の希望をかなえる環境の整備

施策の方向

結婚は、個人の生き方や価値観に基づいて選択されるものであることはいうまでもありませんが、一方で、希望しても結婚できない若者が増加しており、その要因として、男女の出会いの機会の減少をはじめ、恋愛や結婚に関する周囲からのアドバイス機能の低下、さらには異性との交際自体への苦手意識や結婚生活に向けての所得の不安感などが要因として示唆されています。

そのため、本県が平成27年度に設置した結婚支援の拠点である「おかやま出会い・結婚サポートセンター」を中心に、市町村や民間団体とも連携しながら、結婚を希望する方に多様な出会いの機会を提供するとともに、結婚を総合的に支援する体制を充実するなど、県全体で若者の結婚を支援します。

重点施策

(1) 多様な出会いの機会の提供

会員制の結婚支援システム「おかやま縁むすびネット^(注)」を活用し、出会いの機会の提供するとともに、県や市町村、企業など多様な主体により、交際に向けたスキルアップセミナーや出会いのきっかけとなる交流会など結婚に結びつく出会いの機会を提供します。また、「おかやま縁むすびネット」の若者への認知度向上を図り、さらなる登録数の増加によるマッチング機会の増加に努めます。

(2) 結婚をサポートする体制の充実

① 結婚支援ボランティア「結びすと」の担い手強化

「おかやま縁むすびネット」での出会いの場に立ち会う方を結婚支援ボランティア「結びすと」として登録、育成することで、結婚希望者のフォローを行います。

② 結婚相談の実施

結婚希望者を総合的にサポートする「おかやま出会い・結婚サポートセンター」において、結婚を希望する若者や家族からの相談に対応するとともに、相談機会の拡充を図ります。

③ 民間企業等との連携強化

出会いのための交流会等を企画、実施する民間企業、団体等を「出会いサポーター」として登録し、「おかやま縁むすびネット」のイベントシステムを活用して、交流会等の実施を促進します。

④ 市町村との連携強化

市町村等で実施する結婚支援事業について、県ホームページでの情報発信など、必要な支援を行います。

(注) おかやま縁むすびネット:結婚を希望する若者に出会いの機会を提供するため、平成29年度に県が導入した会員制の結婚支援システム。登録会員の中から自分で会いたい相手を選んで申し込み、ボランティア「結びすと」がお引き合わせをフォローする「マッチングシステム」と、県や「出会いサポーター」として登録した民間企業等が実施する婚活交流会等の情報をメールにて配信し、参加希望者からの申し込み受付や、抽選等を行う「イベントシステム」がある。

(3) 結婚・子育てに関する社会全体の気運の醸成

個人の自由な選択を尊重しつつ、結婚や出産、子育ての素晴らしさ等について考えるきっかけとなるイベントを実施するほか、各種広報媒体により積極的な普及啓発を行います。また、若い世代が地方で暮らし、安心して子育てできる社会の実現を目指して、「日本創生のための将来世代応援知事同盟」などを通じて国への提言を行うとともに、社会全体で将来世代を支える気運づくりを推進します。

3 健やかな人生の基礎を築く母子保健の推進

施策の方向

子どもの心と体を育み、親子が健やかに生活できることは、子どもがのびのび育ち、自尊心をもって、自分の個性や能力を最大限に発揮できるための大きな要素です。

本県では、充実した医療環境を活用し、母子保健と医療・福祉が一体となって子育て支援を進めると同時に、県と市町村が連携し、母子保健の体制整備に向けて独自の施策を展開していきます。

また、「子育て世代包括支援センター」など市町村の拠点を中心に、妊娠に気づいたときから相談・支援が受けられる体制の整備、子どもの健やかな育ちの促進や育児不安の軽減、また、虐待予防、思春期からの健康づくりなど、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。

重点施策

(1) 満足度の高い妊娠・出産・育児への支援

妊娠を考えた時から相談や支援が受けられ、多くの人との関わりの中で、主体的に妊娠・出産・育児に取り組むことができ、親が「育児は自分の成長につながる。親になってよかった」という実感が持てるような支援を目指します。

① 妊娠・出産の希望をかなえるための支援

子育て世代包括支援センターなどでの母子健康手帳交付時等の十分な母子保健情報の提供、相談に応じられる人材の育成や、市町村による妊産婦健康診査の助成など母子保健サービスの周知に努めます。また、子育て世代包括支援センターなどで相談に応じられる人材の育成にも努めます。

② 希望するケアが必要な時に受けられる体制づくり

保健所、市町村等や「おかやま妊娠・出産サポートセンター」で妊娠、出産に関する不安や悩みに対する相談を行います。

また、親としての力が発揮できるよう、市町村が実施する産婦健康診査や産後ケアの周知を行うとともに、母親の産後の心身の変化について家族や県民の理解が深まるよう、広く啓発を行うなど、産後うつなどの予防や、心身に不調を感じている妊産婦へ、早期支援を行うとともに、育児不安の軽減につながる母子保健サービスの提供を目指します。

③ 不妊に関する支援

「不妊専門相談センター」等で不妊に関する医学的な相談や心の悩みの相談を受けるとともに、不妊治療に要する費用の一部を助成するなど経済的負担の軽減を図ります。

④安全・安心な妊娠・出産・産褥期の支援

妊婦や家族への食生活や喫煙、飲酒、休養などに関する保健指導の充実とともに、産科、精神科、小児科などの医療機関と保健所、市町村の連携による妊産婦の支援を行います。

(2) 妊産婦の健康や親子を見守りはぐくむ支援

周囲から孤立した中での妊娠・出産・育児とならないよう、関係機関が連携し、妊婦や親子を取りまく温かな環境づくりを目指します。

①妊娠・出産・育児に配慮した環境づくり

母性健康管理カードの利用促進やマタニティマークの普及啓発に努め、社会全体で妊娠・出産を見守る環境づくりを目指します。

また、子どもの病気の対処方法についての知識の普及を行うなど、支援の充実を図ります。

②多くの人と交流し、支援を受けながら育児ができる環境づくり

地域の育児に関する情報を積極的に提供するとともに、妊娠中から愛育委員など健康づくりボランティアと交流が図られるよう、愛育委員などの活動の充実を図ります。また、父親の育児参加の促進や、各市町村の子育て世代包括支援センターに関する情報提供を行い、妊娠・出産・育児への悩みを1人で抱え込まない環境づくりに努めます。

(3) 子どもの健やかな育ちと思春期からの健康づくりの支援

親をはじめ、家族や周囲の人から大切な存在として認められて生まれ、成長し、子ども自身が「生まれてきてよかった」と感じられるような親子支援を行います。

また、豊かな人生を送るために、思春期から自分の命や健康、妊娠・出産などについて学べる環境づくりを進めます。

①子どもの健やかな育ちを守るための支援

乳幼児全戸訪問や乳幼児健診、また健診未受診者への個別の働きかけなどにより、乳幼児期の子どものすべての成長の様子が見守られる支援の充実を図ります。

また、子どもの基本的な生活習慣や親子の関係性などに視点をおいた保健指導の充実を目指します。

②健やかな成長を促す母子保健サービスの提供

保健所や市町村で行われている母子保健サービスが、多様な母子保健のニーズに対応したものとなるよう、母子保健事業の評価や研修会等により、乳幼児健康診査等のスクリーニング技術の向上や、保健指導の充実などに努めます。

先天性代謝異常等検査や新生児聴覚検査を実施し、疾病の早期発見、早期治療、早期療育の支援を行います。また、子どものむし歯予防効果の高いフッ化物の利用を普及します。

③子どもの心と体が成長できる機会の提供

親子が、地域の健康づくりボランティアなど多くの人と交流できる機会を増やすとともに、特に育児に負担を感じている親子が相談や交流ができる場の増加を目指します。

④若い世代が健康づくりについて学べる機会の提供

県、市町村教育委員会との連携により、中学校・高等学校等で健康づくりや妊娠・出産の正しい知識を学べる講座を開催したり、乳幼児とふれあう機会を提供します。

主要指標

項 目	現 状	目 標	担 当 課
20～34歳婚姻率	36.17 (H30)	38.0	子ども未来課
平均初婚年齢	30.1歳(夫) (H30)	現在より 低下	子ども未来課
	28.7歳(妻) (H30)		
出生数に占める第3子以降の割合	18.8% (H30)	20%	子ども未来課
妊娠と年齢の関係について 正しく知っている県民の割合	52.4% (H30)	70%	健康推進課
おかやま出会い・結婚サポートセンターが 関わった成婚数	93組 (H31.3)	500組	子ども未来課
妊娠・出産に満足している者の割合	81.3% (H30)	85%	健康推進課

Ⅱ 乳幼児期における教育・保育の充実

家庭だけでなく地域、学校、企業等、社会全体で子育てに関わり、その中で子どもが健やかに育つ地域・社会づくりを目指します。

1 社会全体で子育てをする気運の醸成

施策の方向

少子化は社会全体に大きな影響を与えると考えられることから、子どもは社会が育てるとの理念のもと、少子化のもたらす様々な影響や、子どもがいきいきと健やかに育ち子育てに夢がふくらむ環境づくりの推進について、様々な機会をとらえ広報・啓発に努めます。

また、子育てに対する社会的評価を高めることにより、地域社会の教育力を取り戻し、社会全体で子育てを支援します。

重点施策

(1) 社会全体で子育てをする気運の醸成

地域、学校、企業等、社会全体で子どもの健やかな成長を支援する社会を目指して、「ももっこカード」(おかやま子育て家庭応援カード)の広域利用を含めた普及啓発を実施するとともに、父親の育児参画や孫育てを促進するための体験型イベントの開催や、「岡山県子どもを健やかに生み育てるための環境づくり推進協議会」の構成団体など関係機関との連携・協働による社会全体の気運醸成、「おかやま子育て応援宣言企業」の登録促進や普及啓発等を通じ、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進します。

また、子どもや妊娠中の方をはじめ誰もが暮らしやすい、ユニバーサルデザイン^(注)に配慮した地域社会づくりや、すべての子どもが人格を持った一人の人間として尊重されるよう、様々な機会を通じて子どもの人権に関する啓発活動を推進します。

さらに、学校、市町村、ボランティア等関係機関・団体との連携を強化し、「地域の子どもは地域でまもり育てる」との意識の下、地域での青少年健全育成活動の取組を推進します。

(2) 地域の教育力の向上

近年の核家族化や、地域における人間関係の希薄化により、子どもを取り巻く地域の教育力の低下が指摘されています。

このため、子どもが幅広い人間性を身につけるよう、学校・家庭・地域が連携・協働しながら、子どもを核として、地域の大人たちが様々な体験や交流活動の機会を提供する取組を推進します。

(注) ユニバーサルデザイン:「ユニバーサル(すべての、普遍的な)」と「デザイン(計画、設計)」との複合語。「年齢、性別、能力、国籍など個人の特徴にかかわらず、はじめから、すべての人にとって安全・安心で、利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインする」という非常に幅広い意味で使われる概念。

2 乳児期の保育、幼児期の教育・保育の充実等

施策の方向

すべての子ども・子育て家庭を支援するため、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域における子ども・子育て支援の充実を図ります。

県民の多様な保育ニーズに対応するため、きめ細かな保育サービスの提供ができるよう市町村の支援を行うとともに、保育や子育てを支援する人材の確保と育成に取り組めます。

重点施策

(1) 子ども・子育て支援新制度^(注1)の推進等

新制度の推進にあたっては、地域全体の子育て家庭のニーズを的確に把握し、これに対応した良質な教育・保育施設や子育て支援事業を総合的に提供できるよう、実施主体である市町村を、国とともに重層的に支援します。

また、利用者が適切な施設・事業等を円滑に利用できるよう新制度に関する情報提供に努めるとともに、幼児教育・保育の無償化に係る取組など、国と市町村と連携し、円滑な事業実施に努めます。

(2) きめ細かな保育の充実

地域の多様なニーズに対応するため、延長保育、一時預かり、休日保育、病児・病後児保育等、きめ細かな保育サービスの提供が行われるよう市町村を支援するとともに、障害のある子ども等に対して適切な対応ができるよう、必要な支援を行います。

また、認可外保育施設に対する指導監督の強化を行い、保育の質の確保・向上に取り組めます。

(3) 待機児童解消に向けた取組の推進

市町村が行う認定こども園や保育所の施設整備への支援及び保育士の確保等による受入児童数の拡大を図るとともに、待機児童の多い1・2歳児の保育所等への受け入れを促進し、待機児童の解消に繋がります。

また、岡山県待機児童等対策協議会を設置し、市町村と連携を図りながら、保育所等利用待機児童の解消に向けた取組を推進します。

(4) 保育人材の確保と資質向上

保育士の処遇改善を進めるとともに、「県保育士・保育所支援センター」を核として、潜在保育士の掘り起こしと就業支援及び、現在働いている保育士の離職防止を推進し、保育士の確保に取り組めます。

また、保育士等の資質や専門性の向上を図るため、保育所等の職員に対する研修を実施するとともに、認可外保育施設の質の確保、向上を図るための研修を行います。

さらに、保育士や子育て支援員など子どもに携わる職員の研修の充実により、子どもの発達段階に応じた健康で豊かな人間性を育み、多様な保育ニーズへの対応や地域の子育て家庭への相談等にも応じることができる人材の養成・確保に努めます。

○特定教育・保育^(注2)及び特定地域型保育^(注3)を行う者の必要見込数

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育教諭	2,155人	2,241人	2,326人	2,415人	2,564人
保育士	7,056人	6,866人	6,679人	6,479人	6,263人
幼稚園教諭(※)	1,383人	1,349人	1,321人	1,291人	1,274人

※特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものを含む。

(5) 就学前教育の質の向上

平成29年3月に「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が改訂されました。この改訂において、幼児期に育みたい資質・能力や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が共通して示されたことで、乳幼児期における教育及び保育の内容の一層の整合性が求められるようになりました。あわせて、子どもの発達を長期的な視点で捉え、子どもの育ちと学びの連続性を重視した小学校教育との円滑な接続を目指すこととされています。

そのため、「幼児教育センター」を拠点として関係機関等と連携を図りながら、教育、保育に携わる人材の資質向上に向けた研修の充実に取り組むとともに、市町村において作成された接続カリキュラムの実施・改善のための取組への支援を行うことで、生涯にわたる人格形成の基礎を培う就学前教育を充実させていきます。

また、保護者に対し、幼児教育の情報提供を図り、幼児期の育ちや子どもとの関わり方について保護者や地域住民等の理解を深めていきます。

(6) 岡山県子ども・子育て支援事業支援計画の推進

子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の教育・保育の量的拡充と質的改善を図るため、今後、必要と見込まれる教育・保育の量とその提供体制の確保の内容、認定こども園の設置目標、教育・保育の推進に関する体制の確保などを定めます。

① 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

令和2年度から令和6年度までの教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期（以下「確保方策」という。）を定めます。

(ア) 教育・保育の提供区域

幼児期の教育・保育の量の見込みとその確保方策を定める単位として教育・保育の提供区域（以下「県区域」という。）を設定します。

県区域は、市町村が市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村計画」という。）において定める教育・保育提供区域を勘案して、隣接市町村における広域利用の実態も踏まえ、市町村を1つの単位として設定します。

(イ) 各年度における幼児期の教育・保育の量の見込みとその確保方策の設定

量の見込みとその確保方策については、県区域ごとに、市町村計画における数値を基本として、以下の区分ごとに定めます。

(注1) 子ども・子育て支援新制度：①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、②認定こども園制度の改善、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援（「地域子ども・子育て支援事業」）の充実等を柱として、平成27年4月からスタートした制度。

(注2) 特定教育・保育：市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」が行う教育・保育。（認定こども園、幼稚園、保育所）

(注3) 特定地域型保育：市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」。（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）

区 分		量の見込みの内容	確保方策の内容
1号認定児	満3歳以上で保育の必要性がない就学前子ども 【教育を必要とする子ども】 (法第19条第1項第1号)	特定教育・保育施設 ^(注1) (認定こども園及び幼稚園に限る。)に係る必要利用定員総数 ※特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものを含む。	特定教育・保育施設及び幼稚園 (特定教育・保育施設に該当するものを除く。)
2号認定児	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども 【保育を必要とする子ども】 (法第19条第1項第2号)	特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)に係る必要利用定員総数 ※認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。	特定教育・保育施設
3号認定児	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども 【保育を必要とする子ども】 (法第19条第1項第3号)	年齢区分ごとの特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)及び特定地域型保育事業所 ^(注2) (事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数の合計数 ※認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。	年齢区分ごとの特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。)

○幼児期の教育・保育の量の見込みとその確保方策

【県計】

(単位:人)

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
① 量の 見込み	必要利用 定員総数	18,122	27,416	4,491	19,174	17,676	26,749	4,469	19,312	17,301	26,194	4,473	19,309	16,918	25,716	4,475	19,192	16,694	25,441	4,470	19,119
	特定教育・ 保育施設	21,512	29,242	4,011	15,227	21,275	29,579	4,101	15,625	20,790	29,911	4,064	16,238	20,566	29,700	3,987	16,513	19,749	29,635	3,927	16,649
	確認を受け ない幼稚園	3,110				3,110				3,110				3,110				3,110			
② 確保 方策	地域型保育 事業			478	1,325			484	1,461			530	1,535			536	1,621			542	1,727
	認可外保育 施設		416	77	424		416	77	404		416	77	404		416	77	404		416	77	404
	企業主導型 保育施設		492	263	771		492	273	791		492	273	791		492	273	791		507	278	801
	計	24,622	30,150	4,829	17,747	24,385	30,487	4,935	18,281	23,900	30,819	4,944	18,968	23,676	30,608	4,873	19,329	22,859	30,558	4,824	19,581
	②—①	6,500	2,734	338	▲1,427	6,709	3,738	466	▲1,031	6,599	4,625	471	▲341	6,758	4,892	398	137	6,165	5,117	354	462

※2号認定児のうち、「幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの」については、1号で集計。

※認可外保育施設には、市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている施設を計上。

【県区域】

※県区域ごとの量の見込みと確保方策は p.71-p.77 に記載

(注1) 特定教育・保育施設:市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」。(認定こども園、幼稚園、保育所)

※施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

(注2) 特定地域型保育事業所:市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が「地域型保育事業」(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)を行う事業所。

②認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、必要に応じて、認定こども園への移行を促進しつつ、地域における教育・保育の利用状況と利用希望に沿って教育・保育施設の利用が可能となるよう以下について定めます。

(ア)目標設置数、設置時期

市町村において、施設の移行希望も踏まえて教育・保育の供給体制の確保の内容を設定していることから、原則、市町村が必要と見込む認定こども園の設置数を県の目標設置数とします。

○県区域ごとの目標設置数等

区域名	設置済み数 (H31.4.1現在)	目標設置数				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	施設	施設	施設	施設	施設	施設
岡山市	39	45	49	52	57	62
倉敷市	16	22	24	24	24	24
津山市	5	5	5	5	5	5
玉野市	6	6	6	6	6	6
笠岡市	2	4	4	5	6	11
井原市	0	0	0	0	0	0
総社市	2	2	2	2	2	2
高梁市	3	3	3	3	3	4
新見市	7	7	7	8	8	8
備前市	7	8	8	8	8	8
瀬戸内市	1	2	2	3	3	3
赤磐市	2	2	2	3	3	4
真庭市	11	11	11	11	12	12
美作市	1	1	3	3	3	3
浅口市	5	5	5	5	5	5
和気町	0	0	0	0	0	0
早島町	0	0	0	0	0	0
里庄町	0	0	0	0	0	0
矢掛町	0	1	1	1	1	1
新庄村	0	0	0	0	0	0
鏡野町	2	2	2	2	2	2
勝央町	0	0	0	0	0	0
奈義町	0	0	0	0	1	1
西粟倉村	0	0	0	0	0	0
久米南町	0	0	0	0	0	0
美咲町	0	0	0	0	0	0
吉備中央町	2	2	2	3	3	3
県計 (27区域)	111	128	136	144	152	164
岡山市・ 倉敷市	55	67	73	76	81	86
岡山市・ 倉敷市以外	56	61	63	68	71	78

(イ) 認定こども園への移行に係る需給調整

子ども・子育て支援法に基づく基本指針第三の四の2により、認定こども園や保育所の認可・認定については、県区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が、「量の見込み」で定めた必要利用定員総数に既に達しているか、又は、認可・認定によってこれを超えると認める場合には、認可等をしないことができるとされています。（需給調整）

ただし、幼稚園や保育所から認定こども園への移行の認可等の申請があった場合には、上記にかかわらず、県区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が「量の見込み」で定めた必要利用定員総数に、「県計画で定める数」（上乗せ数値）を加えた数に達するまでは認可・認定を行うこととされています。

○基本的な考え方

市町村において、施設の意向も踏まえ、既存施設から移行が必要な認定こども園については、教育・保育の供給体制の確保の内容に見込んでいることから、県は、市町村が認定こども園への移行を見込んでいるものについては、原則、認可・認定することとします。

○幼稚園からの移行に対する対応（2号・3号認定分の上乗せ）

新たな認定こども園の設置が、需給調整とならないよう数値を定めます。

県区域（岡山市及び倉敷市を除く。）ごとに「確保方策」が「量の見込み」を超える最大値を上乗せ数値として設定します。

○保育所からの移行に対する対応（1号認定分の上乗せ）

1号については大幅な余裕があることから、確保方策に計上されていないものは、すべて需給調整案件として、認可・認定の要否を個別に判断します。（1号認定の上乗せ数値は定めない。）

③子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴い創設された子育てのための施設等利用給付^{（注）}の円滑な実施には、県と市町村の情報共有など緊密な連携が不可欠であるため、きめ細やかな協力体制を構築するよう努めます。

④教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の役割、提供の基本的な考え方等

すべての子どもたちの健やかな育ちを保障するためには、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を十分に提供できる環境が必要となることから、県では、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援について、更なる質・量の充実に努めます。

（注）子育てのための施設等利用給付：「子どものための教育・保育給付」の対象外である、認可外保育施設・預かり保育事業などの施設・事業であって、市町村の確認を受けたものを、市町村の認定を受けた子どもが利用した際に要する費用を支給するもの。

⑤教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携

質の高い教育・保育を提供するためには、地域における事業者同士の密接な連携が必要であり、中でも認定こども園、幼稚園及び保育所については、地域の中核的な役割を担うことが求められています。

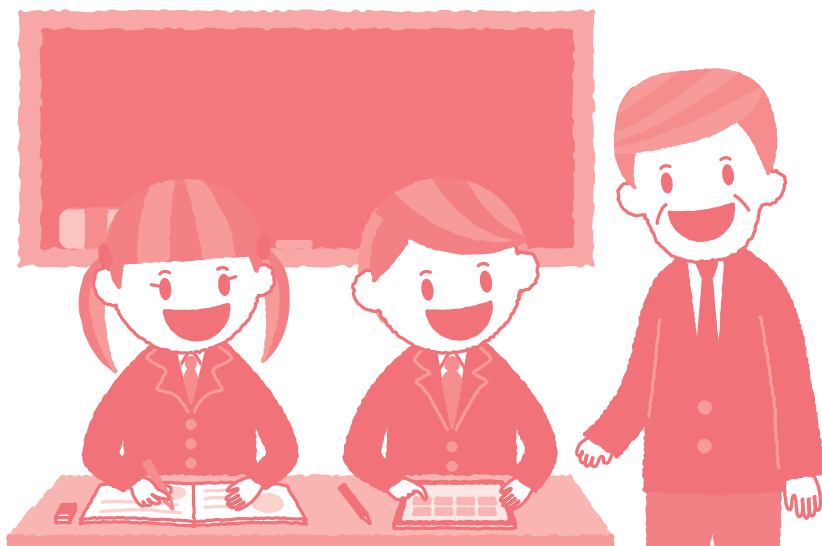
また、小規模保育事業等の地域型保育事業については、原則として満3歳未満の児童が対象となりますが、これらの子どもが満3歳以降も適切に質の高い教育・保育を受けるためには、認定こども園や保育所等が緊密かつ円滑に連携する必要があることから、県では、市町村に対し、これらの事業者に対する積極的な関与を促します。

⑥認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携

認定こども園、幼稚園及び保育所で行われている幼児期の教育は、遊びを通して身体感覚を伴う多様な活動を経験することで豊かな感性を養い、生涯にわたる学習意欲や学習態度の基礎となる好奇心や探求心といった教育の基礎を培うものです。

遊びを中心とした幼児期の教育と、教科等の学習を中心として、社会において自立的に生きる基礎を培う小学校教育は、円滑に接続されることが求められます。

このため、認定こども園、幼稚園及び保育所が、それぞれの役割を果たすとともに、それらの施設と小学校との間で、就学前の子どもの実態や指導方法等について理解を深めつつ、広い視野に立って就学前の子どもの教育について、方向性を一つにし、相互に連携、協力することが必要です。



3 地域ぐるみの子育て支援の推進

施策の方向

地域は、子どもにとって、社会性や自主性を培う重要な場であることから、様々な体験や活動を十分行うことができるような環境を整備するとともに、地域における人材の養成確保に努めるなど、家庭や子育ての問題を地域全体のものとしてとらえ、すべての子どもと子育て家庭を地域ぐるみで支援していきます。

重点施策

(1) 子育て支援ネットワークの充実

民生(児童)委員、主任児童委員、愛育委員、栄養委員、子ども会・スポーツ少年団、子育てに関するNPO等のボランティアや保健師等の専門職など地域の関係者が連携して地域全体で子育て支援ができる体制づくりを推進します。

また、地域における育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター^(注1)事業の充実に向けた市町村への支援のほか、子育て経験者である「子育てサポーター」や子育て支援ネットワーク、子育て中の親が気軽に相談できる体制の整備や子育てサークル活動への支援等により、地域で子育て家庭を支援するネットワークづくりを図ります。

さらに、大学等有する知的資源、人的資源やそのネットワーク、施設等を活用して行う特徴ある取組を「子育てカレッジ」に指定し、産・学・民・官の協働による地域ぐるみの子育て支援の取組を支援します。

(2) ふれあいの拠点づくり

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場である地域子育て支援拠点^(注2)の増加を図ります。

また、地域子育て支援拠点のネットワークづくりを進めるとともに、地域の様々な子育て支援関係者との連携や必要な人材の育成に努めます。

さらに、地域の幼稚園や保育所、児童館等において、子育てに関する講座や相談、高齢者や障害者とのふれあいなどを推進し、親と子の育ちの場の提供を進めます。

(3) 地域における人材の養成・確保

子育て支援ネットワークづくりや子育て支援組織育成等に必要な人材、また、「子育てサポーターリーダー」^(注3)など、地域で子育て中の親の相談相手となる人材等ボランティアの養成や地域づくりを支援する専門職の養成・確保に努めます。

また、共働き家庭が増える中、孫育てに積極的な高齢者の力が必要とされています。こうしたことから、三世代同居あるいは近居など、子育てを応援する環境づくりを進めます。

また、地域の子育て支援機能の充実を図るため、支援の担い手となる人材の育成・確保を図ります。

(注1) ファミリー・サポート・センター:乳幼児や小学生の子どもを有する子育て中の労働者や主婦などを会員として、送迎や放課後の預かりなどの相互援助活動を行う組織。

(注2) 地域子育て支援拠点:子育て親子の交流の場の提供、子育て相談、地域の子育て関連情報の提供及び子育てに関する講習等の事業を行う施設。既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携して、子育て全般に関する専門的な支援を行う施設や、常設のひろばを開設し、うち解けた雰囲気の中で相互に交流を図る場を提供する施設などがある。

(注3) 子育てサポーターリーダー:子育てやしつけに悩む保護者の相談や支援活動を行っている「子育てサポーター」で、その資質向上を図る養成講座を受講し、各地域の子育てサポーターのリーダー的存在として活躍していただいている方。

(4) 経済的支援の推進

次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため児童手当を支給するとともに、幼児教育・保育の無償化に係る取組など、国と市町村と連携し、円滑な事業実施に努め、国制度では対象とならない3歳未満児の第3子以降の保育料の無償化又は軽減措置の拡大に取り組む市町村を支援し、子育て世帯の経済的な負担感の軽減を図ります。

子どもの健康の保持・増進を図り、健やかな成長を支援するため、子どもの医療費の負担を軽減します。

主要指標

項 目	現 状	目 標	担 当 課
ももっこカード(おかやま子育て家庭応援カード)の新規協賛店舗数	84店舗 (H30)	年100店舗	子ども未来課
子育てが楽しいと感じている(「いつも楽しい」、「楽しいと感じるときの方が多い」)人の割合※	65.6% (H30)	75%	子ども未来課
保育士・保育所支援センターが関わった保育所等への就職者数	87人 (H31.3)	520人	子ども未来課
ファミリー・サポート・センター実施市町村数(市町村間の相互利用を含む。)	21市町 (H31.3)	24市町村	子ども未来課
子育て支援員育成数(子育て支援員(地域型保育、一時預かり、地域子育て支援拠点で従事)研修修了者の数)	414人 (H31.3)	1,200人	子ども未来課

※ 5年に1回実施する県民意識調査により把握するもの。

Ⅲ 子どもと若者の成長を支援する環境の充実

子どもと若者の成長を支援するため、学校教育の推進とともに、家庭の教育力を高めるための支援、放課後の児童の居場所づくりや、高齢者を含めた地域での交流活動を進めます。

1 学校教育の推進と家庭の教育力の向上

施策の方向

子どもの確かな学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成等に取り組み、子どもの生きる力を育成していきます。

また、核家族化、少子化の進行、近隣との人間関係の希薄化等に伴い、家庭や地域における子育て力の低下が懸念されていることから、家庭の教育力を高めるための支援を進め、社会全体の問題として、積極的に家庭における子育てを支援します。

重点施策

(1) 学校教育の推進

① 確かな学力の向上

子どもたちの生活習慣や学習習慣等の改善、学習環境の整備、教員の指導力の向上を図るなど、学校力を高め、基礎学力の定着と才能のさらなる伸長を目指します。

② 豊かな心の育成

子どもたちの規範意識や人間関係構築力、自尊感情を高め、豊かな情操をはぐくむため、学校教育全体を通じて、さまざまな体験活動等と関連させた道徳教育の充実を図るとともに、あいさつ運動など学校・家庭・地域が一体となった取組を推進します。

また、いじめや暴力行為などの問題行動等への対策として、関係機関と連携した取組を進めるとともに、子どもたちの自主的・自発的な活動を充実させ、新たな問題行動等を生まない魅力ある学校づくりを推進します。

③ 健やかな体の育成

学校や地域社会と連携を図りながら、学校教育全体を通して健康教育を推進します。

また、子どもが進んで運動に親しむ機会の充実を図るとともに、子どもにとって望ましいスポーツ環境の構築に努めます。

④ グローバル人材の育成

グローバル化や情報通信技術の発展に伴い、国際競争が一層激化するなかで、日本人としてのアイデンティティを持ち、豊かな語学力・コミュニケーション能力等を有し、県内外の様々な分野で主体的に活躍するとともに、本県の持続的発展に貢献するグローバル人材の育成に向け、英語教育の充実や海外留学への支援、科学技術教育の推進などに取り組みます。

⑤学校・家庭・地域の連携・協働

地域学校協働活動の実施を通して、地域ぐるみで子どもを育てる体制整備に取り組み、学校・家庭・地域の相互連携を推進します。

また、地域の人材・企業・団体等を活用し、学校教育への支援を行うなど、地域との連携・協働を推進します。

⑥放課後の学習支援

学校や地域において、学習習慣の定着や学習支援の充実による基礎学力の確実な定着を図るため、放課後子ども教室^(注1)や放課後児童クラブ^(注2)において学習支援を実施します。

⑦キャリア教育の推進

若者がいきいきと働くことができるよう、職業の意義についての基本的な理解・認識、夢や希望を実現しようとする意欲的な態度など、望ましい勤労観や職業観の育成に向け、学校、家庭、企業等が連携したキャリア教育を推進するとともに、職場体験活動、インターンシップ及び専門高校における職業教育の充実に向け、企業等に対して教育活動への積極的な協力や参画を促します。

⑧高校生等への修学支援

既に大半の世帯を対象として、授業料が無償化されている公立高等学校と同様に、私立高等学校についても、年収目安590万円未満の世帯を対象として授業料の実質無償化を行うとともに、授業料以外の施設整備費等の負担を軽減するため、県納付金減免補助金を支給します。

さらに、低所得世帯を対象に、教科書費、学用品費等の負担を軽減するため、奨学給付金を支給します。

(2) 家庭の教育力の向上

家庭教育は、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心の育成等すべての教育の出発点となる重要なものです。

育児不安や子どもへの虐待の背景として、子育ての孤立化や育児の悩みを訴える親の増加等多くの要因の中で、家庭教育支援の必要性も強く指摘されています。そのことを踏まえ、公民館等の社会教育施設での家庭教育に関する講座等をはじめ、乳幼児健診や入学説明会、就学時健康診断等の多くの保護者が集まる機会に、「親育ち応援学習プログラム」等を活用した家庭教育に関する参加型の学習機会や情報の提供を行い、子どもに対する躰や集団生活への動機づけ等、学校生活を見通した子育てについて、保護者自身の自主的な気づきを促したり、保護者同士の人間関係の構築を促進したりするよう努めます。

また、地域や学校と連携して「早寝早起き朝ごはん」等の規則正しい生活リズムを定着させる取組を促進するとともに、公共図書館や読書ボランティア等と連携し、家庭における絵本の読み聞かせ等、子どもの読書活動を推進します。

(注1) 放課後子ども教室：すべての児童を対象として、放課後や週末等に、地域住民の協力を得て多様な体験・活動プログラムを提供する事業。

(注2) 放課後児童クラブ：昼間保護者がいない小学校に就学している児童が、指導員に見守られながら放課後を過ごす場所。児童館や学校の余裕教室などに設置されている。

2 放課後の居場所づくり

施策の方向

放課後児童対策充実のニーズが高いことから、放課後児童クラブの運営に係る支援や、放課後児童支援員等に対する研修の実施等により、放課後児童クラブの充実に努め、「新・放課後子ども総合プラン^(注)」に基づき、市町村が行う放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備・運営を円滑に行えるよう支援します。

重点施策

(1) 放課後児童クラブの充実

地域の実情に応じて児童館や学校の余裕教室等を積極的に活用するなど、放課後児童クラブの設置を促進するとともに、大規模なクラブについては、適正規模への分割を促進します。

また、市町村が実施又は助成する放課後児童クラブの運営に対して支援を行うとともに、放課後児童支援員の適切な配置を促進することなどにより、放課後児童クラブの質の向上を図ります。

さらに、障害のある子ども等を専門的に担当する障害児対応指導員の配置を促進するなど、必要な支援を行います。

(2) 放課後児童支援員等の確保・育成

放課後児童クラブに従事する職員等に対して、放課後児童支援員の認定資格研修や資質向上の研修を実施するとともに、放課後児童支援員の処遇改善を支援し、人材確保・育成に努めます。

(3) 新・放課後子ども総合プランの推進

「新・放課後子ども総合プラン」及び「岡山県新・放課後子ども総合プラン実施方針」に基づき、市町村が連携・一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備・運営を円滑に行えるよう、教育委員会及び保健福祉部の連携の下、推進委員会を設置するとともに、資質向上・情報交換を図るための合同研修を開催します。

(注) 新・放課後子ども総合プラン：国が平成30年9月に策定。共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ（厚生労働省所管）及び放課後子ども教室（文部科学省所管）の計画的な整備を進めるとしている。

3 地域・世代間交流の促進等

施策の方向

子どもを取り巻く環境の大きな変化の中、子どもたちはゆとりのない生活を送り、社会性の不足、規範意識の低下等の問題が指摘されています。また、自分なりの考えをもち、表現する力が十分育っていないともいわれています。

そこで、高齢者等を含めた地域での交流活動を進めるほか、若者の居場所づくりや社会参加の促進を通じて、子どもの生きる力を育成します。

重点施策

(1) 地域・世代間交流の促進

子どもが、地域や社会との関わりを通じて豊かな人間関係を形成し、文化や社会に対する関心を高め、自立した人間として成長できるよう、地域住民の力を積極的に活用し、地域と学校との連携・協働のもとに、乳幼児や高齢者・障害者との交流、自然が豊かな地域での自然体験、職業・育児・ボランティア等の多様な体験活動を通じての地域・世代間交流の機会を提供します。

(2) 社会参加活動への支援

地域のボランティア団体、青少年団体等と連携して、子どもたちがボランティア活動や自然体験、スポーツ活動の体験活動等を通して社会との関わりを学ぶことのできる継続的な活動の場を提供していきます。

また、家庭、学校、地域等が協働して、青少年の居場所づくりや社会参加を促進し、困難を抱える子どもの立ち直りを支援します。

主要指標

項 目		現 状	目 標	担 当 課
将来の夢や目標を持っている 児童生徒の割合	小学校6年生	65.9% (H30)	71%	義務教育課
	中学校3年生	44.1% (H30)	47%	
公立高等学校(全日制)における インターンシップ参加生徒率		28.4% (H30)	34%	高校教育課
不読率 (1ヶ月の読書数が0冊)	小学校	5.9% (H27)	3.0%	生涯学習課
	中学校	17.2% (H27)	8.6%	
	高等学校	29.9% (H27)	15.0%	
放課後児童クラブ実施か所数		583か所 (H30)	705か所	子ども未来課
放課後児童支援員等資質向上研修修了者数		476人 (H31.3)	1,400人	子ども未来課

Ⅳ きめ細かなサポートが必要な子どもや家庭への支援

社会的養護^(注)を必要とする子どもや専門的ケアが必要な障害のある子ども、発達障害のある子どもへの支援を行うとともに、ひとり親家庭の自立を支援するなど、きめ細かなサポートが必要な子どもや家庭への支援を行います。

1 社会的養育体制の充実

施策の方向

社会的養護を必要とする子どもを含む、すべての子どもの育ちを保障する観点から、子どもが権利の主体であることを明確にし、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育体制の充実を図るとともに、家庭養育優先の理念のもと、実の親による養育が困難であれば、養子縁組や里親による養育を提供し、ケアニーズが高い場合は、施設による専門的ケアを行うなど、「岡山県社会的養育推進計画」に基づく取組を実施します。

重点施策

(1) 子どもの権利擁護の推進

一時保護所や施設、里親のもとで養育されることとなった子どもについて、それまで地域社会で構築してきた人間関係や地域環境に十分配慮し、支援の開始から終結まで子どもに伝わる方法で丁寧に説明を行い、子どもの最善の利益の確保を最優先にした適切な支援に努めます。

また、「子どもの権利ノート」等を活用して、子どもに対し、子ども自身の意見を表明する権利等の機会が保障されていることをわかりやすく伝えるとともに、弁護士等の第三者がそれを聴取し、岡山県社会福祉審議会へ答申するなどの方法により、意見を受け止める体制の構築を図ります。

さらに、市町村をはじめ、児童相談所、施設の職員や里親等を対象に、子どもの権利等に関する研修を行い、相談支援やケアの質の向上のための取組を推進します。

(2) 市町村の体制強化に向けた支援

地域のすべての子どもと家庭の相談に対応する、子ども支援の専門性を持った「子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進するとともに、子ども家庭支援に携わる職員への研修を通じて、市町村の人材育成を支援するなど、市町村の体制強化を支援します。

(3) 里親、養子縁組等の積極的な推進

家庭的な環境のもとで子どもの愛着関係を形成しながら養育を行う里親委託を優先して検討できるよう、制度の普及啓発を図り、新規里親の開拓に取り組むとともに、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の実施も促進し、社会的養護を必要とする子ども全体に占める里親等への委託率を引き上げます。

また、研修、相談、里親同士の相互交流など、里親養育を支援する体制の充実を図ります。

(注) 社会的養護：保護者がいない子どもや家庭において適切な養育を受けることができない子どもについて、公的責任で社会的に養育・保護すること。

(4) 施設の小規模化、地域分散化、多機能化等による専門機能強化

ケアニーズの高い子どもなど、施設で養育することが適当な場合においても、ケア単位の小規模化を図るとともに地域分散化を推進し、地域の実情に即した計画的な取組を行います。

また、心理療法、生活指導等を必要とする子どもや、地域での自立した生活が困難な親子への専門的なケアを行うため、児童養護施設等に里親支援専門相談員、心理療法担当職員等の専門的な職員の配置を促進するとともに、基幹的職員研修など、施設職員の専門性や支援技術の向上を図ります。

(5) 自立支援の充実

施設や里親のもとで育った子どもたちが、施設退所後も自立に向けて円滑にスタートが切れるよう、生活や就学、就労に関する相談に応じるとともに、生活費・家賃・資格取得に係る貸付けなどの支援を行います。

(6) 児童相談所の体制強化

①児童福祉司の増員

子どもの最善の利益の実現を念頭に、子ども虐待発見時の迅速・的確な対応を確保するとともに、家庭養育の推進、市町村の相談支援体制の強化を図るため、子どもや親等への指導、市町村の支援等を行う児童福祉司を増員します。

②児童心理司の増員

虐待等により心に傷を負った子どもへのカウンセリングや虐待を行った親への心理教育の充実等を図るため、心理に関する専門的な知識・技術に基づき支援を行う児童心理司を増員します。

③弁護士配置

子どもの最善の利益を守ることを目的に、現在の配置に加えて、配置日以外の相談の円滑化を図るなど、より一層弁護士との連携を強化します。

④一時保護の機能強化

必要な一時保護に適切に対応するとともに、子どもの安全確保と子どもの権利擁護を両立できるよう機能を強化します。

⑤人材の確保と育成機会の充実

児童相談所へ福祉や心理等を学ぶ大学生の実習を積極的に受け入れる取組等を通じて、児童相談所職員の人材確保を行うとともに、「岡山県児童相談所職員人材育成基本方針」に基づき、専門性の向上に向けた、体系的な育成機会を充実させます。

○県の児童福祉司・児童心理司の増員計画

	令和元年度		令和4年度
	配置数	必要数	必要数
児童福祉司	33 人	32 人	41 人
里親養育支援児童福祉司	3 人	1 人	3 人
市町村支援児童福祉司	0 人	1 人	1 人
児童心理司	19 人	16 人	21 人

2 子ども虐待防止対策の充実

施策の方向

子どもの虐待については、児童相談所の相談対応件数が年々増加傾向にあり、全国で重篤な事案が後を絶たないなど、深刻な社会問題となっています。

このため、「岡山県子どもを虐待から守る条例」に基づく行動計画を毎年策定し、すべての子どもの人権が尊重され、子どもの最善の利益を優先し、健やかな成長を支えることができるよう、地域全体で子どもを育む気運を醸成するとともに、虐待の予防、早期発見・早期対応、自立支援までの一貫した取組により、虐待の連鎖を断つことを目指します。

重点施策

(1) すべての子どもが安心して暮らせる環境づくり

「しつけ」と称する子どもへの暴力や子ども虐待と女性への暴力(DV)防止等の広報・啓発活動や「岡山県子どもを虐待から守る条例」に基づく行動計画等の公表を行い、子ども虐待防止に向けた県民の気運の醸成を図るとともに、子ども家庭支援に携わる関係機関の取組を周知します。

(2) 子どもへの虐待の予防

市町村や保健所、おかやま妊娠・出産サポートセンター等において、妊娠・出産に関する不安や悩みに対する相談を行います。また、医療機関、市町村、保健所等が連携して支援を行う「妊娠期からの切れ目のない母子支援システム」の運用とともに妊娠の届出、健康診査、乳児全戸家庭訪問事業、養育支援訪問事業などあらゆる機会をとらえて、育児不安や育児負担の軽減となるような支援を行います。さらに、孤立した中での妊娠・出産・育児にならないよう、愛育委員などの健康づくりボランティア、民生委員・児童委員など地域の住民とも連携し、妊婦や親子を見守りはぐくむ地域づくりを行います。

(3) 子どもへの虐待の早期発見・早期対応

パンフレットの配布、ホームページへの掲載等、あらゆる機会を捉えて、子育てに関する相談窓口や子ども虐待通告窓口の広報・啓発活動を行います。

(4) 虐待を受けた子どもと家族への指導及び支援

① 要保護児童対策地域協議会の機能強化

子どもを守る地域ネットワークである「要保護児童対策地域協議会」に配置されている要保護児童調整機関の担当者へ研修を行うとともに、市町村へ弁護士、精神科医、児童福祉司、児童心理司、保健師等の専門職を集中的に派遣するなど、機能強化を図り、ノウハウを共有します。

② 関係機関との役割分担や連携の推進

学校での適切な対応のための手引きや、子ども家庭支援に携わる職員の共通理解のための「市町村子ども虐待対応ガイドライン」や「『子どもが心配』チェックシート(岡山版)」、子どもが置かれている状況を的確に把握し、子どもや親が参画して実効性のある支援を展開するための「子どもの育ちのニーズシート」等のアセスメントツールを積極的に活用するとともに、必要性に応じて新たな開発を行い、市町村をはじめとする関係機関との役割分担や連携を推進します。

③ 親子関係再構築支援の充実

児童相談所は、子どもの育ちのニーズが適切に満たされ、子どもと家族の生活が地域で継続できるよう家族支援の充実を図るとともに、再び虐待が繰り返されないよう医学的知見や心理学的知見に基づく親への指導体制を整えます。

(5) 子ども虐待による死亡事例等の重大事例の検証

子ども虐待による重大事例(死亡等)が発生した場合については、事例を分析・検証し、明らかになった問題点・課題から具体的な再発防止のための策を講じます。

また、市町村が行う検証に対して、専門的な助言を行うなどの支援を行います。



3 障害や困難を有する子ども・若者への施策の充実

施策の方向

障害のある子どもへの施策については、地域の中で安心して快適に自立した日常生活を送ることができる共生社会の実現を目指して、子どもの障害の早期発見や適切な療育の充実に努めるとともに、特別支援学校や小学校・中学校・高等学校等における特別支援教育の充実と教育体制の整備に努めます。

また、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者について、関係機関が連携して支援を行うためのネットワークづくりを推進します。

重点施策

(1) 障害のある子どもの支援

ノーマライゼーション^(注)の理念に基づき、障害のある子どもの健全な発達を支援する観点から適切な医療及び医学的リハビリテーションを提供するとともに、児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業などの実施により、子どもやその家族が継続的かつ適切な療育支援を受けられるよう、療育指導体制の充実に図ります。医療的ケア児については、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、保健・福祉・医療等の連携促進に努めるとともに、総合的な支援体制の構築に向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターの養成を推進します。

また、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応するため、教職員の専門性の向上を図るとともに、就学前から卒業後までを見通した一貫した支援を行う体制づくりに努めるなど、特別支援教育の推進を図ります。

こうした取組を推進することにより、障害のある子どもが将来自立できるよう支援の充実に努めます。

(2) 発達障害のある子どもの支援

発達障害のある子どもについては、その特性に応じた適切な支援のため、市町村や保健所、児童相談所、医療機関、発達障害者支援センター等の関係機関連携のもと、総合的な相談やライフステージに応じた支援を行うとともに、学校においては、特別支援教育を推進し、発達障害を含めた障害のある子どもの支援に努め、関係機関との連携による支援体制の整備を進めます。

また、市町村に配置されている発達障害者支援コーディネーターの役割強化やスキルアップを図るなど、発達障害のある子どもを支援する市町村の取組をサポートするとともに、県民の正しい理解の促進を図ります。

(3) 困難を有する子どもや若者の支援

ニート、ひきこもり等の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもや若者について、青少年総合相談センターにおいて、相談しやすい体制を充実し、修学や就労に関する情報提供等を行います。また、国が設置する「おかやま地域若者サポートステーション」と連携しながら、職業的自立を支援します。

様々な機関の専門性を生かし、重層的、継続的な支援を行うためのネットワークづくりに取り組むとともに、市町村にも同様のネットワークづくりを働きかけます。

(注) ノーマライゼーション：障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活をおくることができるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

4 ひとり親家庭の自立支援

施策の方向

母子世帯については、正規の職員・従業員として働く人の割合が増加しており、収入も一定の改善が見られるものの、一般世帯と比較するとなお低い水準にあります。また、父子世帯では、子どもの養育、家事等生活面で多くの困難を抱えており、子育てや家事の支援の重要性が非常に高くなっています。

ひとり親家庭が安心して子育てと仕事を両立できるよう、生活や経済的自立の支援、就業支援を総合的に実施し、自立を支援するとともに、ひとり親家庭の子どもの健全育成を推進します。

重点施策

(1) 相談機能の強化

ひとり親家庭及び寡婦の相談に対応する母子・父子自立支援員等に対して、資質向上のために効果的な研修を実施し、相談機能の強化を図るとともに、「ひとり親家庭支援センター」において、ひとり親の抱えている問題に対し、その解決に必要な助言や情報提供を行います。

(2) 子育て・生活支援の強化

ひとり親家庭等が安心して生活し、働きながら子育てができるようにするために、多様な保育サービスなどの子育て支援を活用してもらうとともに、ひとり親家庭が疾病などの理由により、生活援助や保育サービスが必要な場合に家庭生活支援員を派遣する事業や子どもの居場所づくりに取り組みます。

(3) 経済的自立の支援

児童扶養手当の支給、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付やひとり親家庭等医療費の助成等により、ひとり親家庭及び寡婦が自立できるよう、経済的支援を推進します。

また、離婚後の子どもの養育に不可欠なものとなる養育費が確実に確保されるよう、母親等が養育費の取決め等のため家庭裁判所等を訪れる場合の同行支援や、関係機関と連携した養育費についての啓発や相談対応を実施します。

(4) 就業支援の強化

ひとり親家庭及び寡婦の自立、生活の安定と向上を図るため、就業相談の実施、就業情報の提供などきめ細かな就業支援サービスの提供や、児童扶養手当受給者等の自立促進を目的として、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムの策定を行います。

また、就職に有利な資格取得のための受講費用等を支援する自立支援給付金等の施策を推進するとともに、ひとり親家庭の親や子どもが高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合の負担を軽減し、学び直しを支援します。

5 子どもの貧困対策の推進

施策の方向

子どもの貧困問題が社会問題化する中、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることがあってはならないことです。児童の権利に関する条約の精神に則って、貧困の連鎖を断ち切り、子どもの貧困対策を進めていく必要があります。

このため、国において改定された「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、関係機関の連携のもと、子ども一人ひとりが夢や希望を持って未来を切り拓ける環境づくりを目指し、教育、生活、保護者に対する就労の支援など、地域や社会全体で取り組むべき課題であるという意識をもって、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

また、子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正により、計画策定が市町村の努力義務とされたことから、県内全域で対策が進むよう、市町村の取組を支援します。

重点施策

(1) 教育の支援

学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校教育による学力保障、学校を窓口とした福祉関連機関との連携、経済的支援を通じて、学校から子どもを福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図ります。

① 幼児教育・保育の質の向上

年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育環境は、子どもの健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、幼稚園・保育所・認定こども園の充実が貧困の世代間連鎖を断ち切ることにもつながります。

そのため、「幼児教育センター」を拠点として関係機関等と連携を図りながら、教育・保育に携わる人材の資質向上に向けた研修の充実に取り組むとともに、市町村において作成された接続カリキュラムの実施・改善のための取組の支援を行うことで、生涯にわたる人格形成の基礎を培う就学前教育を充実させていきます。

② 地域に開かれた学校プラットフォーム

(スクールソーシャルワーカー^(注1)等が機能する体制の構築)

スクールソーシャルワーカー等を活用した、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークづくりを推進するとともに、スクールカウンセラー^(注2)等、教育相談体制の充実を図ります。

また、市町村での家庭教育支援チーム設置を促進し、子育てに関する相談や、スクールソーシャルワーカー等と連携した家庭教育支援の取組を進めます。

(学校教育による学力保障)

家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、落ち着いた環境の中で、基礎学力の確実な定着を図る指導の充実を図るとともに、放課後や長期休業中などの補充学習を推進します。また、子どもの貧困問題に関する教職員の理解を深めるため、研修の充実を図ります。

(注1) スクールソーシャルワーカー: 学校の一員として、子ども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整する、社会福祉士や精神保健福祉士などの専門家のこと。

(注2) スクールカウンセラー: 学校の一員として、子どもの悩みごと相談に応じたり、保護者や教員に子どもへの接し方等について指導・助言を行う、公認心理師、臨床心理士、大学教員、精神科医などの専門家のこと。

③高等学校等における修学継続のための支援

高校中退を防止するため、高等学校の指導体制の充実を図ります。また、高等学校等中退者が再入学して学び直す場合に、授業料に係る支援を行うなど、修学継続のための支援に努めます。

④特に配慮を要する子どもへの支援

(児童養護施設等の子どもへの学習・進学支援)

児童養護施設等で暮らす学業に遅れのある小学生や高校等受験を目指す中学生に対し、大学生等を活用した学習指導を行うとともに、子どもの年齢や発達状況に応じたスポーツや表現活動の実施等、子どもの状況に配慮した支援を行います。

また、児童養護施設等で暮らす子どもの大学等進学を推進するため、入所中における学習支援の充実を図るとともに、経済的理由により進学を断念することがないよう、進学に際し必要な学用品等の購入費や生活費等の支援を行います。

(特別支援教育に関する支援の充実)

特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図ります。

(外国人の子ども等への支援)

外国人の子ども等についても、高等学校や専門学校・大学等への進学、就職が円滑に実現できる環境を整備するため、中学校・高等学校において日本語指導及び教科指導の充実、キャリア教育等の包括的な支援を進めます。

⑤教育費負担の軽減

- 市町村において、義務教育段階における就学援助が適切に実施されるよう、情報提供等に努めます。また、既に大半の世帯を対象として、授業料が無償化されている公立高等学校と同様に、私立高等学校についても、年収目安590万円未満の世帯を対象として授業料の実質無償化を行うとともに、授業料以外の施設整備費等の負担を軽減するため、県納付金減免補助金を支給します。

さらに、低所得世帯を対象に、教科書費、学用品費等の負担を軽減するため、奨学給付金を支給します。

- 住民税非課税及びそれに準ずる世帯の子どもが、大学及び専門学校等への進学を諦めることのないよう、令和2年4月から開始する高等教育の修学支援新制度(授業料等減免と給付型奨学金)の広報を推進します。
- 生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等の高等学校等就学費を、さらに大学等に進学する際には、新生活の立ち上げ費用として進学準備給付金を支給するなど、進学時の支援を行います。
- ひとり親家庭の子どもが、高等学校等での修学の継続や大学等への進学を諦めることのないよう、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付等による経済的支援を実施します。

⑥地域における学習支援

- 放課後子ども教室等の地域学校協働活動を推進し、地域による学習支援の充実を図ります。
- 困難を抱える家庭を含めたすべての子どもを対象に、地域の実情に応じた学習支援の取組を進めます。

⑦その他の教育支援

生活保護制度の教育扶助や就学援助制度による学校給食費の援助を行うとともに、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。

(2) 生活の支援

保護者の自立支援のための相談事業の充実や保育等の確保に努めるとともに、子どもの生活支援や就労支援などに関係機関が連携しながら取り組みます。

①親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

- 市町村が行う妊産婦健診や乳幼児健診、妊産婦訪問や乳幼児訪問などの母子保健事業により、保護者の健康や乳幼児期のすべての子どもの成長が見守られるよう支援に努めます。また、養育支援訪問事業、要保護児童対策地域協議会での取組等を通して、市町村と連携しながら、保護者の養育支援を行います。
- 誰もが安心して妊娠、出産し、子どもが健やかに育成されるよう、市町村を中心に、妊娠に気づいた時から身近な地域で切れ目のない支援が受けられる体制づくりに努めます。
- 女性相談所において、特定妊婦を含む困難な問題を抱える女性に対し、相談・保護、必要に応じて母子生活支援施設への一時保護委託を行い、また一時保護終了後の受入れ先を市町村と連携して準備するなど、妊娠期から出産後までの継続した支援を行います。

②保護者の生活支援

- 生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、生活保護受給者及び家計に課題のある生活困窮者に対しては、家計改善支援事業等の活用を図ります。また、ひとり親家庭の生活の安定を図るため、就労相談や就業情報の提供を行うなど、保護者の自立支援に努めます。
- 保育所の整備等の推進や、放課後児童クラブの拡充等により、保育の確保を図るとともに、保育士養成課程において、子どもの貧困等について履修することを通じ、子どもの貧困に関する保育士の理解を進めます。
- 子育て家庭の様々なニーズにより一時的に保育が必要となった乳幼児を保育所、幼稚園、その他の場所において預かり、必要な保護を行う事業の充実を図ります。

また、児童養護施設等で一時的に子どもを預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業等、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子どもを養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進します。

③子どもの生活支援

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を実施するとともに、生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、関係機関と連携し、地域の実情に応じた居場所づくりや生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を含む学習・生活支援事業の取組を進めます。
- 家庭の事情により、家庭内で保護者などと過ごす時間が短い子どもに、家庭の代わりに地域の住民やボランティア、NPO等が関わりあい、遊びや食事、落ち着いた学習環境を提供するなど、地域のすべての子どもが安心して継続的に過ごすことのできる子ども食堂等、様々な形態の居場所づくりを進めます。

また、こうした居場所で、大学等の協力を得て、経済的な困窮家庭の子どもなどに対し体験活動・学習を提供し、子どもの多様な学びを支援することにより、豊かな価値観を醸成します。

- 「岡山県食の安全・食育推進計画」に基づき、栄養バランスに配慮した食事の提供や「共食」の機会の増加に向けた取組など、地域の特性に応じた食育の推進を図ります。また、児童福祉施設において、子どもの発育・発達状態、健康状態、栄養状態、生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めます。
- 児童養護施設等を退所する子どもが安心して就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための事業を行うなど、児童養護施設等の退所児童等に対する支援に努めます。

④子どもの将来の就職に向けた支援

- 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業の取組を進め、進路選択や将来の就職に向けた相談、職場体験等の支援を行います。
- 児童扶養手当の支給、母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の子どもに対する就業相談、就業情報の提供などを行います。また、児童養護施設退所予定者等に対して、引き続き、免許取得への補助や職業訓練校への進学の補助、身元保証人を確保するための事業等を実施するとともに、自立促進につながる取組を幅広く検討します。
- 進路支援のための人材を高等学校に配置し、生徒一人ひとりに応じた支援を行うとともに、ハローワークと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施します。また、「おかやま若者就職支援センター」や各種就職面接会等の活動を通じて、若者の正規雇用に向けた就職支援に努めます。

⑤住宅に関する支援

県営住宅の一般住戸への入居に際して、母子・父子世帯や多子世帯などの子育て世帯に対する優遇措置を講じるほか、子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供に努めるとともに、母子・父子・寡婦福祉資金のメニューである住宅資金や転宅資金の貸付、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給などにより、子育て世帯等の居住の安定を支援します。

⑥支援体制の強化

- 市町村の社会福祉士や保健師等が保育所等を巡回し、アウトリーチすることによって、支援が必要な子どもを早期に発見するとともに、関係者による連携ケア会議を実施し、互いに情報共有しながら、子どもの実情に応じた支援を行います。
- 社会的養育の推進のため、児童相談所職員や市町村職員の専門性を強化するとともに、受け皿となる里親や児童養護施設等職員の資質の向上を図ります。

また、研修等により、母子・父子自立支援員、生活保護世帯の支援に当たる職員、生活困窮者自立支援制度における相談員等の資質の向上に努めます。

(3) 保護者に対する就労の支援

ひとり親家庭の生活の安定を図るため、就労相談や就業情報の提供などを行うとともに、児童扶養手当受給者に対し、自立支援プログラムを策定することで、就業を軸とした自立支援を図ります。また、母子家庭の母親等に対する職業訓練により、就労機会の確保に努めるとともに、就職に有利な資格取得のための受講費用等を支援する自立支援給付金や、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合の費用負担を行います。

生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施するとともに、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、就労活動促進費の支給や保護を脱却した場合の就労自立給付金の支給を行います。

(4) 経済的支援

生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等の高等学校等就学費を、さらに大学等に進学する際には、新生活の立ち上げ費用として進学準備給付金を支給するなど、進学時の支援を行います。

児童扶養手当の支給、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付やひとり親家庭等医療費の助成等により、ひとり親家庭及び寡婦が自立できるよう、経済的支援を推進します。

また、離婚後の子どもの養育に不可欠なものとなる養育費が確実に確保されるよう、母親等が養育費の取決め等のため家庭裁判所等を訪れる場合の同行支援や、関係機関と連携した養育費についての啓発や相談対応を実施します。

子どもの貧困に関する岡山県の現状

項 目			現 状	説 明	担当課室
生活保護世帯に属する子ども	高等学校等進学率		89.4%	平成30年4月1日現在	障害福祉課
	高等学校等中退率		4.5%	平成29年4月の在籍者数の総数で、平成30年3月までに中退した者を除したもの	
	大学等進学率		22.6%	平成30年4月1日現在	
	就職率	中学校卒業後の進路	3.5%	平成30年4月1日現在	
		高等学校卒業後の進路	56.8%	平成30年4月1日現在	
児童養護施設の子ども	高等学校卒業後の進路	進学率	18.8%	平成29年度末に高等学校等を卒業した者のうち、平成30年5月1日現在の進路	子ども家庭課
		就職率	75.0%		
全世帯の子ども	高等学校中退率		1.4%	平成30年度	生徒指導推進室
	高等学校中退者数		797人		
就学援助制度に関する周知状況	入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合		57.1%	令和元年度	財務課
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(市町村の割合)		小学校	75.0%	平成30年度	財務課
		中学校	78.5%	平成30年度	

[参考:国全体の数値]

子どもの貧困率※ ¹	13.9%	平成28年国民生活基礎調査	子ども家庭課
ひとり親世帯の貧困率※ ²	50.8%	平成28年国民生活基礎調査	子ども家庭課

※1 貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)に満たない子ども(17歳以下)の数を子どもの数で除したもの。

※2 貧困線に満たない大人一人(18歳以上65歳未満)と子ども(17歳以下)からなる世帯の世帯員数を大人一人と子どもからなる世帯の世帯員数で除したもの。

主要指標

項 目	現 状	目 標	担 当 課
里親等への委託率	24%(H30)	40%	子ども家庭課
子ども家庭総合支援拠点設置市町村数	2市(H31.3)	25市町村	子ども家庭課
自立援助ホーム設置か所数	4か所(H30)	8か所	子ども家庭課
新たに開設された子どもの居場所の数	—	30か所	子ども家庭課
発達障害のある子どものための子育て支援プログラム導入市町村数(岡山市を除く)	13市町村(H31.3)	17市町村	障害福祉課



V ワーク・ライフ・バランスと子育てにやさしい環境づくりの推進

子育てに心理的・経済的負担を感じている人、仕事との両立が難しいと感じている人が多いことなどから、子どもを安心して生み育てることができる体制づくりを目指します。

1 子育てと仕事が両立できる環境の整備(ワーク・ライフ・バランス)

施策の方向

子育てと仕事が両立でき、男女がともに、子育てがしやすい職場づくりのために、仕事と家庭の両立を支援する法律・制度の普及啓発を推進し、様々な就労環境の整備に取り組むとともに、企業や、企業で働く女性はもとより男性の意識の啓発、広報や情報提供を進めます。

子育て期間においても残業時間が多いなど、子育てと仕事が両立しにくい状況を是正するため、職場優先の風土の見直し、多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直しなどに取り組みます。

また、出産や育児のために就労していなかった人に対する就職支援を推進します。

重点施策

(1) 企業の意識改革への取組

労働時間の短縮や多様な働き方を促進し、男女がともに仕事時間と生活時間のバランスがとれるよう、岡山労働局や経済団体等と連携しながら、「おかやま子育て応援宣言企業」登録制度、「アドバンス企業」認定制度を推進します。また、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進を目指す企業・事業所に専門家を派遣するなど、企業の意識改革を積極的に支援します。

(2) 出産・子育てがしやすい職場環境の整備

ファミリー・サポート・センター事業に取り組む市町村を支援するとともに、従業員の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業を認定する「アドバンス企業」認定制度などを活用し、出産・子育てがしやすい職場環境の整備を促進します。また、育児休業制度など、子育てと仕事の両立を支援する制度の普及啓発に努めます。

県が発注する建設工事の入札参加資格審査において業者格付けを行う際に、育児・介護休業制度を導入している場合には加点の対象とし、子育て支援に取り組んでいる業者を積極的に評価します。

(3) 男女共同参画による子育ての推進

家庭生活は、家族を構成する男女が、家事、子育て、介護といった家庭責任をともに担っていく必要がありますが、男性が家事や子育てにあてる時間は極めて短いのが現状です。

家庭における男女共同参画を進めていくため、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるといった固定的な性別役割分担意識を解消し、父親の育児参画を促進するための体験型イベントを開催するなど、男女が共に家事や子育てに参画しやすい環境の整備を図ります。

(4) 就労支援

出産や育児により退職した人のため、再雇用制度の普及に努めるとともに、県内各地域に出向き、就職相談会や地元企業就職面接会を開催するほか、岡山労働局等と協力して、就労を希望する人のための職業訓練や研修会、情報提供、相談事業などを実施します。

2 子育て家庭の安心を支える医療体制の確保

施策の方向

急な発熱等、子どもの体調の変化に対する保護者の不安は強いものがあります。

次代を担う子どもを守り育てるとともに、子育て家庭が、いつでも安心してより良質な医療を適切に受けられる環境を整備するため、周産期^(注)医療・小児医療の充実を図ります。

また、小児慢性特定疾病の医療の推進、感染症対策の推進に努めます。

重点施策

(1) 周産期・小児医療体制の整備

24時間緊急受入体制等を確保するため、総合周産期母子医療センターを中核とする周産期医療体制の整備を促進し、安全に妊娠・出産できる環境を整えます。

また、小児救急医療の確保が困難な県北地域において小児救急患者を24時間受け入れる小児救急医療拠点病院を確保するとともに、小児救急医療電話相談事業などに取り組み、子育て家庭の育児不安の解消を図ります。

(2) 小児慢性特定疾病の医療の推進

子どもの慢性疾患のうち国が定める小児がんなど特定の疾患については、その治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となることから、医療費の自己負担額を所得に応じて公費で負担することにより、その治療の確立と普及を促進するとともに、子どもとその家族の経済的負担の軽減を図ります。

(3) 感染症対策の推進

市町村等と連携し予防接種の推進を図り、岡山県予防接種センターの運営による安心して予防接種を受けられる体制整備や、研修会開催などによる感染予防策の啓発を行うとともに、感染症の発生動向を早期に把握し、岡山県感染症情報センターによる情報提供など適切な対応を行います。

(4) 病児保育の充実

市町村が取り組む病児保育に係る施設整備及び運営を支援するとともに、市町村域を超えた病児保育事業実施施設の相互利用を推進し、県民の生活圏域に即したニーズに対応した利用環境の整備に取り組めます。

(注) 周産期：おおそ妊娠中から出産までの期間のこと。厚生労働省の統計等では、妊娠満22週から出生後満7日未満の期間をいう。

3 安心して生み育てられる住生活の確保と子育て相談体制

施策の方向

次代を担う若者や子育て世帯が活躍できる地域づくりのため、結婚・出産を希望する若年世帯や子育て世帯が望む住宅を選択・確保できる環境づくりを進めます。

また、市町村等の窓口をはじめ、様々な媒体を通して保護者や子ども自身が必要なときに気軽に相談できる子育て相談体制の整備充実を積極的に進めるとともに、ICTやAIなどの活用促進も検討しながら、子育て家庭のニーズに対応した情報提供に努めます。

重点施策

(1) 子育て世帯が安心して生み育てられる住生活の確保

県営住宅の整備に当たっては、家族構成に適した間取りを選択しやすくするため柔軟な設計とするなど、子どもを安心して生み育てる住環境の整備に努めます。また、県営住宅の一般住戸への入居に際して、母子・父子世帯や多子世帯などの子育て世帯に対する優遇措置を行います。

さらに、子育て世帯が安心して子どもを生み育てられる環境づくりのため、子育て環境に適した民間賃貸住宅や空き家の情報提供に努めます。

(2) 子育て支援情報の提供や相談体制の充実

子育てに関する身近な相談窓口や、仕事と子育ての両立支援に関する制度の情報など、子育て家庭が必要としている情報の提供に努めます。また、相談員の資質の向上に努めながら、子ども家庭電話相談事業やすこやか育児テレホン事業を実施し、子育てに心理的・経済的な負担を感じている人や仕事との両立が難しいと感じている人が気軽に相談ができるよう、相談体制の充実を図ります。

また、「おかやま子ども・若者サポートネット」^(注)を設置し、県内の様々な支援機関が連携して、総合的・継続的な支援を行います。

(注) おかやま子ども・若者サポートネット：教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等、県内の専門的機関・団体がネットワークを構築し、子ども・若者の問題に対し、それぞれの専門性を生かした切れ目のない継続的な支援を行っているもの。

4 安全・安心な子育て環境の整備

施策の方向

乳幼児期以降の正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着を図るため、家庭や学校、地域、ボランティア等との協働により、地域社会全体で食育を進めるとともに、県民の食に対する理解と安心の確保に努めます。

都市化の進展や交通量の増大等により、子どもが安心してのびのびと遊べる場所が少なくなっています。このため、公園や水辺空間等の身近な遊び場や、地域の遊び等の拠点の充実を支援します。

また、ネット上のいじめや依存症等から子どもを守る取組を強化するとともに、安全な道路交通環境や公共施設のバリアフリー化等安心して外出できる環境の整備、安全・安心まちづくりの推進、さらに、子どもの交通安全の確保、犯罪の被害からの保護など、安心して生活できる子育て環境を整備します。

重点施策

(1) 食の安全・安心の確保、食育の推進

食の安全に関する知識の普及、食品の適正表示の推進等、消費者が食の安全に関心を持って行動するための施策を推進します。

食に関する正しい知識を効果的に普及する環境の整備を図るとともに、愛育委員、栄養委員等地域のボランティア組織による伝統的食文化や地域の特色を生かした食育の普及を推進します。

学校では、安全な給食の提供に努めるとともに、地場産物の活用を推進するなど、食育の充実を図り、子どもの望ましい食習慣を育成します。さらに、農業の体験などを通じて、食卓と生産の場の距離を縮め、「食」についての理解を深めます。

(2) 安全な遊び場の整備

都市公園等の計画的な整備及び適正な維持管理を行い、地域子育て支援拠点や児童館のネットワークづくりに努めるなど、子どもが安心して遊ぶことができる環境を整備します。

また、冒険遊び場（プレイパーク）などを活用し、子ども自身が自らの責任で自由に遊ぶ体験を通して生きる力の養成に努めます。

(3) 安全な生活環境の整備

① 安全な道路交通環境の整備

信号機の整備、通学路や生活道路への通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路の交通の円滑化等を推進し、子どもや子ども連れの親等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備を推進します。

② 安心して外出できる環境の整備

妊婦や親子が安心して外出できるよう、公共施設、公共交通機関、建築物等における段差解消等によるバリアフリー化の促進に取り組み、さらに、子育て家族での外出等に優しいトイレ等の整備、ベビーベッド、ベビーチェア、授乳室、おむつ換えシートの設置などを進めます。

また、子育て世帯へバリアフリー施設の整備情報の提供に努めます。

③安全・安心まちづくりの推進

道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪防止に配慮した環境設計を行うとともに、通学路への防犯カメラ設置等の防犯設備の整備を推進し、子どもが犯罪の被害に遭わないまちづくりを推進します。

(4) 安心な社会環境づくり

①子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもに対する悪影響が懸念される有害情報等から子どもを守り、心身ともに健全な成長を図るため、関係業者等に対する立入指導等を徹底し、子どもを取り巻く環境の浄化を推進します。

また、情報モラル教育を充実するとともに、スマホ等の使用時間の制限など利用に関する適切なルール作りやフィルタリング^(注)機能の活用についての児童生徒の主体的な取組の促進や家庭・地域等への啓発を行うなど、ネット上のいじめや依存症等から子どもを守る取組を強化します。

②子どもの交通安全を確保するための活動の推進

交通安全教育指針に基づく参加・体験・実践型の交通安全教育、チャイルドシートの使用効果や正しい使用方法についての普及啓発活動を積極的に展開し、子どもを交通事故から守るための総合的な交通事故防止対策を推進します。

③子どもを犯罪の被害から守るための活動の推進

子どもたちの安全・安心を確保するため、地域ぐるみによる地域安全マップの作製、通学路の安全点検や見守り活動、自主パトロール活動等の取組を推進するとともに、活動団体の育成に努め、自主防犯活動の充実を図ります。

④被害にあった子どもの支援

犯罪、いじめ、虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を推進します。

主要指標

項 目	現 状	目 標	担 当 課
おかやま子育て応援宣言企業 「アドバンス企業」認定数	—	150社	子ども未来課
平日に19時までに帰宅する父親の割合 ^{※1}	43.0% (H30)	60%	子ども未来課
男性の育児休業取得率 ^{※2}	5.4% (H30)	8%	男女共同参画 青少年課
6歳児で麻しん・風しんの予防接種を 行っている割合	麻しん96.0% (H30)	95%以上	健康推進課
	風しん96.0% (H30)		
ももたろう交通安全クラブ設置率	68.1% (H30)	70%	くらし安全安心課
子ども110番セーフティコーン設置校数	257校 (H30)	300校	くらし安全安心課

※1 5年に1回実施する県民意識調査により把握するもの。

※2 3年に1回実施する「仕事と家庭の両立支援に関する調査」により把握するもの。

(注) フィルタリング：インターネット上の不適切な情報を閲覧できないように制限をかけたり、時間制限機能の設定を行ったりすること。



幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

【県計】p.43に記載

【県区域】

①岡山市区域

(単位:人)

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	7,912	9,946	1,599	8,489	7,699	9,676	1,583	8,407	7,591	9,537	1,566	8,305	7,426	9,327	1,564	8,230	7,350	9,244	1,551	8,179
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	7,298	10,932	1,426	5,450	7,303	11,340	1,463	5,759	6,978	11,661	1,397	6,304	6,788	11,542	1,308	6,496	6,713	11,502	1,227	6,619
	確認を受け ない幼稚園	1,830				1,830				1,830				1,830				1,830			
	地域型保育 事業			199	702			199	768			199	768			199	784			199	782
	認可外保育 施設		416	77	424		416	77	404		416	77	404		416	77	404		416	77	404
	企業主導型 保育施設		384	156	434		384	156	434		384	156	434		384	156	434		384	156	434
	計	9,128	11,732	1,858	7,010	9,133	12,140	1,895	7,365	8,808	12,461	1,829	7,910	8,618	12,342	1,740	8,118	8,543	12,302	1,659	8,239
②—①		1,216	1,786	259	▲1,479	1,434	2,464	312	▲1,042	1,217	2,924	263	▲395	1,192	3,015	176	▲112	1,193	3,058	108	60

※2号認定児のうち、「幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの」については、1号で集計。

※認可外保育施設には、市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている施設を計上。

②倉敷市区域

(単位:人)

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	5,745	6,609	1,452	4,407	5,636	6,531	1,482	4,696	5,485	6,379	1,510	4,869	5,402	6,336	1,542	4,935	5,347	6,320	1,575	5,008
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	6,647	6,778	1,196	3,759	6,647	6,781	1,217	3,780	6,647	6,781	1,227	3,830	6,647	6,781	1,237	3,880	6,647	6,781	1,257	3,920
	確認を受け ない幼稚園	1,000				1,000				1,000				1,000				1,000			
	地域型保育 事業			228	495			234	565			278	635			284	705			290	813
	認可外保育 施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0
	企業主導型 保育施設		108	107	335		108	117	355		108	117	355		108	117	355		123	122	365
	計	7,647	6,886	1,531	4,589	7,647	6,889	1,568	4,700	7,647	6,889	1,622	4,820	7,647	6,889	1,638	4,940	7,647	6,904	1,669	5,098
②—①		1,902	277	79	182	2,011	358	86	4	2,162	510	112	▲49	2,245	553	96	5	2,300	584	94	90

③津山市区域

(単位:人)

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	690	1,726	333	1,008	662	1,659	324	967	639	1,595	317	931	611	1,516	308	906	590	1,458	299	881
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	388	1,861	290	911	388	1,856	304	932	398	1,857	307	938	398	1,857	307	938	398	1,857	307	938
	確認を受け ない幼稚園	280				280				280				280				280			
	地域型保育 事業			2	6			2	6			2	6			2	6			2	6
	認可外保育 施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0
	計	668	1,861	292	917	668	1,856	306	938	678	1,857	309	944	678	1,857	309	944	678	1,857	309	944
②—①		▲22	135	▲41	▲91	6	197	▲18	▲29	39	262	▲8	13	67	341	1	38	88	399	10	63

④玉野市区域

(単位:人)

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	377	799	99	395	361	757	99	401	342	711	98	396	334	690	97	388	327	671	96	382
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	428	800	100	420	428	800	100	420	428	800	100	420	428	800	100	420	428	800	100	420
	確認を受け ない幼稚園	0				0				0				0				0			
	地域型保育 事業			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0
	認可外保育 施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0
	計	428	800	100	420	428	800	100	420	428	800	100	420	428	800	100	420	428	800	100	420
②—①		51	1	1	25	67	43	1	19	86	89	2	24	94	110	3	32	101	129	4	38

⑤笠岡市区域

(単位:人)

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	143	731	131	361	134	703	116	385	128	694	110	405	122	750	105	370	119	754	101	352
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	1,110	801	119	390	1,110	801	119	390	975	831	119	390	984	825	119	387	269	845	119	372
	確認を受け ない幼稚園	0				0				0				0				0			
	地域型保育 事業			16	32			16	32			16	32			16	32			16	32
	認可外保育 施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0
	計	1,110	801	135	422	1,110	801	135	422	975	831	135	422	984	825	135	419	269	845	135	404
②—①		967	70	4	61	976	98	19	37	847	137	25	17	862	75	30	49	150	91	34	52

⑥井原市区域

(単位:人)

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	320	373	63	310	308	365	61	316	301	376	59	302	291	369	57	295	283	370	55	285
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	320	373	58	297	308	365	56	303	301	376	54	289	291	369	52	282	283	370	50	272
	確認を受け ない幼稚園	0				0				0				0				0			
	地域型保育 事業			5	13			5	13			5	13			5	13			5	13
	認可外保育 施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0
	計	320	373	63	310	308	365	61	316	301	376	59	302	291	369	57	295	283	370	55	285
②—①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑦総社市区域

(単位:人)

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	839	968	100	723	827	954	100	722	830	956	99	740	823	950	98	737	823	949	98	735
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	950	970	60	495	950	960	70	590	950	960	80	640	950	950	82	688	950	950	82	688
	確認を受け ない幼稚園	0				0				0				0				0			
	地域型保育 事業			14	43			14	43			16	47			16	47			16	47
	認可外保育 施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0
	計	950	970	74	538	950	960	84	633	950	960	96	687	950	950	98	735	950	950	98	735
②—①		111	2	▲26	▲185	123	6	▲16	▲89	120	4	▲3	▲53	127	0	0	▲2	127	1	0	0

⑧高梁市区域

(単位:人)

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	170	350	50	210	160	350	50	210	150	330	50	210	140	300	50	210	140	280	50	210
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	200	390	50	200	190	390	50	200	180	370	50	200	170	340	50	200	170	320	50	200
	確認を受け ない幼稚園	0				0				0				0				0			
	地域型保育 事業			5	10			5	10			5	10			5	10			5	10
	認可外保育 施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0
	計	200	390	55	210	190	390	55	210	180	370	55	210	170	340	55	210	170	320	55	210
②—①		30	40	5	0	30	40	5	0	30	40	5	0	30	40	5	0	30	40	5	0

⑨新見市区域

(単位:人)

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	74	402	31	190	65	358	29	198	65	352	28	179	63	334	27	171	64	339	25	166
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	210	514	40	216	210	514	40	216	155	499	45	211	155	499	45	211	155	499	45	211
	確認を受け ない幼稚園	0				0				0				0				0			
	地域型保育 事業			7	17			7	17			7	17			7	17			7	17
	認可外保育 施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0
	計	210	514	47	233	210	514	47	233	155	499	52	228	155	499	52	228	155	499	52	228
②—①		136	112	16	43	145	156	18	35	90	147	24	49	92	165	25	57	91	160	27	62

⑩備前市区域

(単位:人)

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	150	536	30	242	141	537	27	233	133	536	26	228	124	528	24	227	114	507	23	227
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	150	536	30	242	141	537	27	233	133	536	26	228	124	528	24	227	114	507	23	227
	確認を受け ない幼稚園	0				0				0				0				0			
	地域型保育 事業			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0
	認可外保育 施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0
	計	150	536	30	242	141	537	27	233	133	536	26	228	124	528	24	227	114	507	23	227
②—①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑪瀬戸内市区域

(単位:人)

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	320	514	89	303	310	499	87	306	298	479	85	300	286	460	83	293	287	461	81	286
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	670	575	74	301	590	575	74	301	610	575	80	308	610	575	80	308	610	575	80	308
	確認を受け ない幼稚園	0				0				0				0				0			
	地域型保育 事業			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0
	認可外保育 施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0
	計	670	575	74	301	590	575	74	301	610	575	80	308	610	575	80	308	610	575	80	308
②—①		350	61	▲15	▲2	280	76	▲13	▲5	312	96	▲5	8	324	115	▲3	15	323	114	▲1	22

⑫赤磐市区域

(単位:人)

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	375	822	58	500	381	833	57	488	377	824	57	498	365	799	57	497	359	785	57	497
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	745	888	72	498	745	888	72	498	760	888	72	503	760	888	72	503	760	888	72	503
	確認を受け ない幼稚園	0				0				0				0				0			
	地域型保育 事業			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0
	認可外保育 施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0
	企業主導型 保育施設		0	0	2		0	0	2		0	0	2		0	0	2		0	0	2
	計	745	888	72	500	745	888	72	500	760	888	72	505	760	888	72	505	760	888	72	505
②—①		370	66	14	0	364	55	15	12	383	64	15	7	395	89	15	8	401	103	15	8

⑬真庭市区域

(単位:人)

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	90	900	110	400	85	850	110	400	80	800	110	400	80	800	110	400	80	800	110	390
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	405	940	115	420	405	940	115	420	405	940	115	420	405	940	115	420	405	940	115	420
	確認を受け ない幼稚園	0				0				0				0				0			
	地域型保育 事業			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0
	認可外保育 施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0
	計	405	940	115	420	405	940	115	420	405	940	115	420	405	940	115	420	405	940	115	420
②—①		315	40	5	20	320	90	5	20	325	140	5	20	325	140	5	20	325	140	5	30

⑭美作市区域

(単位:人)

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	55	443	16	198	50	407	19	220	40	396	36	220	30	364	33	214	20	366	32	206
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	450	538	30	214	385	539	42	221	385	539	42	221	385	539	42	221	385	539	42	221
	確認を受け ない幼稚園	0				0				0				0				0			
	地域型保育 事業			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0
	認可外保育 施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0
	計	450	538	30	214	385	539	42	221	385	539	42	221	385	539	42	221	385	539	42	221
②—①		395	95	14	16	335	132	23	1	345	143	6	1	355	175	9	7	365	173	10	15

⑮浅口市区域

(単位:人)

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	206	373	64	254	212	385	62	231	202	365	61	225	208	376	59	219	193	350	58	213
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	675	432	80	227	675	432	80	227	675	432	80	227	675	432	80	227	675	432	80	227
	確認を受け ない幼稚園	0				0				0				0				0			
	地域型保育 事業			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0
	認可外保育 施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0
	計	675	432	80	227	675	432	80	227	675	432	80	227	675	432	80	227	675	432	80	227
②—①		469	59	16	▲27	463	47	18	▲4	473	67	19	2	467	56	21	8	482	82	22	14

⑯和気町区域

(単位:人)

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	99	154	36	140	93	146	36	121	86	135	36	104	75	117	36	104	67	106	36	104
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	99	154	36	140	93	146	36	121	86	135	36	104	75	117	36	104	67	106	36	104
	確認を受け ない幼稚園	0				0				0				0				0			
	地域型保育 事業			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0
	認可外保育 施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0
	計	99	154	36	140	93	146	36	121	86	135	36	104	75	117	36	104	67	106	36	104
②—①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑰早島町区域

(単位:人)

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	171	247	34	151	169	243	34	153	167	240	34	155	163	235	35	155	164	236	34	156
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	210	222	37	141	210	222	37	141	210	222	37	141	210	222	37	141	210	222	37	141
	確認を受け ない幼稚園	0				0				0				0				0			
	地域型保育 事業			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0
	認可外保育 施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0
	計	210	222	37	141	210	222	37	141	210	222	37	141	210	222	37	141	210	222	37	141
②—①		39	▲25	3	▲10	41	▲21	3	▲12	43	▲18	3	▲14	47	▲13	2	▲14	46	▲14	3	▲15

⑱里庄町区域

(単位:人)

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	84	217	22	124	79	212	23	120	79	218	24	122	73	208	25	124	69	203	26	126
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	140	165	25	130	140	165	25	130	140	195	25	130	140	195	25	130	140	210	30	130
	確認を受け ない幼稚園	0				0				0				0				0			
	地域型保育 事業			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0
	認可外保育 施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0
	計	140	165	25	130	140	165	25	130	140	195	25	130	140	195	25	130	140	210	30	130
②—①		56	▲52	3	6	61	▲47	2	10	61	▲23	1	8	67	▲13	0	6	71	7	4	4

⑲矢掛町区域

(単位:人)

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	40	234	26	146	45	232	26	146	45	233	26	146	45	230	26	146	45	229	26	146
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	50	238	26	146	55	233	26	146	55	233	26	146	55	233	26	146	55	233	26	146
	確認を受け ない幼稚園	0				0				0				0				0			
	地域型保育 事業			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0
	認可外保育 施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0
	計	50	238	26	146	55	233	26	146	55	233	26	146	55	233	26	146	55	233	26	146
②—①		10	4	0	0	10	1	0	0	10	0	0	0	10	3	0	0	10	4	0	0

②⑩新庄村区域

(単位:人)

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	0	14	9	11	0	16	5	13	0	15	5	14	0	20	5	10	0	18	5	10
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	0	20	4	11	0	20	2	13	0	20	1	14	0	20	5	10	0	20	5	10
	確認を受け ない幼稚園	0				0				0				0				0			
	地域型保育 事業			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0
	認可外保育 施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0
	計	0	20	4	11	0	20	2	13	0	20	1	14	0	20	5	10	0	20	5	10
②—①		0	6	▲5	0	0	4	▲3	0	0	5	▲4	0	0	0	0	0	0	2	0	0

②⑪鏡野町区域

(単位:人)

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	45	255	40	156	45	241	40	130	45	240	40	120	45	240	40	120	45	240	40	120
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	50	270	45	160	50	270	45	135	50	270	45	135	50	270	45	135	50	270	45	135
	確認を受け ない幼稚園	0				0				0				0				0			
	地域型保育 事業			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0
	認可外保育 施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0
	計	50	270	45	160	50	270	45	135	50	270	45	135	50	270	45	135	50	270	45	135
②—①		5	15	5	4	5	29	5	5	5	30	5	15	5	30	5	15	5	30	5	15

②⑫勝央町区域

(単位:人)

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	24	268	17	136	27	271	17	131	27	258	16	124	29	246	16	125	29	238	16	125
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	24	268	17	136	27	271	17	131	27	258	16	124	29	246	16	125	29	238	16	125
	確認を受け ない幼稚園	0				0				0				0				0			
	地域型保育 事業			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0
	認可外保育 施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0
	計	24	268	17	136	27	271	17	131	27	258	16	124	29	246	16	125	29	238	16	125
②—①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

②⑬奈義町区域

(単位:人)

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	107	35	22	58	107	35	22	57	108	36	22	56	108	36	22	54	107	35	21	53
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	107	35	22	58	107	35	22	57	108	36	22	56	108	36	22	54	107	35	21	53
	確認を受け ない幼稚園	0				0				0				0				0			
	地域型保育 事業			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0
	認可外保育 施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0
	計	107	35	22	58	107	35	22	57	108	36	22	56	108	36	22	54	107	35	21	53
②—①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

②4 西栗倉村区域

(単位:人)

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	30	0	3	22	28	0	5	19	35	0	5	18	30	0	5	20	30	0	5	20
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	30	0	3	22	28	0	5	19	35	0	5	18	30	0	5	20	30	0	5	20
	確認を受け ない幼稚園	0				0				0				0				0			
	地域型保育 事業			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0
	認可外保育 施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0
	計	30	0	3	22	28	0	5	19	35	0	5	18	30	0	5	20	30	0	5	20
②—①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

②5 久米南町区域

(単位:人)

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	4	68	14	34	4	61	14	35	4	65	14	34	4	64	14	33	4	64	14	32
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	4	68	14	34	4	61	14	35	4	65	14	34	4	64	14	33	4	64	14	32
	確認を受け ない幼稚園	0				0				0				0				0			
	地域型保育 事業			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0
	認可外保育 施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0
	計	4	68	14	34	4	61	14	35	4	65	14	34	4	64	14	33	4	64	14	32
②—①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

②6 美咲町区域

(単位:人)

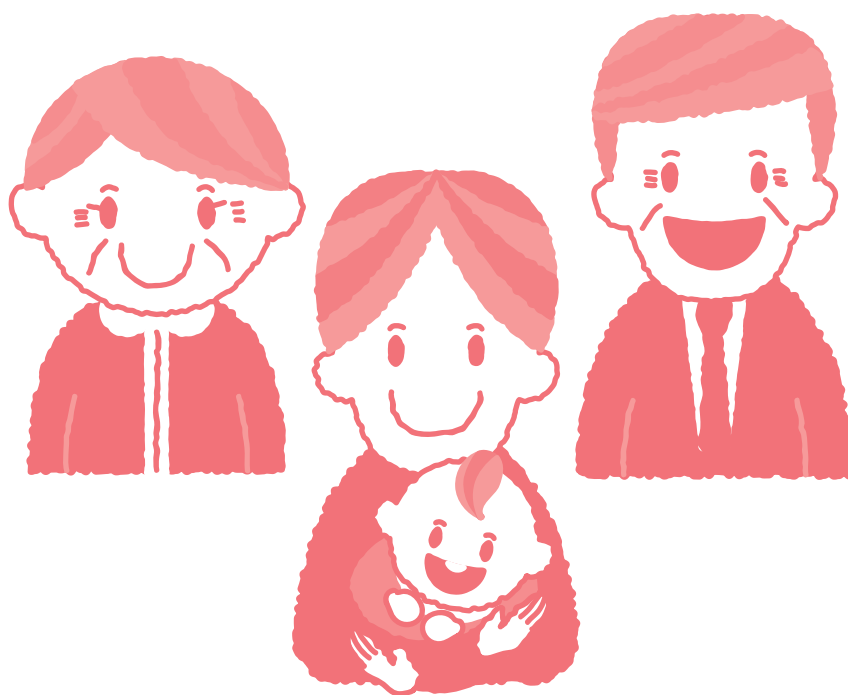
		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	2	266	31	114	2	264	29	116	2	262	27	118	2	260	26	120	2	258	25	122
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	2	270	30	115	2	270	30	115	2	270	30	115	2	270	30	115	2	270	30	115
	確認を受け ない幼稚園	0				0				0				0				0			
	地域型保育 事業			2	7			2	7			2	7			2	7			2	7
	認可外保育 施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0
	計	2	270	32	122	2	270	32	122	2	270	32	122	2	270	32	122	2	270	32	122
②—①		0	4	1	8	0	6	3	6	0	8	5	4	0	10	6	2	0	12	7	0

②7 吉備中央町区域

(単位:人)

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の 見込み	必要利用 定員総数	50	166	12	92	46	164	12	91	42	162	12	90	39	161	11	89	36	160	11	88
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	150	204	12	94	84	168	13	92	93	162	13	92	93	162	13	92	93	162	13	92
	確認を受け ない幼稚園	0				0				0				0				0			
	地域型保育 事業			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0
	認可外保育 施設		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0
	計	150	204	12	94	84	168	13	92	93	162	13	92	93	162	13	92	93	162	13	92
②—①		100	38	0	2	38	4	1	1	51	0	1	2	54	1	2	3	57	2	2	4

資料編



令和2年度に実施する主要事業

I 結婚、妊娠・出産の希望がかなう環境の整備

1 若者のライフデザイン構築支援

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)次代の親の育成	地域ではぐくむ思春期の心とからだの健康支援事業	思春期の子もたちが命や健康の大切さを実感し、思春期の健康問題に対応するスキル習得のため、赤ちゃんふれあい体験サポート事業等を実施します。	保健福祉部	健康推進課
	社会全体での子育て気運醸成	「ももっこカード」協賛店舗等と子育て家庭の双方参加型イベントの開催や、子育てガイドブックの作成・配布等を通じて、社会全体で子育てする気運を醸成します。		子ども未来課
(2)若者の結婚に関する意識醸成	若い世代への気運の醸成	結婚を意識し始める若い世代を対象としたコミュニケーション能力向上セミナーのほか、大学生を中心にライフデザインを考える講座等を開催します。		健康推進課
(3)妊娠・出産に関する正しい知識の普及と情報提供	未来のパパ&ママを育てる出前講座等事業	中高生等の若い世代へ妊孕性をはじめ妊娠、出産に関する正しい知識を普及するための出前講座や出前講座の講師の養成等を行います。	産業労働部	労働雇用政策課
(4)若者の就職支援	日本版デュアルシステム訓練事業	概ね40歳未満の求職者の方又は職業能力形成の機会の少ない求職者の方を対象に、民間教育訓練機関等(専門学校等)へ委託し、職業意識の啓発から座学による知識の習得、企業等における職場実習まで、一貫した職業訓練を実施します。	教育庁	高校教育課
	おかやま若者就職支援センター運営事業	若年失業者やフリーター等を対象に、カウンセリングからハローワークを通じた職業紹介までの一貫したサービスをワンストップで提供し、若者の就職支援を行います。		
	高校生キャリアサポート事業	高等学校の拠点校に外部支援員(高校生就職アドバイザー)を配置し、地域内の求人開拓、就職指導等を行います。		

2 若者の結婚の希望をかなえる環境の整備

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)多様な出会いの機会の提供	おかやま出会い・結婚サポートセンター事業	結婚支援拠点「おかやま出会い・結婚サポートセンター」で運用する会員制の結婚支援システム「おかやま縁むすびネット」を活用し、出会いの機会を提供するとともに、結婚希望者の相談に対応するなど、総合的に結婚支援を推進します。	保健福祉部	子ども未来課
	おかやま結婚応援・気運醸成プロジェクト	結婚を希望しながらも出会いに恵まれない独身男女に対し、交流会など出会いの機会を提供します。また、「おかやま縁むすびネット」について、継続的な会員加入を促進するため、様々な媒体を通じて認知度向上を図ります。		
	岡山県少子化突破モデル構築支援事業	出生率の上昇に資する少子化対策を実施する市町村に対して、事業費の補助を行います。		
(2)結婚をサポートする体制の充実	(再掲)おかやま出会い・結婚サポートセンター事業	結婚支援拠点「おかやま出会い・結婚サポートセンター」で運用する会員制の結婚支援システム「おかやま縁むすびネット」を活用し、出会いの機会を提供するとともに、結婚希望者の相談に対応するなど、総合的に結婚支援を推進します。	総合政策局	政策推進課
	結婚新生活支援事業	経済的理由で結婚に踏み出せない方を対象に、結婚に伴う新生活を経済的に支援する市町村を支援します。		
(3)結婚・子育てに関する社会全体の気運の醸成	日本創生のための将来世代応援知事同盟	若い世代が地方で暮らし、安心して子育てできる社会の実現を目指して、加盟県による合同イベントを実施するほか、将来世代を支える社会を実現するための政策提言等を行います。	保健福祉部	子ども未来課
	(再掲)社会全体での子育て気運醸成	「ももっこカード」協賛店舗等と子育て家庭の双方参加型イベントの開催や、子育てガイドブックの作成・配布等を通じて、社会全体で子育てする気運を醸成します。		

3 健やかな人生の基礎を築く母子保健の推進

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1) 満足度の高い妊娠・出産・育児への支援	産科・精神科の連携強化、小児科での連携強化	産婦人科、精神科等の医師、助産師等や市町村等の保健師などを対象に妊産婦を連携して支援するための技術に関する研修会を開催します。	保健福祉部	健康推進課
	おかやま妊娠・出産サポートセンター事業	妊娠や出産に関して不安や悩みを抱えた方からの相談や、思春期から更年期まで幅広い世代の女性の身体や健康に関する相談の窓口として「おかやま妊娠・出産サポートセンター」を設置します。		
	産後うつ病についての正しい知識の普及啓発	産後うつなど産婦の心身の変化に関する正しい知識の普及啓発を行います。		
	不妊治療対策事業費	不妊で悩む夫婦に対し、不妊に関する悩みや治療の相談等を行う不妊専門相談センターを設置するとともに、医療保険が適用されず高額な費用がかかる不妊治療への経済的支援を行います。		
	(再掲)産科・精神科の連携強化、小児科での連携強化	産婦人科、精神科等の医師、助産師等や市町村等の保健師などを対象に妊産婦を連携して支援するための技術に関する研修会を開催します。		
(2) 妊産婦の健康や親子を見守りはぐくむ支援	愛育委員会活動推進	母子保健を中心とした公衆衛生の向上に取り組むための愛育委員会の育成を図ります。		
(3) 子どもの健やかな育ちと思春期からの健康づくりの支援	(再掲)産科・精神科の連携強化、小児科での連携強化	産婦人科、精神科等の医師、助産師等や市町村等の保健師などを対象に妊産婦を連携して支援するための技術に関する研修会を開催します。		
	母子保健評価事業	有効かつ適切な地域母子保健医療対策を図るため、母子保健事業にかかる情報の収集・分析・検討を行います。		
	(再掲)産科・精神科の連携強化、小児科での連携強化	産婦人科、精神科等の医師、助産師等や市町村等の保健師などを対象に妊産婦を連携して支援するための技術に関する研修会を開催します。		
	先天性代謝異常等検査事業	フェニルケトン尿症などの先天性代謝異常の病気の早期発見のため、新生児に対して採血による検査を実施します。		
	新生児聴覚検査事業	聴覚障害の早期発見・早期療育のため、新生児に対する聴覚スクリーニング検査を実施します。		
	フッ化物洗口モデル事業	むし歯有病率を低下させるため、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校を対象に集団でフッ化物洗口モデル事業を行います。		
	(再掲)地域ではぐくむ思春期の心とからだの健康支援事業	思春期の子どもたちが命や健康の大切さを実感し思春期の健康問題に対応するスキル習得のため赤ちゃんふれあい体験サポート事業等を実施します。		
	(再掲)未来のパパ&ママを育てる出前講座等事業	中高生等の若い世代へ妊孕性をはじめ妊娠、出産に関する正しい知識を普及するための出前講座や出前講座の講師の養成等を行います。		

II 乳幼児期における教育・保育の充実

1 社会全体で子育てをする気運の醸成

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1) 社会全体で子育てをする気運の醸成	「ももっこカード」の普及啓発	企業や市町村等とが協働して行っている「ももっこカード」の普及啓発を図り、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりに取り組みます。	保健福祉部	子ども未来課
	(再掲)社会全体での子育て気運醸成	「ももっこカード」協賛店舗等と子育て家庭の双方参加型イベントの開催や、子育てガイドブックの作成・配布等を通じて、社会全体で子育てする気運を醸成します。		

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1) 社会全体で子育てをする気運の醸成	岡山県子どもを健やかに生み育てる環境づくり推進協議会	子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりを総合的に推進するため、官民の各種団体で構成する本協議会を設置し啓発活動等を実施します。	保健福祉部	子ども未来課
	(再掲)岡山県少子化突破モデル構築支援事業	出生率の上昇に資する少子化対策を実施する市町村に対して、事業費の補助を行います。		
(2) 地域の教育力の向上	おかやま子ども応援事業	地域住民の参画による地域学校協働活動の取組を推進し、地域ぐるみで子どもを健やかに育むとともに、学校・家庭・地域の教育力の向上を図ります。	教育庁	生涯学習課
	社会教育関係団体による地域パワーアップ事業	社会教育関係団体が持つ専門性やネットワークを生かした事業を企画・実施することにより、教育課題や地域課題の解決を図ります。		

2 乳児期の保育、幼児期の教育・保育の充実等

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1) 子ども・子育て支援新制度の推進等	施設型給付費	市町村が確認を行った幼稚園、保育所、認定こども園に対し、その運営に必要な経費の一部を負担します。	保健福祉部	子ども未来課
	地域型保育給付費	市町村が認可を行った小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に対し、その運営に必要な経費の一部を負担します。		
	施設等利用給付費	市町村が確認を行った認可外保育施設・預かり保育事業などの施設・事業を利用した際に要する費用の一部を負担します。		
(2) きめ細かな保育の充実	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等において一時的に預かる事業を実施する市町村を支援します。		
	病児保育事業	子どもが病気の際、病院や保育所等に付設された専用スペースで、看護師等が一時的に保育等を行う事業を実施する市町村を支援します。		
	延長保育事業	通常の利用日、利用時間以外に、保育所等で延長保育を行う事業を実施する市町村を支援します。		
	保育対策総合支援事業(保育体制の整備)	保育対策総合支援事業費補助金を活用し、保育士の負担軽減や保育体制の整備等に取り組む市町村を支援します。		
	認可外保育施設の質の確保事業	認可外保育施設の質の確保・向上を図るため、施設職員や指導監督事務に従事する行政職員に対する研修を実施します。		
(3) 待機児童解消に向けた取組の推進	保育人材確保等対策強化事業	保育士の確保に向けて、保育士・保育所支援センターにおいて潜在保育士の掘り起こしと就業支援等の取組を推進します。		
	1歳からの入所緊急対策事業	待機児童解消に向けて、1・2歳児の受入を促進した保育所等への支援に取り組む市町村に対し、経費の一部を補助します。		
	待機児童等対策協議会事業	岡山県待機児童等対策協議会を設置し、県及び市町村が連携して待機児童解消に向けた取組を推進します。		
(4) 保育人材の確保と資質向上	(再掲)保育人材確保等対策強化事業	保育士の確保に向けて、保育士・保育所支援センターにおいて潜在保育士の掘り起こしと就業支援等の取組を推進します。		
	潜在保育士再就職支援事業	再就職に必要な物品等を購入する費用について、就職準備金として貸し付ける事業を行い、潜在保育士の再就職を支援します。		
	保育士養成施設連携強化事業	保育人材の確保に向けて、保育士等への就業支援や離職防止に向けた取組を、保育士養成校と連携して推進します。		
	保育士等キャリアアップ研修事業	園長・主任保育士等の下で職務にあたる保育士の、多様な課題への対応や若手の育成指導等、職務に応じた専門性の向上を図るための研修を実施します。		

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(4) 保育人材の確保と資質向上	3歳未満児保育サービス向上支援事業	3歳未満児保育に関する理解を深め、必要な知識や技術を習得するための研修を実施します。	保健福祉部	子ども未来課
	発達障害児支援保育士等研修事業	保育所等において、発達障害児への正しい支援が行える実践力の向上を図るための研修を実施します。		
	(再掲)認可外保育施設の質の確保事業	認可外保育施設の質の確保・向上を図るため、施設職員や指導監督事務に従事する行政職員に対する研修を実施します。		
(5) 就学前教育の質の向上	就学前教育推進プロジェクト	教職員等の指導力向上と保幼小の円滑な接続を図ることにより、就学後の教育を見据えた就学前教育を推進します。	教育庁	義務教育課
(6) 岡山県子ども・子育て支援事業支援計画の推進	(再掲)施設型給付費	市町村が確認を行った幼稚園、保育所、認定こども園に対し、その運営に必要な経費の一部を負担します。	保健福祉部	子ども未来課
	(再掲)地域型保育給付費	市町村が認可を行った小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に対し、その運営に必要な経費の一部を負担します。子ども・子育て支援新制度により、子育て家庭等を対象に、市町村が地域の実情に応じて策定した市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施します。		
	(再掲)施設等利用給付費	市町村が確認を行った認可外保育施設・預かり保育事業などの施設・事業を利用した際に要する費用の一部を負担します。		

3 地域ぐるみの子育て支援の推進

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1) 子育て支援ネットワークの充実	民生委員・児童委員協議会の活動促進	もっとも地域に密着した活動を行う地区民生委員協議会が行う研修事業に対して助成し、民生委員・児童委員の資質の向上を図るとともに、協力体制を整えることにより、地域住民の福祉ニーズへのきめ細かく適切な対応を図ります。	保健福祉部	保健福祉課 子ども家庭課
	民生委員・児童委員の研修会の実施	民生委員・児童委員活動を進めるにあたって必要な知識、役割及び地域社会における問題等について研修会を実施し、民生委員・児童委員の資質の向上、相互理解の促進に努めます。		
	(再掲)愛育委員会活動推進	母子保健を中心とした公衆衛生の向上に取り組むための愛育委員会の育成を図ります。		健康推進課
	ファミリー・サポート・センター事業	子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うファミリー・サポート・センター事業を実施する市町村を支援します。		子ども未来課
	子育て大学・地域ふれあい事業	大学等が有する知的資源、人的資源やそのネットワーク、施設等を活用し、産・学・民・官の協働による子育て支援ネットワークの強化や情報発信を図ります。		
(2) ふれあいの拠点づくり	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育て相談や情報提供、助言等を行う事業を実施する市町村を支援します。		
(3) 地域における人材の養成・確保	幼児期のスポーツ指導者の資質向上	幼児期における運動体験の充実のため、保育士やスポーツ推進委員、スポーツ少年団指導者等を対象とした研修会等を開催します。	環境文化部	スポーツ振興課
	子育て支援員研修事業	地域子育て支援拠点等で従事する子育て支援員を対象に、各種研修会等を実施します。	保健福祉部	子ども未来課
(4) 経済的支援の推進	子育てのための施設等利用給付費県費負担金	幼児教育の無償化に要する費用の一部を負担します。	総務部	総務学事課
	小児医療費公費負担制度	小児の健康の保持・増進を図るため、小児の医療費について、自己負担分の一部を助成します。	保健福祉部	健康推進課
	第3子以降保育料無償化事業	国制度とは別に、第3子以降の0～2歳児の保育料の無償化又は軽減措置の拡大に取り組む市町村に対し、必要な経費の一部を補助します。		子ども未来課

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(4)経済的支援の推進	児童手当	次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、児童手当を支給します。	保健福祉部	子ども家庭課

Ⅲ 子どもと若者の成長を支援する環境の充実

1 学校教育の推進と家庭の教育力の向上

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)学校教育の推進	幼稚園の子育て活動の推進	幼稚園が地域の幼児教育センターとしての役割を果たせるよう、園庭、園舎の開放や幼児教育相談等を実施する私立幼稚園に助成します。	総務部	総務学事課
	預かり保育の推進	地域の実態や保護者の要請に応じて、希望する園児を対象に、通常教育時間の終了後に預かり保育を実施する私立幼稚園に助成します。		
	障害児就園対策事業(私学助成費)	特別支援教育を積極的に推進している私立幼稚園に助成します。		
	幼児教育支援事業	質の高い環境で子どもを安心して育てることができるよう、施設や設備を整備する私立幼稚園等に助成します。		
	高等学校等就学支援金	経済的理由により修学に支障をきたす私立高校生等に対し就学支援金を支給します。		
	私立高等学校納付金減免補助金	経済的理由により修学に支障をきたす生徒に対して納付金減免を行う私立高等学校に助成します。		
	奨学のための給付金	低所得者世帯の高等学校等における教育に係る経済的負担を軽減するため奨学のための給付金を支給します。		
	環境学習エコツアー	小・中学校や子供会、町内会等の地域団体等を対象とした環境関連施設(廃棄物処理施設等)を1カ所以上見学体験する日帰りバスツアーを実施します。	環境文化部	新エネルギー・温暖化対策室
	環境学習出前講座	NPO等環境団体との協働により、学校や公民館等に出向いて地球温暖化対策や自然環境の保全等様々な環境に関する出前講座を実施します。		
	おかやま・もったいない!小学生ファミリーエコチャレンジコンテスト	循環型社会の形成推進のため、県内の小学生を対象に家庭での3Rや地球温暖化防止に向けた取組を募集し、もったいない精神の普及と3Rに対する意識の高揚を図ります。		循環型社会推進課
	地域を学んでのこさずたべよう事業	大学生が地域の食材等についてフィールドワークを行い、とりまとめた教材を活用して小学生に「もったいない」「のこさずたべよう」という意識を伝える出前授業を実施することで、若い世代の食品ロス削減意識の醸成を図ります。		
	次世代ミュージアムファン開拓事業	美術館スタッフに加え、教員の研修会を行い、美術館学習における実践事例を積み上げ、児童生徒が「美術館ならではの学び」をする機会を提供します。		文化振興課
	おかやま子どもみらい塾事業	子どもたちが、「本物の文化芸術」を体験することで、文化に親しみ、文化への関心を持つきっかけづくりとするため、文化芸術の指導者を学校に派遣します。		
	つくろう・のぼそう!スポーツプロジェクト「つくるプログラム」	児童・生徒に対して、各競技の入口となる場や専門的な実技指導を受ける機会を設けます。		スポーツ振興課
	高校生留学支援事業	生徒の留学を促進することを目的として、留学体験談を聴いたり、留学相談を行うフェアを開催するとともに、留学を行う高校生等に対し、留学経費の一部を支援します。	教育庁	高校教育課
	サイエンスチャレンジ	理数に興味関心が高い中・高校生に対し、理科・数学等の複数分野のチーム対抗の競技会を開催し、団体で協力して課題に取り組む機会を設け、更なる興味関心・能力伸長を図ります。		
	(再掲)高校生キャリアサポート事業	高等学校の拠点校に外部支援員(高校生就職アドバイザー)を配置し、地域内の求人開拓、就職指導等を行います。		

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1) 学校教育の推進	岡山県学力・学習状況調査事業	児童生徒の学力・学習状況、学校における授業等の状況を把握するため、県独自の調査を実施します。	教育庁	義務教育課
	学力定着状況確認テスト	全国学力調査問題と県教委作成問題によるテストを行い、児童生徒の学力の定着状況を把握・分析し、教育指導の成果と課題を検証・改善します。		
	授業改革支援授業	授業改革推進リーダー等を中心とした地域ごとの課題改善に向けた取組の推進や学校経営アドバイザーによる学校の組織力の向上などを支援します。		
	放課後学習サポート事業	地域人材等を支援員として配置し、放課後等の補充学習をサポートすることで、基礎学力や学習習慣の定着を図ります。		
	道徳教育総合支援事業	本県の目指す子ども像に向け心の教育を推進します。		
	スクールカウンセラー配置事業	公立小中学校に臨床心理士等の専門家を配置し、子どもたちの心のケアや教員研修を実施します。		生徒指導推進室
	スクールソーシャルワーカーを活用した行動連携推進事業	スクールソーシャルワーカーを活用し、関係機関等と連携しながら児童生徒の背景要因への支援を行い、問題行動等の解決を図ります。		
	就学前からのスクールソーシャルワーカー活用実践研究事業	スクールソーシャルワーカーが幼稚園等を巡回訪問し、保健福祉部局等と連携しながら就学前の子どもと家庭を支援します。		
	教育相談員配置事業	いじめや不登校の問題などを担当する教育相談員を青少年総合教育センターや県総合教育センターに配置し、電話及び面談で相談に応じます。		
	思春期サポート事業	全県立高等学校に対し、臨床心理士等を招へいし、子どもたちの心のケアや教員研修を実施します。		
	学級サポートチーム派遣事業	学級がうまく機能しなくなった公立小・中学校に対して、教員OB、児童相談所OB等による学級サポートリーダーを派遣するとともに、教育支援員を一定期間配置し、問題解決を図ります。		
	小学校における長期欠席・不登校対策システム化推進事業	小学校の長期欠席・不登校対策に係る一連の流れをシステム化及び組織化することで、小学校における長期欠席・不登校の対策を着実に進め、課題の解消を図ります。		保健体育課
	みんなでチャレンジランキング	園児児童生徒の運動の習慣化を図ることを目的として、クラス等のグループ単位で様々な運動に楽しみながら挑戦し、記録をホームページ上で競います。		
	自殺予防教育推進事業	教職員を対象とした研修講座を開催し、自殺予防に関する理解の促進及び実践力向上を推進し、児童生徒自身の自殺等の危機を乗り越える力の養成を図ります。		人権教育課
	心と命のサポート事業	公立学校の児童生徒を対象として、いじめ等の問題に直面した当事者等による講演を実施し、命を大切にする教育の一層の充実を図ります。		
	(再掲) おかやま子ども応援事業	地域住民の参画による地域学校協働活動の取組を推進し、地域ぐるみで子どもを健やかに育むとともに、学校・家庭・地域の教育力の向上を図ります。		生涯学習課
(2) 家庭の教育力の向上	家庭向け教育情報誌「こころのわ」の発行	学校・家庭・地域が一体となった教育を推進するため、家庭向け教育情報誌「こころのわ」を発行し、本県の教育に関する情報提供を行います。	教育政策課	生涯学習課
	「県立図書館フェスタ」事業	県民が読書に親しむきっかけづくりとして、講演会や公開講座、企画展示等を行い、読書活動の推進を図ります。		
	「ぱっちり!モグモグ」生活リズム向上キャンペーン	生活リズム向上キャンペーン週間・月間を設定し、チャレンジカードを活用した生活リズム向上の取組等を実施するなど、「早ね早おき朝ごはん」県民運動を全県的に展開し、生活リズムの向上を推進します。		
	おかやま☆子ども参観日	県庁をはじめ民間企業等において、職員の子どもの職場見学や仕事体験を行うなど、最も身近な大人である保護者の働く姿を見たり、仕事等を体験したりすることで、子どもたちの勤労観・職業観を育成します。		

2 放課後の居場所づくり

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1) 放課後児童クラブの充実	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等の居場所を提供し、健全育成を図る放課後児童クラブの運営等を支援します。	保健福祉部	子ども未来課
	放課後児童クラブ整備事業	市町村が実施する放課後児童クラブの整備を支援します。		
	放課後児童クラブ学びの場充実事業	放課後児童クラブにおける学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる多様な取り組みを支援します。		
	チャイルド・ケア・クラブ支援事業	国庫補助の対象にならない小規模な放課後児童クラブの運営費等を支援します。		
(2) 放課後児童支援員等の確保・育成	放課後児童支援員等研修事業(放課後児童支援員認定資格研修)	放課後児童クラブの業務に必要な知識・技能を習得するため、放課後児童支援員認定資格研修を実施します。		
	放課後児童支援員等研修事業(放課後児童支援員等資質向上研修)	放課後児童クラブの従事者の質の向上や処遇改善の支援のため、放課後児童支援員等資質向上研修を実施します。		
(3) 新・放課後子ども総合プランの推進	新・放課後子どもプラン合同研修事業	市町村が実施する放課後児童クラブ、放課後子ども教室の従事者・参画者の資質向上や情報交換・情報共有を図るための合同研修会を実施します。		

3 地域・世代間交流の促進等

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1) 地域・世代間交流の促進	おかやまの離島で学ぶ! 小中学生島体験学習事業	県内の小中学生を対象に、島独自の自然や文化、産業の体験学習や、島の人々との交流を通じて、離島への関心や愛着心を醸成するとともに、将来の島の活性化人材としての芽を育てます。	県民生活部	中山間・地域振興課
	みどりふれあい事業	県民総参加によるみどり豊かな郷土づくりを推進するため、みどりの大会の開催、緑の募金運動、緑の少年隊等の育成、指導といった各種緑化関連事業を実施します。	環境文化部	自然環境課
	岡山県自然保護センター	各種自然観察会の開催や野外実習、講師の派遣を行い、自然とのふれあいを通じて県民の自然への理解を深め、自然保護に対する関心を深めていきます。		
	(再掲)おかやま子ども応援事業	地域住民の参画による地域学校協働活動の取組を推進し、地域ぐるみで子どもを健やかに育むとともに、学校・家庭・地域の教育力の向上を図ります。	教育庁	生涯学習課
(2) 社会参加活動への支援	児童生徒人権啓発ポスター募集事業	県内の児童生徒から人権に関するポスターを募集し、児童生徒の人権についての理解を一層深めるとともに、応募作品を活用して県民への人権啓発を実施します。	県民生活部	人権施策推進課
	(再掲)おかやまの離島で学ぶ! 小中学生島体験学習事業	県内の小中学生を対象に、島独自の自然や文化、産業の体験学習や、島の人々との交流を通じて、離島への関心や愛着心を醸成するとともに、将来の島の活性化人材としての芽を育てます。		中山間・地域振興課
	トップクラブチームサポーター拡大事業	県内をホームタウンとするチームの試合等において、子どもたちが参加できる応援イベント等を開催し、スポーツに関わる機会を提供します。		
	つくろう・のぼそう! スポーツプロジェクト「のぼすプログラム」	各競技団体から選抜された中学生を対象に、競技レベルや発育・発達段階に応じたプログラムを提供します。	環境文化部	スポーツ振興課
	ステップアップおかやまアスリート事業	主に小学生から高校生年代を対象として、次世代アスリートの育成支援、競技の裾野拡大等を図ります。		

Ⅳ きめ細かなサポートが必要な子どもや家庭への支援

1 社会的養育体制の充実

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)子どもの権利擁護の推進	子どもの権利擁護推進事業	子どもの権利擁護の観点から、弁護士等が一時保護や里親、施設を利用している子どもの意見を聴き取り、養育環境の改善等に活かす体制を構築します。	保健福祉部	子ども家庭課
(2)市町村の体制強化に向けた支援	子ども家庭総合支援拠点整備促進事業	地域のすべての子どもと家庭の相談に対応する「子ども家庭総合支援拠点」の設置促進に向けて、研修会や検討会、開設準備のための補助を行います。		
(3)里親、養子縁組等の積極的な推進	里親養育包括支援事業	様々な事情により、家庭で生活できない子どもを家庭に迎え入れ、温かい愛情と理解を持ち、健やかに養育する里親制度の普及啓発や里親への委託の推進、養育支援等を行います。		
(4)施設の小規模化、地域分散化、多機能化等による専門機能強化	児童養護施設小規模化推進事業	虐待等の理由により、児童養護施設を利用している子どもに、できる限り家庭的な環境の中で、きめ細やかな支援を行うため、施設の小規模・地域分散化に伴う改築等に係る経費の一部を補助します。		
	社会的養育推進計画推進事業	子どもの健やかな成長の実現に向けた児童家庭支援センターの設置促進や一時保護及びショートステイ専用居室の整備に係る経費の一部を補助します。		
(5)自立支援の充実	社会的養護自立支援事業	児童養護施設等の退所を控えた子どもや退所した子どもへ生活相談を行うとともに、自立に向けた中間ステップとなる「自立援助ホーム」の開設を支援します。		
(6)児童相談所の体制強化	児童相談所法的対応強化事業	虐待を受けた子どもの安全等を確保するため、法的対応を必要とする場合に備え、弁護士と顧問契約を締結する等により、児童相談所の体制を強化します。		

2 子ども虐待防止対策の充実

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)すべての子どもが安心して暮らせる環境づくり	子ども虐待防止強化事業	子ども虐待防止等の広報・啓発活動や「岡山県子どもを虐待から守る条例」に基づく行動計画の公表を行い、県民の気運の醸成を図り、関係機関の取組を周知します。	保健福祉部	子ども家庭課
(2)子どもへの虐待の予防	(再掲)おかやま妊娠・出産サポートセンター事業	妊娠や出産に関して不安や悩みを抱えた方からの相談や、思春期から更年期まで幅広い世代の女性の身体や健康に関する相談の窓口として、「おかやま妊娠・出産サポートセンター」を設置します。		健康推進課
	(再掲)産科・精神科の連携強化、小児科での連携強化	産婦人科、精神科等の医師、助産師等や市町村等の保健師などを対象に妊産婦を連携して支援するための技術に関する研修会を開催します。		
(3)子どもへの虐待の早期発見・早期対応	(再掲)子ども虐待防止強化事業	子ども虐待防止等の広報・啓発活動や「岡山県子どもを虐待から守る条例」に基づく行動計画の公表を行い、県民の気運の醸成を図り、関係機関の取組を周知します。		子ども家庭課
(4)虐待を受けた子どもと家族への援助・指導及び支援	親子関係再構築支援事業	虐待を受けた子どもや親等の家族へ医学的知見等に基づくプログラムにより、心理的側面からのケアを行う等、親子関係の再構築や家族の養育機能の再生・強化に向けた取組を実施します。		
	県立学校等児童虐待対応研修	児童相談所、NPO等との協働により、県立学校教職員を対象とした児童虐待対応力向上のための専門的な研修を実施します。	教育庁	人権教育課
(5)子ども虐待による死亡事例等の重大事例の検証	重大事例の検証	虐待による死亡等の重大事例について、事実の把握を行い、子どもの視点に立って発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討します。	保健福祉部	子ども家庭課

3 障害や困難を有する子ども・若者への施策の充実

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)障害のある子どもの支援	(再掲)障害児就園対策事業(私学助成費)	特別支援教育を積極的に推進している私立幼稚園に助成します。	総務部	総務学事課

3 障害や困難を有する子ども・若者への施策の充実

項 目	施策名(事業名)	事 業 概 要	担当部課	
(1) 障害のある 子どもの支援	障害児福祉手当	身体・知的・精神に重度の障害があるため日常生活において常時介護を必要とする在宅の子どもに対し、障害児福祉手当を支給します。	保健 福祉部	障害 福祉課
	特別児童扶養手当	身体、知的又は精神に障害のある20歳未満の子どもを家庭において監護している子どもの父母又は養育者に対して支給します。		
	障害児等療育 支援事業	在宅の重症心身障害児、知的障害児、身体障害児、発達障害児及び重症心身障害者の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談が受けられる療育機能の充実を図るなど、在宅障害児等の福祉の向上を図ります。		
	心身障害者医療費 公費負担制度	重度の心身障害のある人が必要な医療を容易に受けられるようにするため、医療費の一部を助成します。		
	短期入所サービス 拡大促進事業	在宅で介護を行う家族の負担軽減を図るため、医療的ケアが必要な障害児者や重症心身障害児者の受け入れを行う短期入所事業所に補助を行い、地域バランスのとれたサービス環境の整備を促進します。	教育庁	特別支援 教育課
	岡山県難聴児 補聴器交付事業	軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、難聴児の健全な発育を支援します。		
	専門指導員派遣 事業	専門指導員を派遣して指導・助言を行うことで、県内の小・中学校等に在籍する特別な支援を必要とする幼児児童生徒への支援体制を整備します。		
(2) 発達障害の ある子どもの 支援	高等支援学校等 就労支援充実事業	就労支援コーディネーターを拠点校に配置し、高等支援学校及び特別支援学校生徒の職場実習先や就労先の開拓を進めるとともに、地域の就労支援の拠点として、高等学校で特別な支援を必要とする生徒の就労等に関する支援を行います。	保健 福祉部	障害 福祉課
	発達障害者支援体制 整備事業(県支援 体制整備事業)	都道府県における発達障害のある人の支援のあり方を検討すること等により、乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の整備を図ります。		
	発達障害者支援体制 整備事業(市町村 支援体制整備事業)	乳幼児期から成人期までの一貫した発達障害のある人への支援体制の整備を図るため、市町村が行う発達障害のある人への支援を推進します。		
	発達障害者支援 センター運営事業	発達障害のある人に関する問題について相談に応じ助言指導を行うとともに、就労相談の実施、関係機関の連携強化等により、発達障害のある人に対する総合的な支援体制の整備を図ります。		
	発達障害者地域支援 体制サポート事業	発達障害者支援センターの機能を強化し、市町村等に対する調整、助言、指導等を総合的に行う機能の強化を図ります。		
	発達障害児(者) 支援医師研修事業	地域の身近なかかりつけ医等を対象とした研修を実施して、早期発見・早期支援や他領域との連携による包括的支援等のための対応力の向上を図ります。		
	学齢期支援体制 整備事業	発達障害の可能性のある子どもの就学期において、支援に必要な情報を小学校に確実に引き継ぐことにより、適切な支援が可能となるよう、就学前後の関係機関の連携を強化し、支援体制の構築を図ります。		
	発達障害者支援 キーパーソン連携 促進事業	各分野で実施される発達障害支援に係る専門研修の修了者等を「発達障害者支援キーパーソン」として登録することにより、支援に必要な多職種間連携と支援者のエンパワメントを促進します。		
	ペアレントメンター 養成・派遣事業	発達障害のある子を育てた経験のある保護者が、先輩保護者の立場から、子育てに不安を持つ保護者へ相談や助言を行う活動を支援します。		
	家族支援推進事業	発達障害のある子の保護者への子育てスキル向上を目的とした、ペアレントトレーニング、ペアレントプログラムの、身近な市町村への普及を図ります。		

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(2)発達障害のある子どもの支援	乳幼児期における関係機関連携強化事業	発達障害のある子の早期発見・早期支援を目的として、保健師、保育士、幼稚園教諭等への啓発活動を行います。	保健福祉部	障害福祉課
	就学前からの発達支援事業	幼稚園・保育所等において、4歳児を対象とした発達障害等の可能性のある子どもの早期発見・把握を行うとともに、就学前支援コーディネーター等を派遣して適切な指導・支援を行い、市町村における就学前段階の取組の充実を推進します。	教育庁	特別支援教育課
	小中学校における通級指導教室充実事業	2市町村教委を研究指定し、新しい形の通級による指導の在り方を実践研究するとともに、本事業を実施する市町村の小・中学校において、特別支援教育の観点を取り入れた授業づくりの充実に向けた校内研修を開催し、その成果を普及します。		
	高等学校における多様な学びの充実事業	拠点となる高等学校を中心に、ニーズのある高等学校で通級による指導を行うとともに、校内研修会等により教員の特別支援教育に関する専門性の向上に努めます。		
(3)困難を有する子どもや若者の支援	ニート脱出応援事業	国が委託設置する「地域若者サポートステーション」の運営事業者に、県事業として、若年無業者等への個別具体的な支援事業を委託し、ニート等若者の職業的自立支援を行います。	産業労働部	労働雇用政策課
	子ども・若者支援地域協議会設置促進事業	困難を有する子どもや若者への重層的、継続的な支援を行うためのネットワークづくりを、市町村に対して働きかけます。	県民生活部	男女共同参画青少年課
	子ども・若者育成支援ネットワーク構築事業	県の子ども・若者支援地域協議会である「おかやま子ども・若者サポートネット」を構成する機関・団体が密接に連携し、困難を有する子ども・若者の支援が行えるよう、ネットワークの強化に努めます。		

4 ひとり親家庭の自立支援

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)相談機能の強化	母子・父子自立支援員による相談事業	ひとり親家庭及び寡婦の子どもを養育や家計及び家事などの不安や悩みの相談を行います。	保健福祉部	子ども家庭課
	ひとり親家庭等支援センター事業	ひとり親家庭等が相談できるひとり親家庭支援センターを設置し、就業支援や生活等の様々な相談対応を行い、ひとり親家庭への支援を行います。		
(2)子育て・生活支援の強化	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭及び寡婦で、修学等の自立促進や疾病等により、一時的に家事援助、保育等のサービスが必要な世帯に対して、家庭生活支援員を派遣します。		
(3)経済的自立の支援	児童扶養手当	ひとり親家庭等、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育する家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。		
	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭の父母及び寡婦に対し、事業開始資金、技能習得資金、生活資金等の各種資金の貸付を行います。		
	ひとり親家庭等医療費公費負担制度	ひとり親家庭等の医療費負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成します。		
	養育費確保支援事業	養育費の確保を支援するため、市町村窓口等と連携した研修会の実施、母子家庭の母親等が養育費の取決め等のため家庭裁判所等を訪れる際の同行支援を行います。		
(4)就業支援の強化	(再掲)ひとり親家庭等支援センター事業	ひとり親家庭等が相談できるひとり親家庭支援センターを設置し、就業支援や生活等の様々な相談対応を行い、ひとり親家庭への支援を行います。		
	自立支援給付金事業	ひとり親の母等に対し、就職に有利で生活安定に資する資格取得のための教育訓練受講費用の一部や、養成訓練の修業期間に係る訓練促進給付金を支給し、ひとり親家庭の自立を図ります。		

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(4) 就業支援の強化	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、経済的自立を支援します。	保健福祉部	子ども家庭課
	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親及び児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、対策講座の受講経費の負担軽減を図り、学び直しを支援します。		

5 子どもの貧困対策の推進

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1) 教育の支援	私立高等学校等学び直し支援金	高等学校等中退者が再入学して学びなおす場合に、授業料に係る支援を行います。	総務部	総務学事課
	(再掲) 高等学校等就学支援金	経済的理由により修学に支障をきたす私立高校生等に対し就学支援金を支給します。		
	(再掲) 私立高等学校納付金減免補助金	経済的理由により修学に支障をきたす生徒に対して納付金減免を行う私立高等学校に助成します。		
	(再掲) 奨学のための給付金	低所得者世帯の高等学校等における教育に係る経済的負担を軽減するため奨学のための給付金を支給します。		
	高等教育の修学支援事業(私立専門学校授業料減免費負担金)	一定の要件を満たす私立専門学校について、低所得者世帯生徒に係る授業料・入学金の減免額を負担します。		
	(再掲) 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭の父母及び寡婦に対し、修学資金、就学支度資金等の各種資金の貸付を行います。	保健福祉部	子ども家庭課 障害福祉課
	進学準備給付金	生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給します。		
	特別支援学校就学奨励費	特別支援学校(市立特別支援学校を含む)に就学する児童生徒及び保護者に係る就学に要する経費のうち、法律及び補助金交付要綱で定められた経費を都道府県及び国がその全部又は一部を負担します。	教育庁	特別支援教育課
	(再掲) 放課後学習サポート事業	公立小中学校に地域人材等を支援員として配置し、放課後等の補充学習をサポートすることで、基礎学力や学習習慣の定着を図ります。		義務教育課
	(再掲) 高校生キャリアサポート事業	高等学校の拠点校に外部支援員(高校生就職アドバイザー)を配置し、地域内の求人開拓、就職指導等を行います。		高校教育課
	(再掲) スクールソーシャルワーカーを活用した行動連携推進事業	スクールソーシャルワーカーを活用し、関係機関等と連携しながら児童生徒の背景要因への支援を行い、問題行動等の解決を図ります。		生徒指導推進室
	(再掲) スクールカウンセラー配置事業	公立小中学校に臨床心理士等の専門家を配置し、子どもたちの心のケアや教員研修を実施します。		
	(再掲) 思春期サポート事業	全県立高等学校に対し、臨床心理士等を招へいし、子どもたちの心のケアや教員研修を実施します。		
	要保護準要保護児童生徒援助費	県立学校の要保護及び準要保護児童生徒の、医療費の負担及び給食費の援助を行います。		保健体育課
	(再掲) おかやま子ども応援事業	地域住民の参画による地域学校協働活動の取組を推進し、地域ぐるみで子どもを健やかに育むとともに、学校・家庭・地域の教育力の向上を図ります。		生涯学習課
	定時制高等学校修学奨励費	定時制高等学校の生徒の修学を奨励するために、奨学金の貸与を行います。		高校教育課
	烏城高校夜食費	勤労青少年の高等学校の夜間定時制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障するため、岡山県立烏城高等学校の夜間定時制課程に在学し、職を有するものを対象として夜食費の補助を行います。		保健体育課
	通信制高等学校修学奨励費	通信制高等学校の生徒の修学を奨励するために、奨学金の貸与を行います。		高校教育課

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1)教育の支援	育英事業	経済的理由により修学困難な高校生に対して、教育の機会均等に資するため、(公財)岡山県育英会が実施する奨学金事業等に対して助成を行います。	教育庁	生涯学習課
	高等学校就学支援金	授業料に充てるための就学支援金及び学び直し支援金を支給することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図ります。		財務課
	奨学のための給付金	全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得者世帯の教育費負担軽減を図るため、奨学のための給付金を支給します。		
(2)生活の支援	子育て短期支援事業	児童養護施設等で一時的に子どもを預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業等、保護者の疾病や育児疲れ等により、一時的に子どもを養育することが困難になった場合の支援を行います。	保健福祉部	子ども家庭課
	子どもの居場所づくり支援事業	子どもの居場所づくりに関心のある者に対し、実践者からその運営ノウハウや課題等についてアドバイスしてもらうとともに、地域住民やNPO等が居場所を立ち上げる際の支援を行います。		
	大学との連携による子どもの未来応援プログラム提供事業	子どもの貧困問題に関心のある大学と県・市町村の協働により、子どもたちが様々な体験・経験ができる学習プログラムの作成、体験学習の提供などを行います。		
	児童自立生活応援事業	児童養護施設等を退所する子どもが安心して就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保します。		
	(再掲)ひとり親家庭等支援センター事業	ひとり親家庭等が相談できるひとり親家庭支援センターを設置し、就業支援や生活等の様々な相談対応を行い、ひとり親家庭への支援を行います。		
	子どもの未来応援ネットワークによる連携ケア事業	市町村の専門職員が保育所等を巡回し、支援が必要な子どもを発見するとともに、関係者による連携ケア会議を実施し、実情に応じた支援につなげるモデル事業に対して支援を行います。		
	子どもの未来応援市町村支援チーム派遣事業	子どもの未来応援ネットワークによる連携ケア事業に取り組み市町村を県の専門職員による支援チームが伴走支援することでモデル事業の円滑な実施を図るとともに、子どもの貧困に関する研修会を開催するなどして、市町村の対応力向上を支援します。		
	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者に対し、就労や自立に向けての各種相談を受け、抱えている課題を評価、分析して自立支援計画を策定し、計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施します。		障害福祉課
	新規学卒者合同就職面接会開催事業	就職未内定の新規学卒者(卒業後3年以内を含む)を対象とした就職面接会の開催などにより、未内定者をフォローし、新規学卒者等の就職促進を図ります。	産業労働部	労働雇用政策課
	(再掲)おかやま若者就職支援センター運営事業	若年失業者やフリーター等を対象に、カウンセリングからハローワークを通じた職業紹介までの一貫したサービスをワンストップで提供し、若者の就職支援を行います。		
	(再掲)ニート脱出応援事業	国が委託設置する「地域若者サポートステーション」の運営事業者に、県事業として、若年無業者等への個別具体的な支援事業を委託し、ニート等若者の職業的自立支援を行います。		
(3)保護者に対する就労の支援	(再掲)ひとり親家庭等支援センター事業	ひとり親家庭等が相談できるひとり親家庭支援センターを設置し、就業支援や生活等の様々な相談対応を行い、ひとり親家庭への支援を行います。	保健福祉部	子ども家庭課
	(再掲)自立支援給付金事業	ひとり親の母等に対し、就職に有利で生活安定に資する資格取得のための教育訓練受講費用の一部や、養成訓練の修業期間に係る訓練促進給付金を支給し、ひとり親家庭の自立を図ります。		

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(3) 保護者に対する就労の支援	(再掲)ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、経済的自立を支援します。	保健福祉部	子ども家庭課
	(再掲)ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親及び児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、対策講座の受講経費の負担軽減を図り、学び直しを支援します。		
	再就職促進訓練事業	就労経験の乏しい母子家庭の母等を対象に、準備講習付き訓練を専修学校等民間教育訓練機関等へ委託して実施するとともに、託児サービス付訓練を提供します。	産業労働部	労働雇用政策課
(4) 経済的支援	(再掲)児童扶養手当	ひとり親家庭等、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育する家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。	保健福祉部	子ども家庭課
	(再掲)母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭の父母及び寡婦に対し、事業開始資金、技能習得資金、生活資金等の各種資金の貸付を行います。		
	(再掲)ひとり親家庭等医療費公費負担制度	ひとり親家庭等の医療費負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成します。		
	(再掲)養育費確保支援事業	養育費の確保を支援するため、市町村窓口等と連携した研修会の実施、母子家庭の母親等が養育費の取決め等のため家庭裁判所等を訪れる際の同行支援を行います。		

V ワーク・ライフ・バランスと子育てにやさしい環境づくりの推進

1 子育てと仕事が両立できる環境の整備(ワーク・ライフ・バランス)

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1) 企業の意識改革への取組	女性活躍・WLB応援アドバイザー事業	社会保険労務士などの専門家を企業にアドバイザーとして派遣し、企業の実情に応じたワーク・ライフ・バランスの取組を支援します。	県民生活部	男女共同参画青少年課
	おかやま子育て応援宣言企業活性化事業	仕事と子育ての両立支援に取り組む企業・事業所を「子育て応援宣言企業」として登録し、特に積極的に取り組む企業等を「アドバンス企業」に認定するなど、出産・子育てがしやすい職場環境の整備を促進します。	保健福祉部	子ども未来課
	働き方改革推進事業	労働時間の短縮や多様な働き方を促進するため、フォーラムや企業交流会の開催、職場環境の改善を目指す企業に専門家を派遣するなど、企業の意識改革を支援します。	産業労働部	労働雇用政策課
(2) 出産・子育てがしやすい職場環境の整備	仕事と家庭の両立支援	育児・介護休業法などの法律や各種支援制度を網羅したガイドブックを作成し、事業主や労働者に広く配布することにより、各種法制度の普及浸透を進めるとともに、事業主等に対し意識啓発を図ります。		
	子育て支援に取り組んでいる業者の評価	県が発注する建設工事の入札参加資格審査において業者格付けを行う際に、育児・介護休業制度を導入している場合には加点の対象とし、子育て支援に取り組んでいる業者を積極的に評価します。	土木部	監理課
(3) 男女共同参画による子育ての推進	第5次おかやまウィズプラン(仮称)策定事業	男女共同参画社会の実現に向けた基本方針や具体的施策をとりまとめ、第5次おかやまウィズプラン(仮称)を作成します。	県民生活部	男女共同参画青少年課
(4) 就労支援	働く女性トータルアシスト事業	就労を希望する女性に対し、就業への動機付けを図るセミナーや、知識・技術を習得する講座を開催するとともに、働く女性のキャリア形成を支援する出前講座を開催します。		
	ふるさと岡山就職支援事業	県内の各地域において、託児コーナーを設けるなど育児中の母親の利用に配慮した女性のための出張就職相談会や地元企業を集めた就職面接会を開催します。	産業労働部	労働雇用政策課

2 子育て家庭の安心を支える医療体制の確保

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1) 周産期・小児医療体制の整備	小児救急医療拠点病院運営事業	二次医療圏単位での小児救急医療の確保が困難な地域において、広域(複数の二次医療圏)を対象に小児救急患者を受け入れる体制を整備します。	保健福祉部	医療推進課
	小児救急医療支援事業	二次医療圏域単位で、夜間・休日の小児救急医療体制を確保します。		
	小児救急医療電話相談事業	小児救急患者の保護者などの不安や悩み、症状への対処方法等について電話で相談に応じるとともに、医療機関への受診についても適切なアドバイスを行うことを目的とします。		
	周産期医療対策推進事業	妊婦が安心して出産ができるよう、ハイリスク母子の「後障害なき救命」を図るため、「周産期母子医療センター」を中核とする周産期医療体制を整備します。		
(2) 小児慢性特定疾病の医療の推進	小児慢性特定疾病医療費	小児の慢性疾病のうち、その療養や高額な医療費負担が長期に続く疾病について、医療費の自己負担額を所得に応じて公費負担します。	保健福祉部	医薬安全課
(3) 感染症対策の推進	感染症発生動向調査事業	保健所・県・環境保健センター・厚生労働省間を結ぶコンピュータ・オンラインシステムにより感染症の流行状況を早期に把握し、必要に応じ積極的疫学調査を実施し、分析、公表することにより、感染症の予防及びまん延防止に努めます。		健康推進課
(4) 病児保育の充実	(再掲) 病児保育事業	子どもが病気の際、病院や保育所等に付設された専用スペースで、看護師等が一時的に保育等を行う事業を実施する市町村を支援します。		子ども未来課

3 安心して生み育てられる住生活の確保と子育て相談体制

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(1) 子育て世帯が安心して生み育てられる住生活の確保	県営住宅優先的選考入居	母子世帯、父子世帯及び多子世帯の県営住宅への入居に際し、優先的に選考します。また、多家族世帯向けの住戸があります。	土木部	住宅課
(2) 子育て支援情報の提供や相談体制の充実	岡山県青少年総合相談センターの運営	青少年に関する各種相談窓口を設置し、様々な相談に総合的に対応します。	県民生活部	男女共同参画青少年課
	結婚・妊娠・出産、子育ての情報ポータルサイト「はぐくま〜れ」	岡山で安心して結婚・妊娠・出産、子育てをしていただくことができるよう、それらの情報を切れ目なく発信します。	保健福祉部	子ども未来課
	(再掲) 仕事と家庭の両立支援	育児・介護休業法などの法律や各種支援制度を網羅したガイドブックを作成し、事業主や労働者に広く配布することにより、各種法制度の普及浸透を進めるとともに、事業主等に対し意識啓発を図ります。	産業労働部	労働雇用政策課
	すこやか育児テレホン事業	子育てに関する不安や悩みを持つ親等を支援するため、電話と電子メールで、いつでも、どこからでも気軽に相談できる体制を整備します。	教育庁	生涯学習課
	被害少年やその保護者等の精神的負担軽減等の推進	犯罪、児童虐待等による被害少年やその保護者等の精神的負担の軽減又は回復を図るため、計画的なカウンセリング等を継続して支援するとともに部外専門家、関係機関、ボランティア等と緊密な連携を実施し、被害少年の状況に応じた適切な支援を推進します。	警察本部	県民応接課少年課
	少年相談等への対応	少年相談電話(ヤングテレホン・いじめ110番)や電子メールによる相談(通称:ヤングメール)により、青少年や保護者からいじめ、非行、家出等の各種相談を受けることで、効果的な少年相談業務を推進します。		少年課

4 安全・安心な子育て環境の整備

項 目	施策名(事業名)	事 業 概 要	担 当 部 課	
(1)食の安全・安心の確保、食育の推進	食育ネクストステージプロジェクト事業	「岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例」及び「岡山県食の安全・食育推進計画」に基づき、食育関係者と連携を図りながら、減塩や野菜摂取量の増加、小・中学生の朝食を毎日食べる割合100%の達成などに向け、各地域における食育をさらに推進します。	保健福祉部	健康推進課
(1)食の安全・安心の確保、食育の推進	リスクコミュニケーション推進事業	食品の安全性に関する正しい理解を県民へ広く浸透させるため、食品関連事業者及び一般消費者の相互理解を深めます。また、食品の安全性についてわかりやすく効果的に伝えることのできるリスクコミュニケーターの地域における自主活動を支援します。		生活衛生課
(2)安全な遊び場の整備	都市公園管理	総合グラウンド、倉敷スポーツ公園等の整備・維持管理を行います。	土木部	都市計画課
(3)安全な生活環境の整備	子ども見守り防犯カメラ設置支援事業	市町村及び住民団体が、通学路等に設置するカメラの設置費用の一部を補助します。	県民生活部	くらし安全安心課
	住宅、道路、公園、駐車場等の防犯指針、学校等、通学路等における児童等の安全確保に関する指針の普及促進	「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」、「学校等、通学路等における児童等の安全確保に関する指針」等の普及、促進を図り、犯罪のない安全安心なまちづくりを推進します。		
	(再掲)交通安全施設整備事業	通学路や交通事故の多発している幹線道路等において、交通事故から県民を守るため、歩道等の整備を推進します。	土木部	道路整備課
	歩行者安全安心対策(「アイライン」の設置)	通学路や利用者の多い横断歩道では、車両の停止線の位置を2mから最大5mまで後退させ、さらに主要箇所には、マスカットグリーンのカラー表示線を設置して、歩行者に優しい道路環境を整備します。	警察本部	交通規制課
	押しボタン式信号機等の設置	通学路の特に危険な箇所に押しボタン式信号機を設置し、歩行者の交通事故防止を図ります。		
(4)安心な社会環境づくり	幼児交通安全対策の推進	地域の幼児交通安全クラブ(ももたろうクラブ)のリーダー研修を実施し、幼児の交通安全教育の充実を図ります。	県民生活部	くらし安全安心課
	安全・安心通信の作成・配布	県内の各地域、職域における自主防犯活動実践団体等に対して、その時々々の安全・安心関連情報をダイレクトに届け、活動のさらなる活発化・充実化を図ります。		
	青色防犯パトロールによる広報	青パトによるパトロール活動をより効果的に行うため、広報機器等の貸与を行います。		
	自主活動見舞金事業	安全・安心まちづくりに関する自主活動による事故に対する見舞金を支給します。		
	指導者・リーダー育成研修	防犯ボランティアや教職員等を対象に、地域安全マップの作成や、不審者対応訓練の仕方などを学ぶ研修会を実施し、自主的な活動を行えるよう支援します。		
	子ども110番の家支援事業	「子ども110番の家」の効果的な運用を図るため、モデル的に「子ども110番の家」にセーフティーコーンを設置します。		
	子どもの安全力向上の推進	小学校でのあいさつ運動と防犯教室を実施し、各地域のあいさつ運動を活性化し地域の連携を促進するなど、小学校における安全学習を進めるとともに、指導者の育成を図ります。		
	青少年のスマホ・ネット利用のルールづくり促進事業	スマホ・ネットの適正利用促進のための効果的な取組を、外部有識者、携帯電話事業者及び県からなる「スマホ・ネット問題解決タスクフォース」において検討し、実践します。	教育庁	男女共同参画青少年課
	スマホ・ネット問題総合対策	長時間ゲームをするなどのネット依存、誹謗中傷やいじめなどに繋がるネット上の人権侵害等、子どもを取り巻くスマホ・ネット問題に対し、保護者への啓発強化や、携帯電話事業者との連携等、学校と家庭・地域が連携し子どもを守る体制づくりの構築を進めます。また、アプリを利用した匿名によるいじめ等の相談・報告システムを全県立学校で活用します。		生徒指導推進室 生涯学習課 人権教育課

項 目	施策名(事業名)	事業概要	担当部課	
(4) 安心な社会 環境づくり	多様な担い手による 見守り活動の活性化 事業	子どもの安全・安心の確保に向け、「ながら見守り」の拡充、企業による防犯CSR活動の拡充、防犯ボランティア団体による自主パトロール活動の支援等に取り組み、見守り活動の活性化を図ります。	警察 本部	生活安全 企画課
	子どもの安全対策 の推進	子どもを対象とする声かけ、つきまとい等の性犯罪等の前兆事案に関する情報を集約・分析して行為者を特定し、検挙や指導・警告等の先制・予防的な警察活動を推進します。		子ども 女性安全 対策課
	携帯電話等への 不審者情報メール 配信事業	子ども被害の犯罪や声かけ、つきまとい等の不審者情報を電子メールで配信することにより、地域における子どもの安全対策や各種防犯意識の高揚を図ります。		子ども女性 安全 対策課
	「心と命の教育活動」 の推進	中・高校生等を対象に、犯罪被害者遺族等による講話「心と命の教室」と警察の少年補導員による非行防止講話を聴講させることによって、「命の大切さ」等を自覚させるなど、規範意識の向上を図ります。		県民 応接課 少年課
	学校等における 児童等の安全確保 活動	県下22警察署に合計26人のスクールサポーターを配置し、青色回転灯を装備した専用車両による防犯パトロールの実施、学校と連携した不審者対応訓練の実施等により、児童生徒の安全確保対策を推進します。		少年課
	あいさつ運動の 推進	警察署及び学校警察連絡室が、学校、教育委員会、自治体、地域住民等との連携を強化して「あいさつ運動」を推進します。		
	青少年健全育成 強調月間への取組	3、7月及び11月の青少年健全育成強調月間に呼応して、各警察署単位で青少年の健全育成についてより一層県民の理解を深めるとともに、家庭や地域において青少年の健全育成に取り組む気運の醸成を図ります。		
	少年サポート活動の 推進(地域対策)	地域住民、保護者等を対象に非行防止講習会を開催するなどして、少年非行に関する情報発信を行い、地域における非行防止の気運の醸成を図ります。		
	少年サポート活動の 推進(家庭対策)	「少年を守る母の会」等の団体を通じて少年非行情勢等に関する情報提供を行うとともに、家庭のしつけを基調とした根源的な少年の非行防止及び健全育成活動を推進します。		
	有害環境浄化活動	少年警察ボランティア、関係機関・団体等と連携して、酒類、たばこ、有害図書等を少年が容易に入手し得るような環境の浄化に努めます。また、インターネット上の違法・有害な情報等から少年を守るため、スマートフォンを含めた携帯電話へのフィルタリング機能の普及促進等を図るほか、学校と連携して、生徒・保護者に対するインターネットモラル教室の開催促進を図ります。		
	「くらしの安全 WebMap」事業	県警察ホームページにおいて「地域における犯罪情報」、「不審者情報」及び「交通事故発生情報」を配信し、防犯及び交通安全に対する県民の意識の向上を図ります。		総務課
	セーフティ サイクル・ ステップアップ・ スクール	児童・生徒の自転車乗用中の交通ルール遵守と交通事故防止を図るため、自治体及び教育委員会と協働し、学校における短時間学習「セーフティサイクル・ステップアップ・スクール」を行います。		交通 企画課
	子どもの交通安全を 確保するための 活動の推進	交通安全教育指針に基づく参加・体験・実践型の交通安全教育、チャイルドシートの使用効果や正しい使用方法についての普及啓発活動を積極的に展開するとともに、可搬式速度違反自動取締装置を効果的に活用し、通学路、生活道路、「ゾーン30」区域やキッズゾーン内等において、地域住民の要望等を踏まえて交通指導取締りを推進するなど、子どもを交通事故から守るための総合的な対策を推進します。		交通 指導課

岡山県の結婚、妊娠・出産や子育て等に関する相談機関

おかやま縁むすびネット

<https://www.okayama-musubi.jp/>

岡山県では平成29年度から、結婚を希望する方を対象に、1対1の出会いを支援するマッチング機能とイベント支援機能を有する結婚支援システムの運用を行っています。

■ マッチングシステム

- 内 容 システムによる申し込み、お引き合わせ等を通じて1対1の出会いの機会を提供します。
- 入会登録料 1万円(登録から2年間有効)
- 登録資格 ・20歳以上の独身男女
・岡山県内に在住、在勤の方、岡山で結婚を考えている方
・インターネットへの接続やメールを使用できる方
- 入会申込 ウェブサイトから入会申込を行い、「おかやま出会い・結婚サポートセンター(岡山、津山、倉敷)」への来所を予約してください。

■ イベントシステム

- 内 容 岡山県や出会いサポーターが実施する、出会いイベントの情報がメルマガ配信されるとともに、イベントへの申込みを行うことができます。
- 登録料 無料(別途イベント参加費は必要となります。)

おかやま妊娠・出産サポートセンター

妊娠や出産に関して不安や悩みを抱えた方や、思春期から更年期まで幅広い世代の女性の身体や健康に関するご相談に応じます。

- T E L 086-235-7899
- M A I L ninshin@okayama-u.ac.jp
- 場 所 岡山大学病院内
- 開所日時 月・火・水・金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～12:00
※来所相談は原則として予約制です。電話かメールでご予約ください。
※火曜日については、相談は受けておりませんが、書籍、資料の閲覧は可能です。

岡山県不妊専門相談センター

不妊症(妊娠しない)や不育症(妊娠しても育たない)により子どもが得られない方等の悩みに関するご相談に応じます。

- T E L 086-235-6542
- M A I L funin@okayama-u.ac.jp
- 場 所 岡山大学病院内
- 開所日時 月・水・金曜日(祝日・年末年始を除く) 13:00～17:00
毎月第1土曜日・第1日曜日 10:00～13:00
※来所相談は原則として予約制です。電話かメールでご予約ください。

小児救急医療電話相談事業(#8000)

お子様の具合が悪くなった際の保護者等の不安や、症状への対応方法などについて看護師等が電話でご相談に応じるとともに、医療機関への受診について適切なアドバイスを行います。

#8000 または 086-801-0018

- 相談日時 (1) 土・日・祝及び年末年始(12月29日から1月3日) 18:00～翌朝8:00
- (2) 平日(月～金曜日) 19:00～翌朝8:00

岡山県青少年総合相談センター(ハートフルおかやま110)^{いちいちまる}

一人で悩むの、もうやめようよ!6つの特色ある相談窓口が相互に連携し、青少年や保護者からのご相談に、迅速かつ的確に対応します。相談は無料で、秘密は厳守します。

総合相談窓口

青少年や保護者のみなさんからのご相談にお答えします。青少年に関するどんな悩みでも受け付けますので、まずこの窓口にご相談ください。必要に応じて適切な5つの相談窓口や他の相談機関をご紹介します。

- TEL 086-224-7110
- 受付時間 8:30～21:30 年中無休(年末年始を除く)
- MAIL sodan110@po1.oninet.ne.jp
- 面接相談 要予約

教育相談

児童生徒の皆さんや、保護者の方など、教育に関する悩みや不安について、気軽にご相談ください。

- TEL 086-221-7490
- 受付時間 8:30～12:00/13:00～21:30
- 面接相談 要予約
- 年中無休(年末年始を除く)

進路相談

中学校・高校で長く休んだり、高校を中途退学した皆さんの進路の悩みについて、相談を受け付けます。入学、転学・編入学などについての情報提供も行います。

- TEL 086-224-1121
- 受付時間 月～土曜日 12:00～18:00(年末年始を除く)
- 面接相談 要予約

子どもほっとライン

いろんな悩みを受け付けます。友人関係の悩みや、自分自身のこと、学校のこと、家族のことなど、なんでも気軽に話してください。学生ボランティアが相談に対応します。

- TEL 086-235-8639
- 受付時間 月～金曜日 17:00～21:30
- MAIL kodomo@fine.ocn.ne.jp
- 土・日・祝日 8:30～21:30
- 年中無休(年末年始を除く)

すこやか育児テレホン

子育てについての悩みや不安など、どんな小さな悩みでもご相談ください。

- TEL 086-235-8839
- 受付時間 8:30～21:30
- MAIL sukoyaka@po1.oninet.ne.jp
- 年中無休(年末年始を除く)

ヤングテレホン・いじめ110番

いじめなどの悩みごとや非行、家出など少年相談を受け付けます。また、面接相談も行っています。

- TEL 086-231-3741
- 受付時間 24時間受付 年中無休
- MAIL youngmail@pref.okayama.jp
- 面接相談 要予約

24時間子供SOSダイヤル

いじめで困ったり、自分や友人の安全に不安があったりしたら一人で悩まず、いつでもすぐ電話で相談してください。

TEL 0120-0-78310

受付時間 24時間受付 年中無休

子育て相談窓口

子育てには、悩みや不安がいっぱいです。ひとりで悩んでないで家族や信頼できる友人、電話相談の窓口、お住まいの地域の市町村や児童相談所など、誰かに相談しましょう。

子ども・家庭電話相談室

TEL 086-235-4157

相談日時 月～土曜日 9:00～20:00

児童相談所

18歳未満の子どもに関する様々な課題について、専門の職員が相談に応じます。

開設日時 月～金曜日 8:30～17:00 (祝日、年末年始を除く) 原則、要予約

※井笠相談室は水曜日を除く ※高梁分室は月・火曜日、新見相談室は木・金曜日

名称(電話番号)	管轄(担当)	住所
中央児童相談所 (086-235-4152)	玉野市、備前市、瀬戸内市、 赤磐市、和気町、吉備中央町	岡山市北区南方二丁目13-1
倉敷児童相談所 本所 (086-421-0991)	倉敷市、総社市、早島町	倉敷市美和1-14-31
倉敷児童相談所 井笠相談室 (0865-69-1680)	笠岡市、井原市、浅口市、 里庄町、矢掛町	笠岡市六番町2-5
倉敷児童相談所 高梁分室 (0866-21-2833)	高梁市	高梁市落合町近似286-1
倉敷児童相談所 新見相談室 (高梁分室と同じ)	新見市	新見市高尾2400
津山児童相談所 (0868-23-5131)	津山市、真庭市、美作市、 新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、 西粟倉村、久米南町、美咲町	津山市山北288-1
岡山市こども総合相談所 (086-803-2525)	岡山市	岡山市北区鹿田町1-1-1

子ども虐待防止窓口

子ども虐待は、社会全体で解決すべき問題です。虐待から子どもを守るためには、地域の皆さんの気づきが大切です。「子どもが心配」と感じたら、相談してください。

児童相談所全国共通3桁ダイヤル 189 (いちはやく)

相談日時 24時間365日対応

岡山県ひとり親家庭支援センター

当センターでは、母子・父子家庭や寡婦の方の就労や生活における様々な悩みをお聞きして、相談に応じています。

TEL 086-201-7260

開所日時 (1)月・火・木・金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～16:30 ※面談をご希望の場合は、事前にご予約ください。

(2)日曜日(月1回、原則第1日曜日) 13:00～16:30 ※原則、予約制です。なお、開催日・場所については、事前に電話、ホームページ等でご確認ください。

結婚、出産、子育てに関する 県民意識調査報告〔概要〕

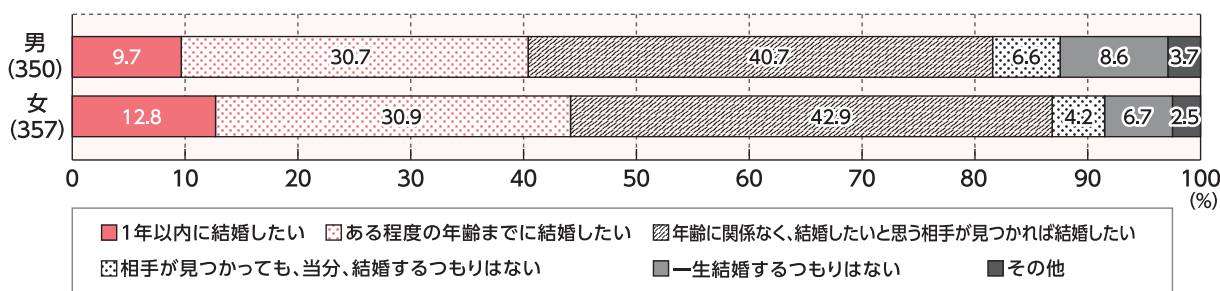
新たな岡山いきいき子どもプランの策定に当たり、県内における結婚、妊娠・出産、子育てに関する現状等を把握、分析して基礎資料とするための県民意識調査を実施しました。

項目	第一群調査	第二群調査	第三群調査
①調査名称	結婚、出産、子育てに関する県民意識調査	子育てに関する意識調査 (子育て世帯意識調査)	結婚、出産、子育てに関する高校生意識調査
②対象	・20歳から49歳の 県内在住者	・0歳から小学校3年生までの 子どもと同居する子育て 世帯の親等	・岡山県立高校の 二年生及び三年生
③調査期間	平成30年9月～11月	平成30年11月～12月	平成30年11月
④対象数	9,720人	7,634世帯	2,890人
⑤調査方法	・郵便送付 ・郵便回収・ウェブ回答	・保育園、幼稚園、 学校等による直接配付 ・郵便回収・ウェブ回答	・高校による直接配付 ・高校による直接回収、 一部ウェブ回答
⑥回収結果	2,683件	3,391世帯	2,577件
⑦ロジックモデル による検討	本調査では、調査票設計に先立って、「結婚」「子どもを持つこと」「子育て」の三分野に分けて、施策のロジックモデルを想定し、ロジックモデルに沿う形で質問項目の作成を行った。		

第一群調査（一般意識調査）

「結婚したい」という結婚意思を持つ者をみると、男性81%、女性87%であり、男女とも80%を超え、「一生、結婚するつもりはない」は、男性9%、女性7%となっている。

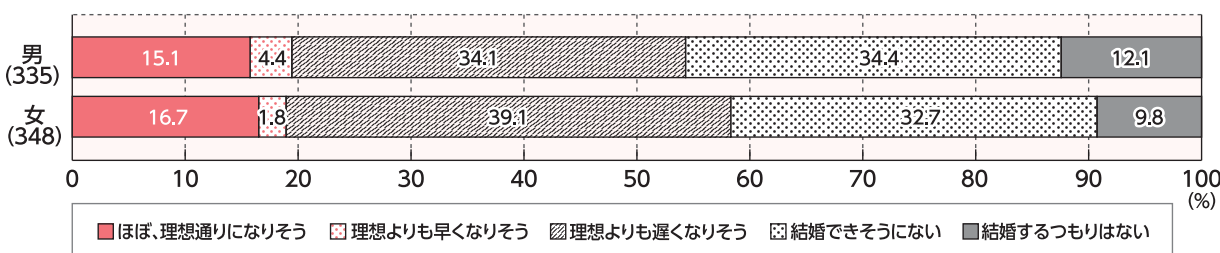
■結婚についての考え（未婚者）



注：県民局別未婚者数（20-49歳）によるウエイトバック集計

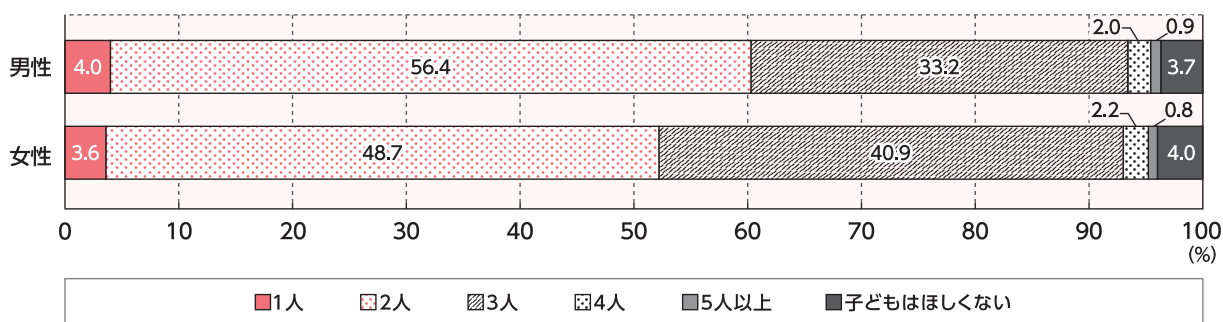
■結婚の見通し（未婚者）

「結婚できそうにない」「理想よりも遅くなりそう」を「結婚希望の実現困難」としてまとめると、両者を合計して男性69%、女性72%である。



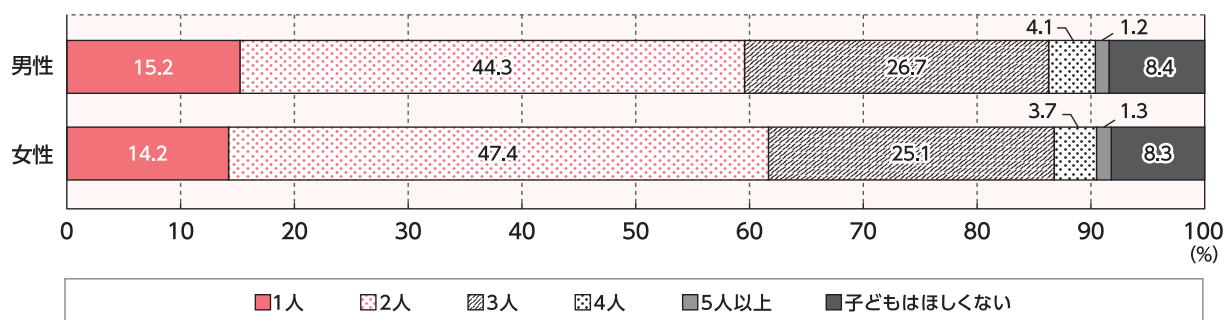
注：県民局別未婚者数（20-49歳）によるウエイトバック集計

■理想の子ども数（男性：2.30人、女性：2.39人）



注：県民局別未婚者数（20-49歳）によるウエイトバック集計

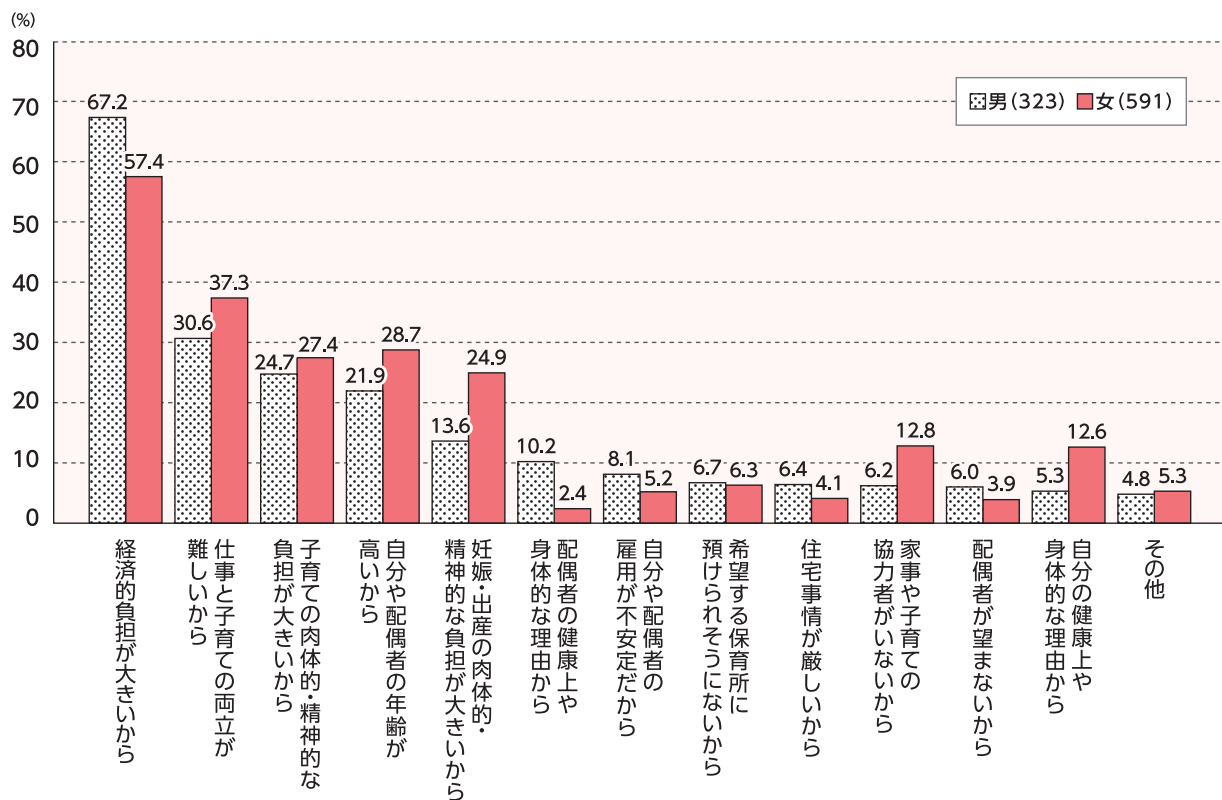
■現実に持てる子ども数（男性：2.06人、女性：2.06人）



注：県民局別未婚者数（20-49歳）によるウエイトバック集計

■現実に持てる子ども数が理想の子ども数より少ない理由

「経済的負担が大きいから」と回答した割合は、男性67%に達し、女性でも57%に上る。

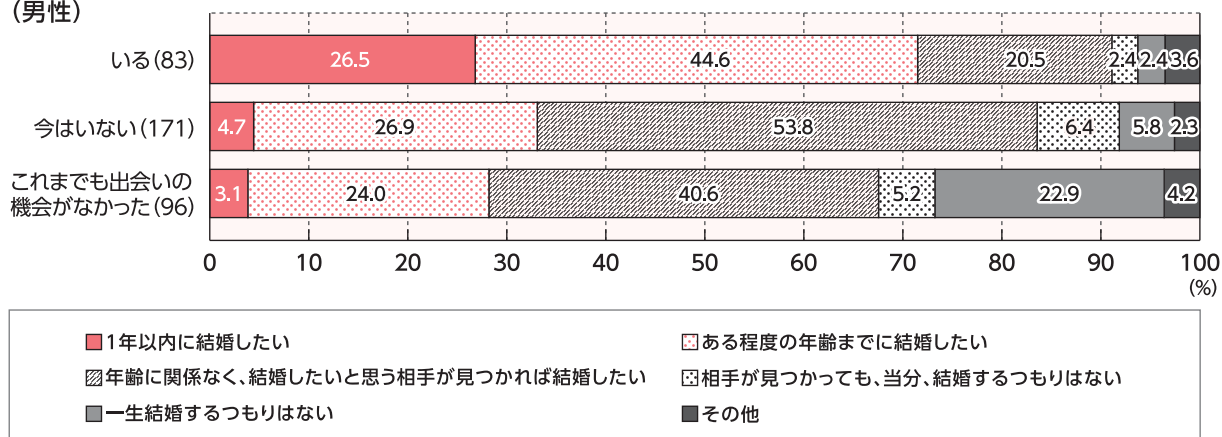


注：県民局別未婚者数（20-49歳）によるウエイトバック集計

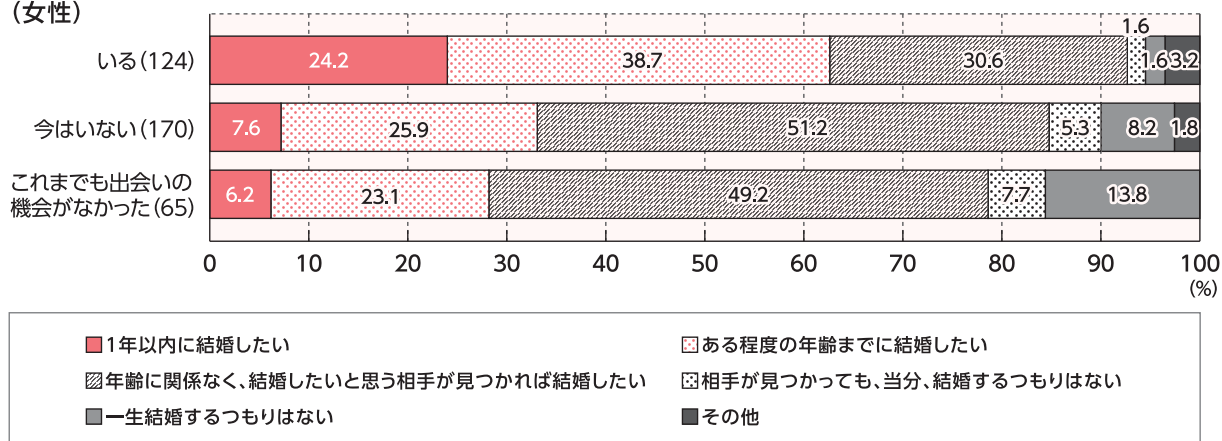
■交際状況別にみた結婚意欲（未婚者）

現在・過去の交際状況は、結婚意欲を大きく変化させており、交際経験がない者は、「今はいない」者に比較して「一生、結婚するつもりはない」の割合が大きく、男性23%、女性14%に達する。

（男性）



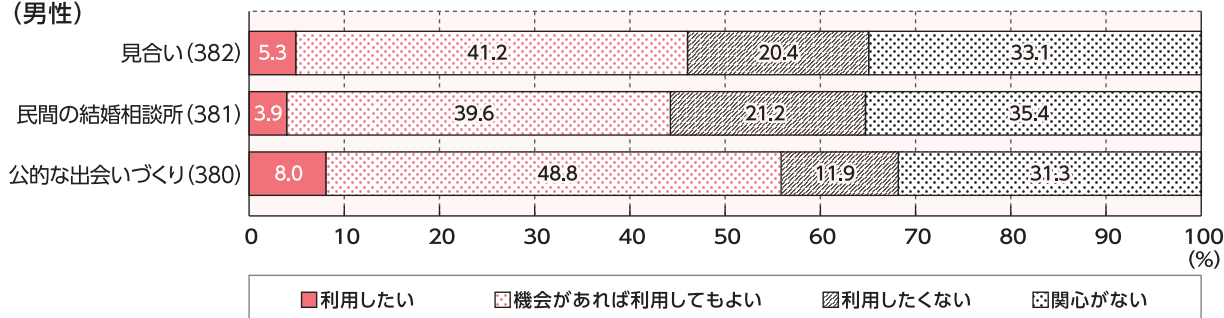
（女性）



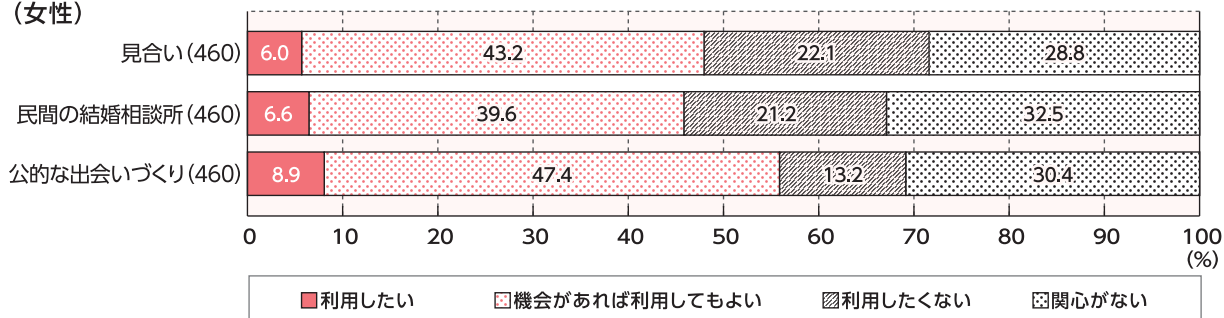
■他者から紹介される出会いの機会の利用意向（独身者）

「利用したい」「機会があれば利用してもよい」の合計は、「見合い」が男性47%、女性49%、「民間の結婚相談所」が男性44%、女性46%、「公的な出会いづくり」が男性57%、女性56%となっている。

（男性）



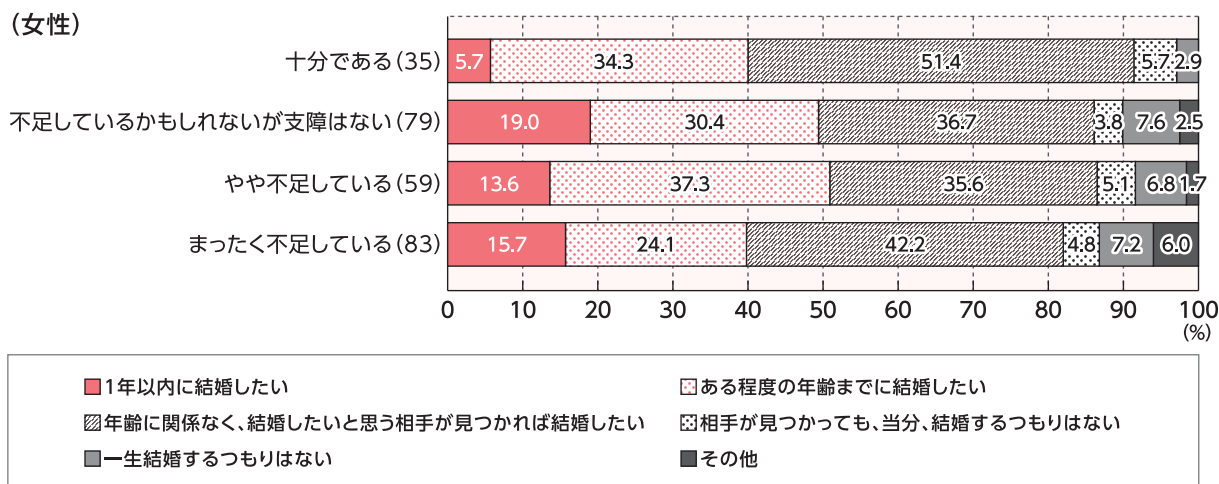
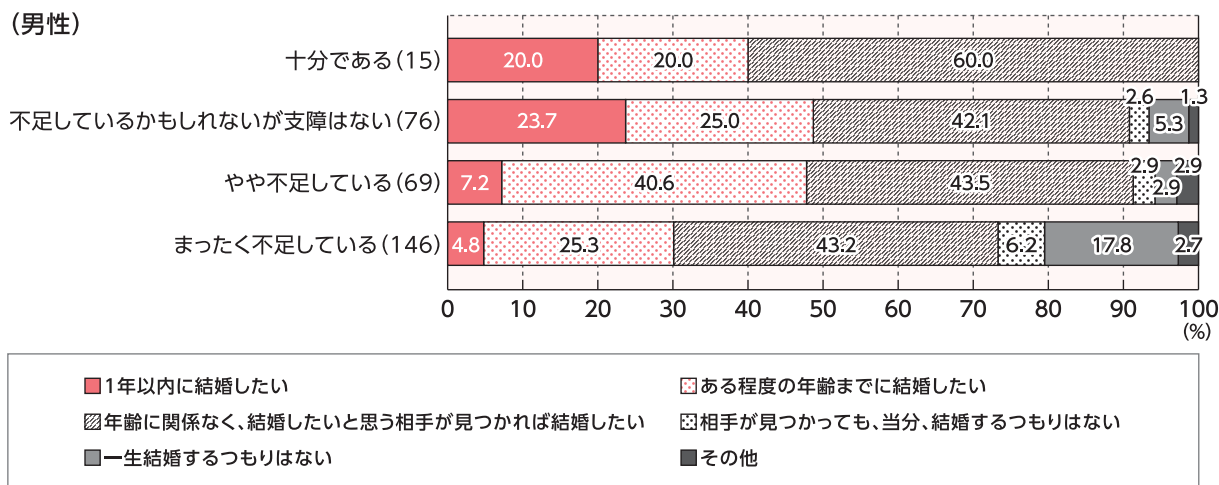
（女性）



注：県民局別未婚者数（20-49歳）によるウエイトバック集計

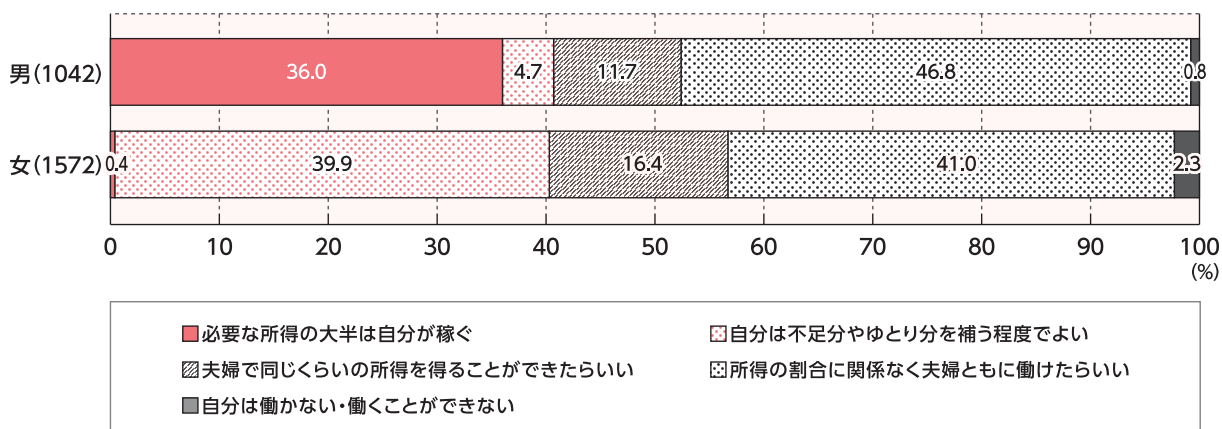
■結婚生活を送るための自分の所得の捉え方別にみた結婚意欲（未婚の就業者）

未婚者に対して「結婚生活を送るためとしたら、現在のあなたの所得についてどのように考えるか」尋ねたところ、男性では、現在の所得について「やや不足している」「まったく不足している」とする者は、「十分である」「不足しているかもしれないが支障はない」に比べて、結婚意欲について「1年以内に結婚したい」とする者が少ないが、女性にはそのような傾向は見られなかった。



■結婚生活のための所得に関する自分の役割

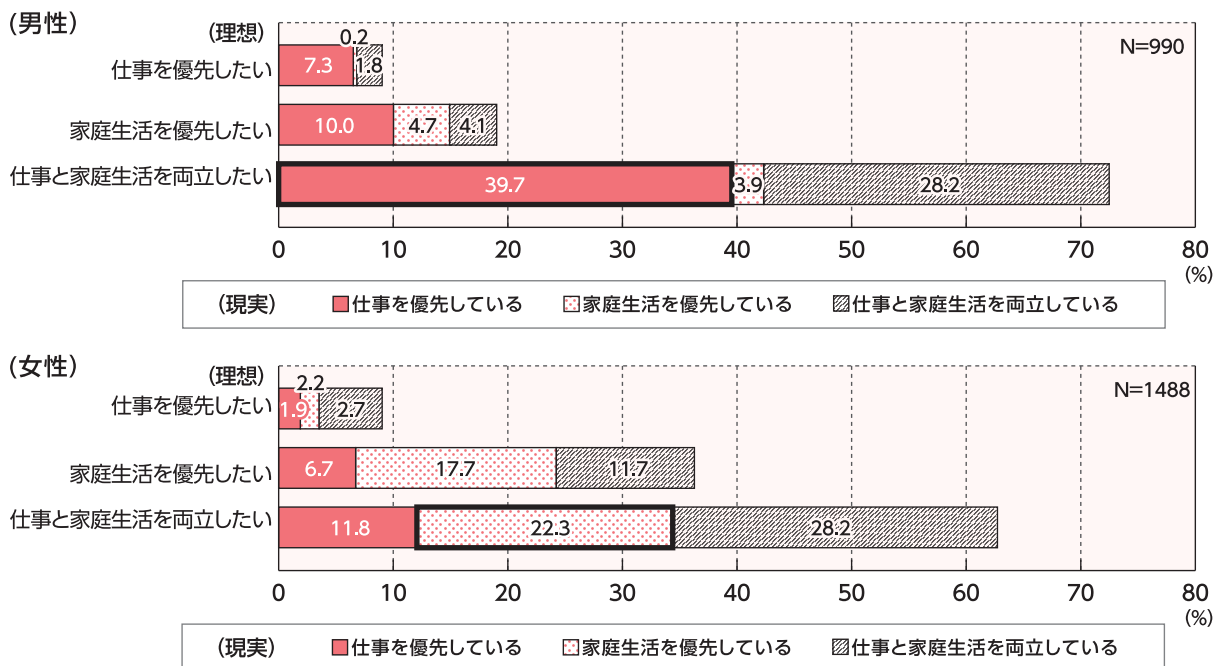
「結婚生活のための所得に関する自分の役割」では、男性では「必要な所得の大半は自分が稼ぐ」が36%、女性では「自分は不足分やゆとり分を補う程度でよい」が40%を占めるなど男女の考え方の違いは大きい。



注：県民局別未婚者数（20-49歳）によるウエイトバック集計

■結婚生活における仕事と家庭生活の優先度に関する理想と現実のギャップ

理想が実現できていない回答の中では、男性は「仕事と家庭生活を両立したい」けれど「仕事を優先している」が最も多く、全体の40%に達し、女性では、「仕事と家庭生活を両立したい」けれど「家庭生活を優先している」が最も多く、22%を占め、男女で対称的な結果が現れた。



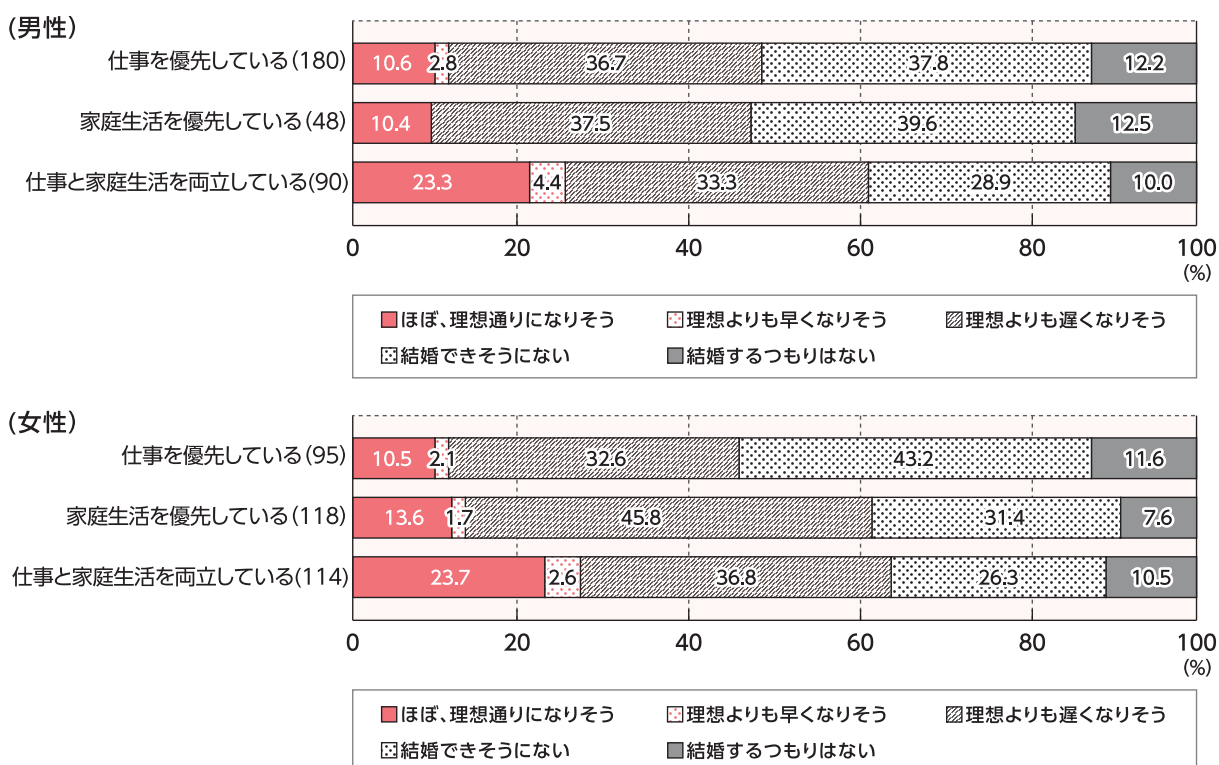
注1: 回答割合の分母は質問に回答したすべての男性および女性である

注2: 太枠は理想が実現できていない回答のうち割合が最も大きい

■ワーク・ライフ・バランス別にみた結婚見通し(未婚者)

男性では、「仕事と家庭生活を両立している」と考える者では、結婚見通しが「理想通りになりそう」が他に比べ多く、「結婚できそうにない」が少なくなっている。

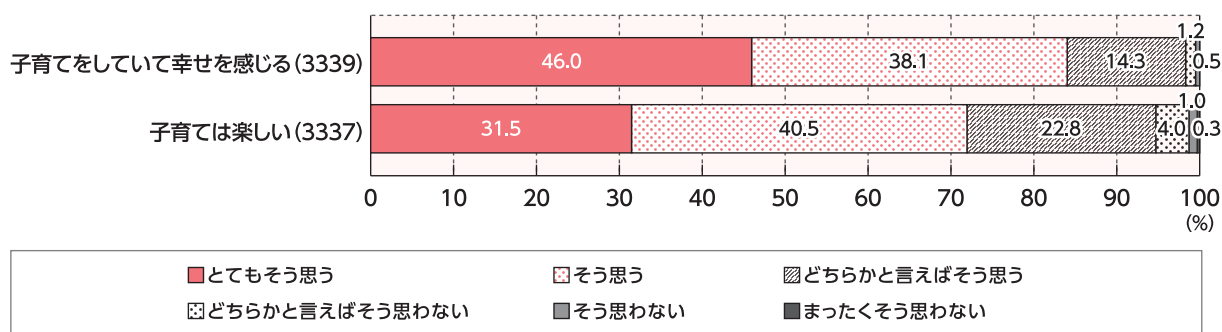
女性では、「仕事と家庭生活を両立している」とする者は、結婚見通しが「理想通りになりそう」が多く、「結婚できそうにない」とともに「理想よりも遅くなりそう」も少なくなる。



第二群調査（子育て世帯意識調査）

■子育ての幸福感・楽しさ

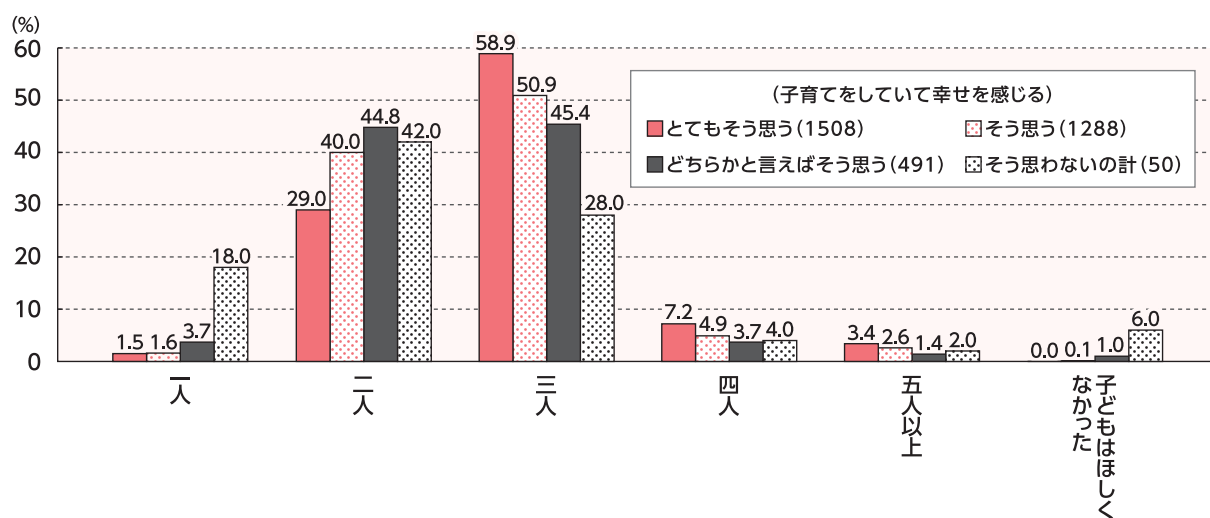
子育てをされていて幸せを感じる」かどうかについて、「とてもそう思う」は46%と半数に近く、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」まで含めると98%に達する。



注：県民局別の「最年少の子どもが9歳までの世帯数」によるウエイトバック集計

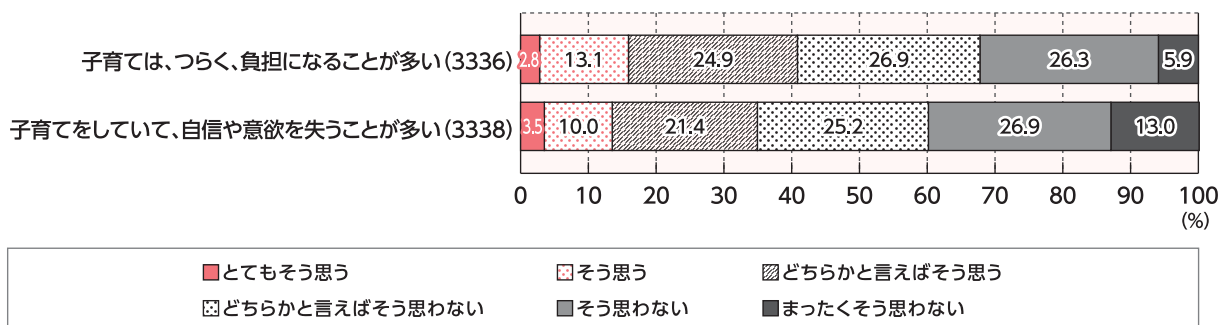
■子育ての幸福感別にみた理想の子ども数

子育ての幸福感と理想の子ども数には強い相関がみられ、子育ての幸福感が「とてもそう思う」では、理想の子ども数は「三人」が59%に上る。



■子育ての負担感・不安感

「子育ては、つらく、負担になることが多い」（子育ての負担感）という意見に対して、「とてもそう思う」「そう思う」などの肯定的な者は41%であり、「子育てをされていて、自信や意欲を失うことが多い」（子育ての不安感）に対する肯定的意見は35%であった。

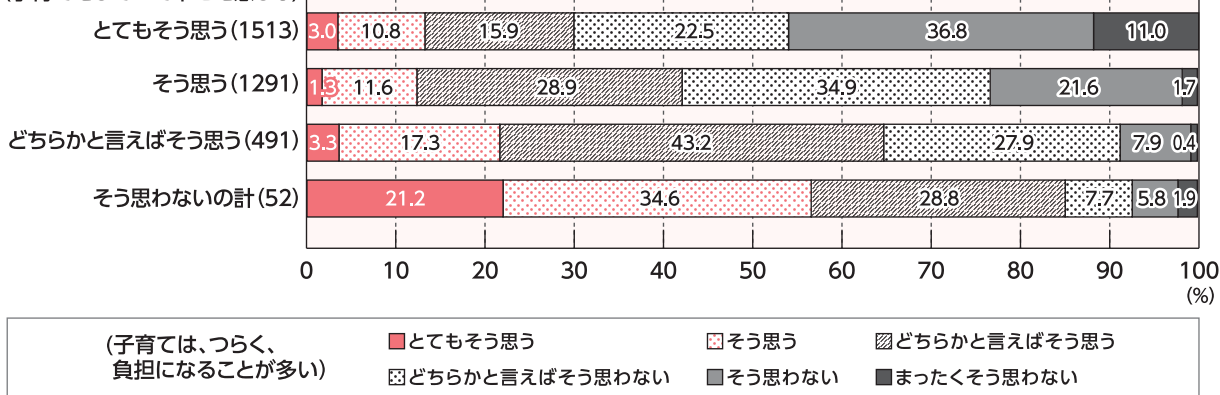


■子育ての幸福感到別みた負担感

子育ての幸福感到と負担感の間に相関は見られるものの、子育ての幸福感到について「とてもそう思う」でも、負担感を肯定する意見は30%に上る。

子育ての不安感到でも同様の相関が見られ、子育ての幸福感到と負担感・不安感到は相関を持ちながらも、完全な表・裏の関係にはなっておらず、子育てに対する感情の二面性が示唆される

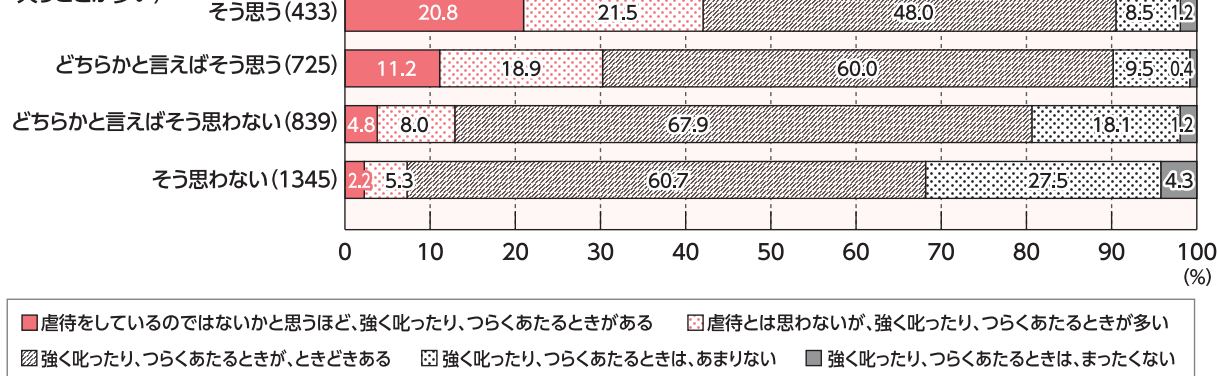
(子育てをしていて幸せを感じる)



■子育ての不安感到別みた子どもを強く叱ったり、つらくあたること

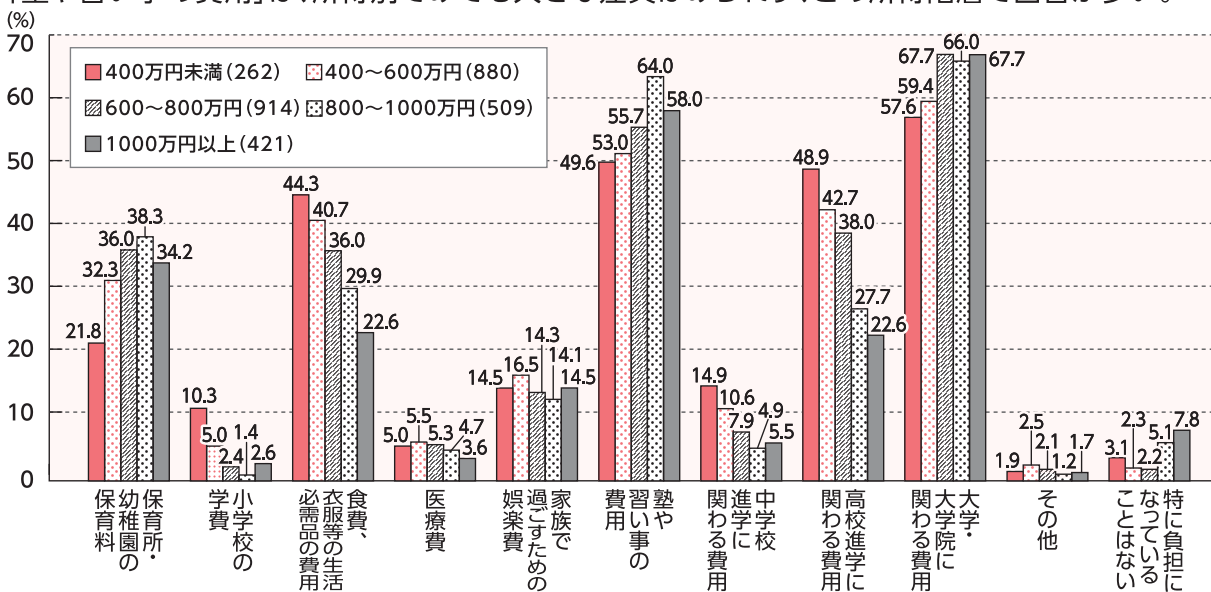
虐待の可能性と子育ての負担感・不安感到は、明確でかつ強い相関を示しており、子育ての負担感よりも、不安感到の方が、その傾向より顕著である。

(子育てをしていて、自信や意欲を失うことが多い)



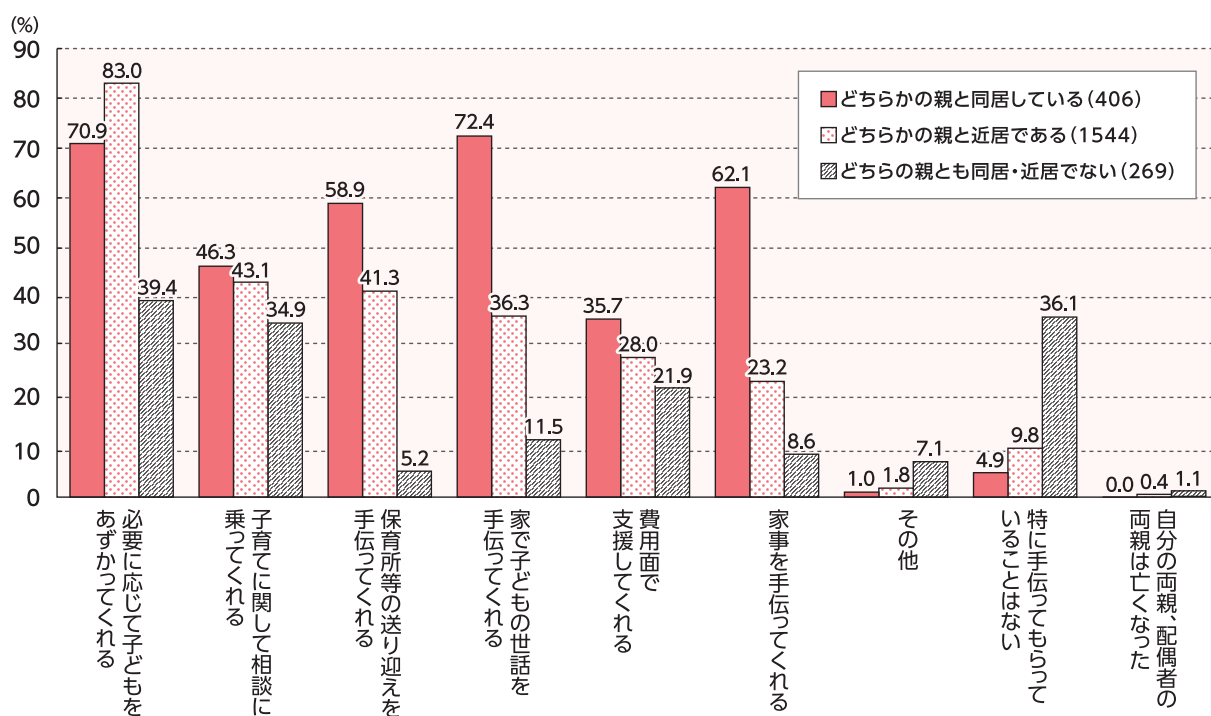
■夫婦の所得合計別みた子育てにおいて家計の負担になっていること

子育てにおいて家計の負担になっていることについて、「大学・大学院進学に関わる費用」や「塾や習い事の費用」は、所得別でも大きな差異はみられず、どの所得階層で回答が多い。



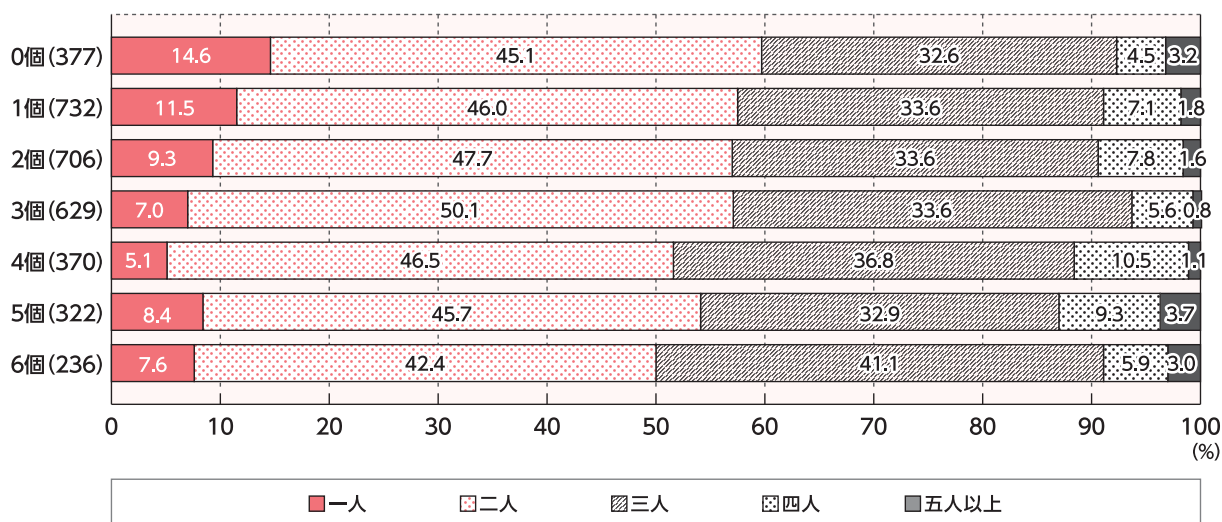
■両親との同居・近居別にみた両親が子育てに関して手伝ってくれること

親との同居・近居別に、両親が子育てに関して手伝ってくれることを集計すると、同居と近居、また、近居と近居でないのどちらで比較しても、親から受けている子育てサポートでは大きな差異がある。



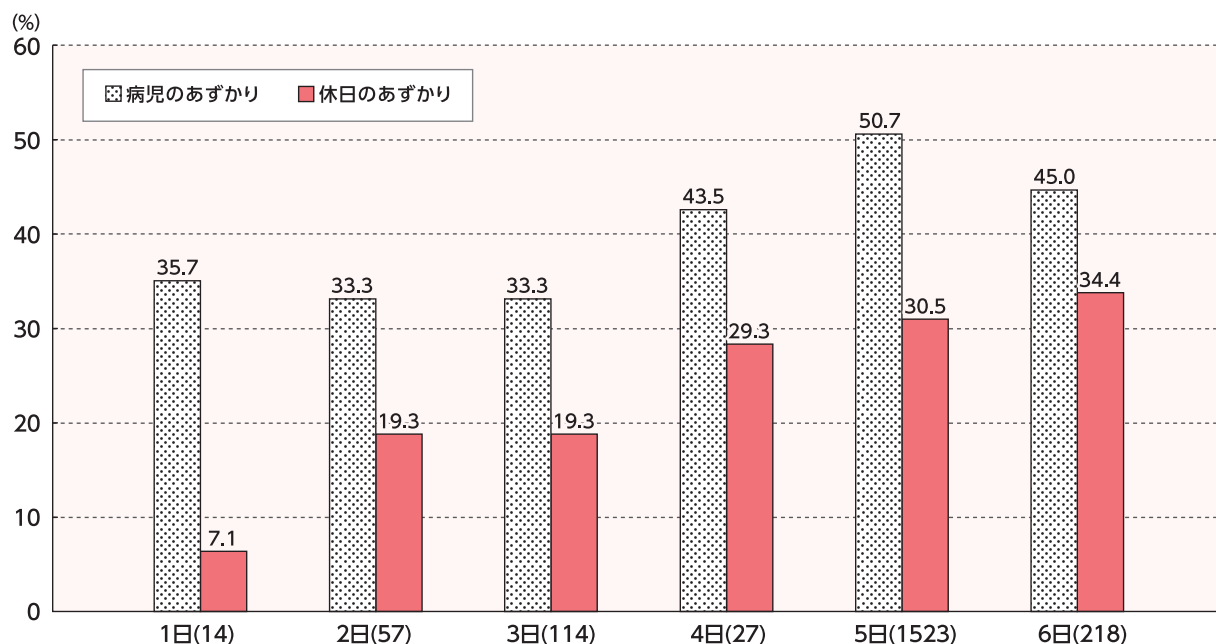
■「親の子育てサポート」別にみた現実に持てる子ども数

「両親の子育てに関して手伝ってくれること」の選択肢から作成した指標である「親の子育てサポート」の個数別に「現実に持てる子ども数」をクロス集計すると、親の子育てサポートが「0個」であると「一人」15%に上り、「4個」まで「親の子育てサポート」が増えるにつれて「一人」が減少している。「4個」以上になると「三人」以上がやや多くなる。



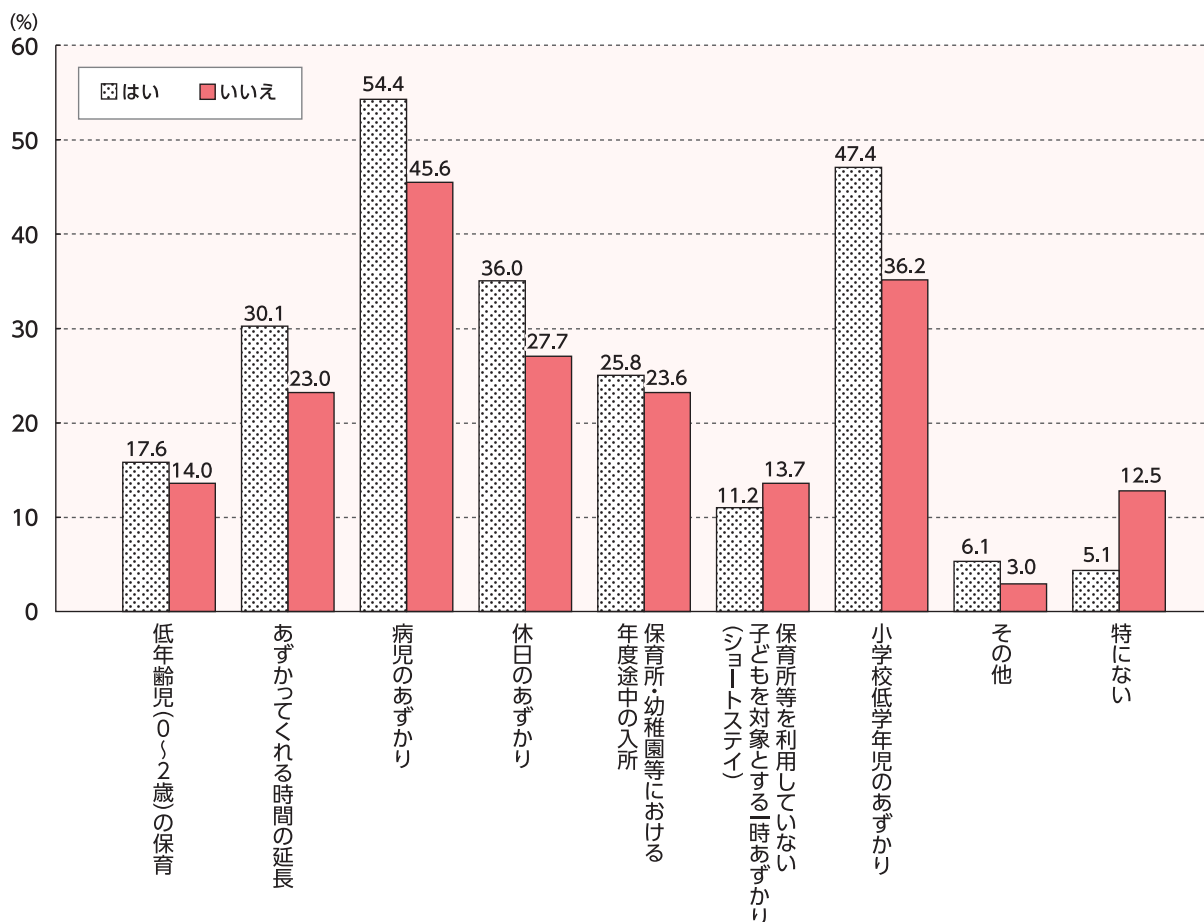
■週平均労働日数別にみた仕事を続けるため充実してほしい子どものあずかりサービス（就業している女性）

「病児のあずかり」と「休日のあずかり」は一週間の平均労働日数が増えると回答が多くなる傾向がみられ、「病児のあずかり」は就業日数が「5日」であると51%、「休日のあずかり」は30%に達する。



■子育ての不安・悩み（子育てと仕事の両立）別にみた仕事を続けるため充実してほしい子どものあずかりサービス（就業している女性）

「子育てと仕事の両立」が不安・悩みであるかどうかにより、子どものあずかりサービスに対するニーズを集計すると、「小学校低学年児のあずかり」「病児のあずかり」「休日のあずかり」「あずかってくれる時間の延長」で回答に差がみられる。

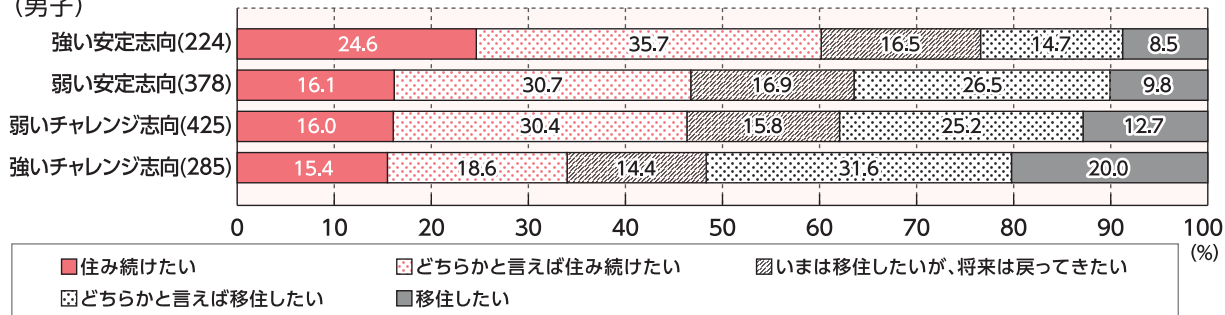


第三群調査（高校生意識調査）

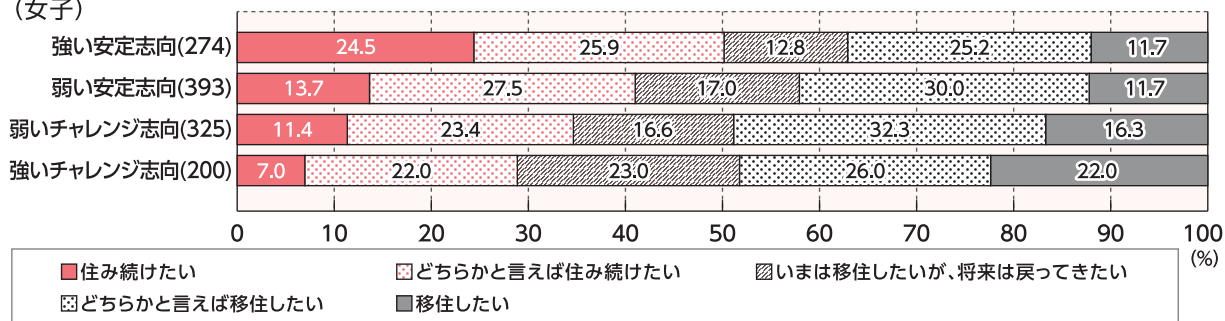
■ライフコースの志向別にみた定住意識

男女とも、安定志向であると「移住したい」は10%程度であるが、「強いチャレンジ志向」では20%を上回り、女子は、チャレンジ志向が強いと、Uターン希望者（将来は戻ってきたいが、いまは移住したい）も多くなる傾向がみられる。

（男子）



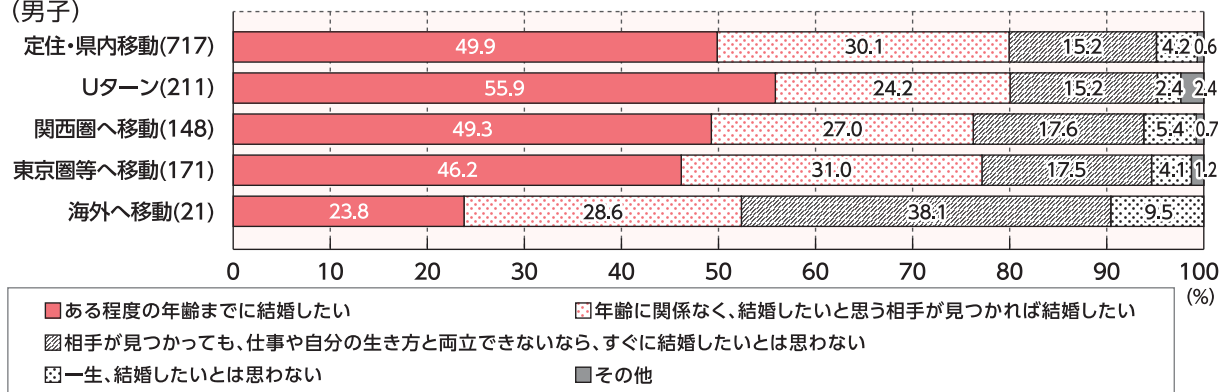
（女子）



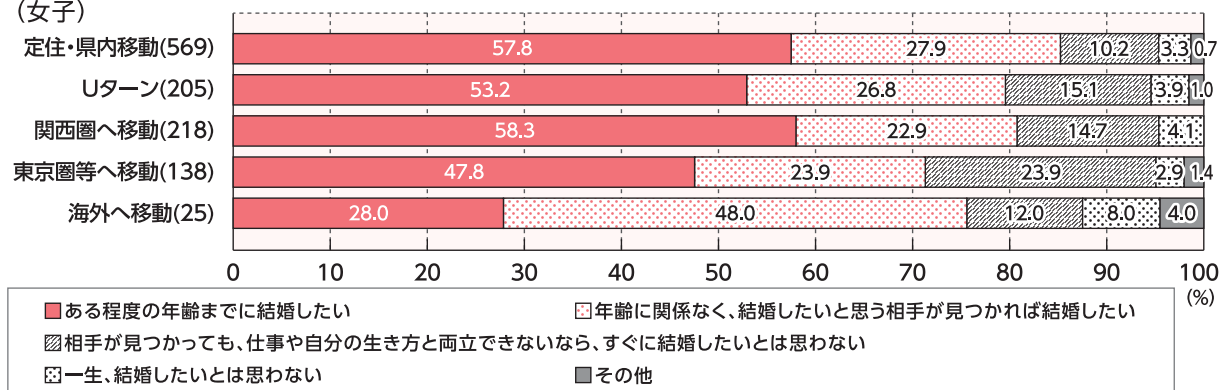
■移住希望地域別にみた結婚意欲

移住希望地別に結婚意欲を集計すると、女子は「定住・県内移動」では「相手が見つかったら、仕事や自分の生き方と両立できないなら、すぐに結婚したいとは思わない」が10%であるのに対して、「関西圏へ移動」では15%、「東京圏等への移動」では24%に増加する。

（男子）

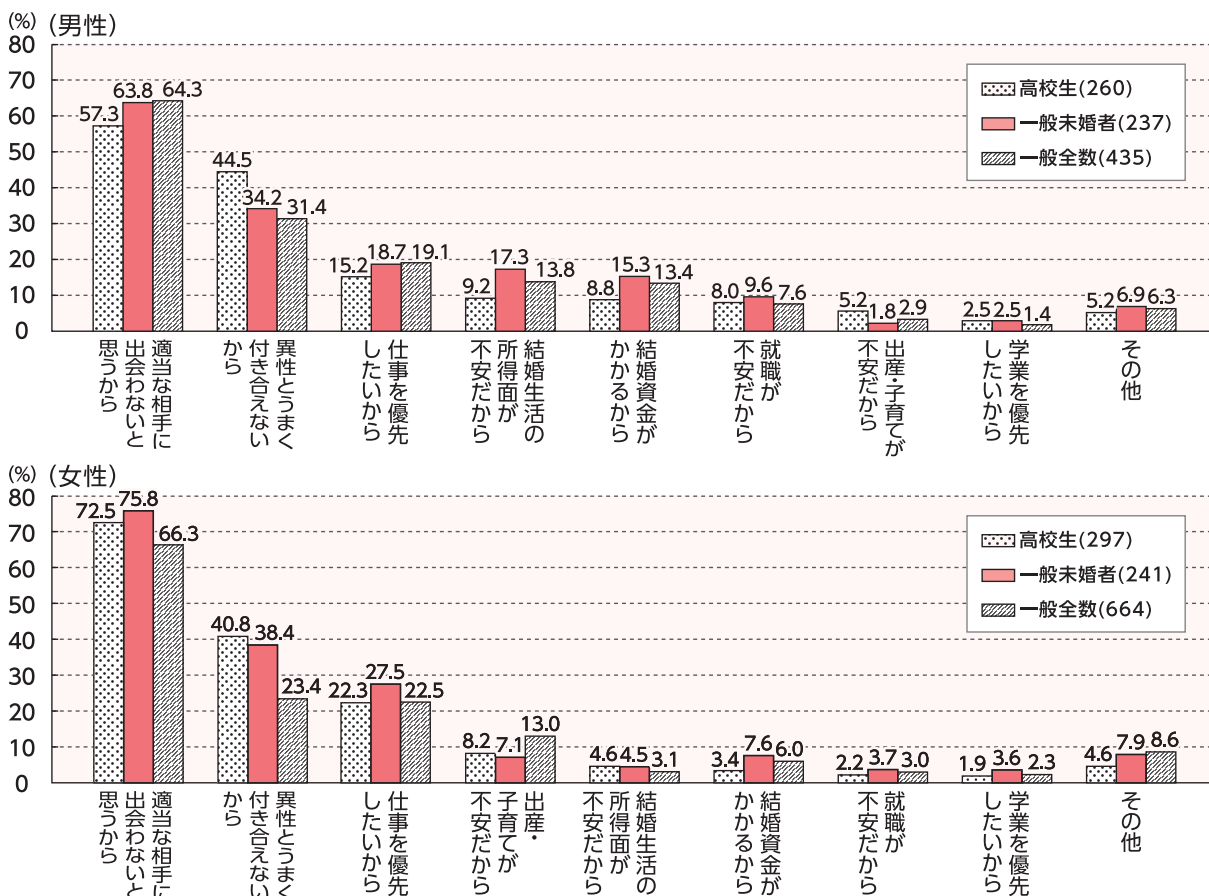


（女子）



■結婚希望が実現しない理由

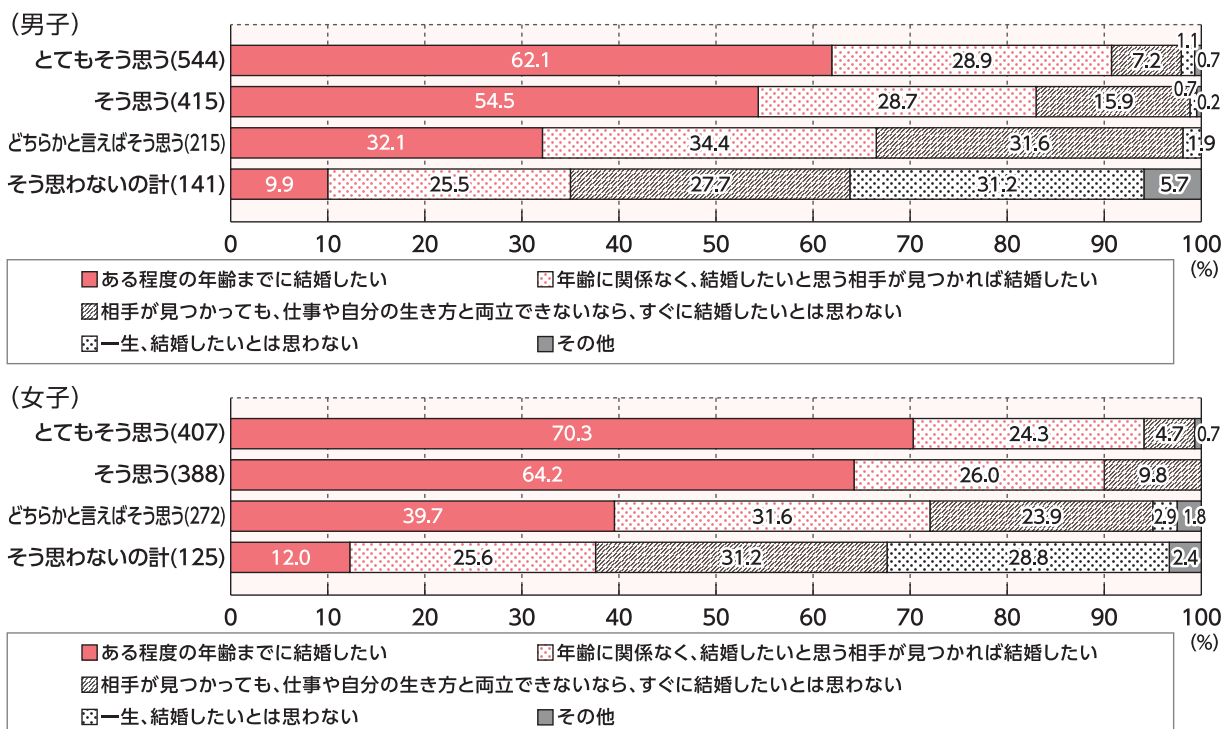
高校生が考える結婚希望が実現しない理由は、一般調査と同様に、「適当な相手に出会わないと思うから」と「異性とうまく付き合えないから」の二つが多いが、「適当な相手に出会わないから」は一般よりやや少なく、反対に「異性とうまく付き合えない」が特に男子で一般よりも多くなっている。



注：それぞれ、県民局別の県立高校生数（二年生・三年生）、20-49歳未婚者人口、20-49歳人口によるウエイトバック集計

■家族観別にみた結婚についての考え

高校生においても、「結婚は家族を持てるため重要である」という考えを強く持っている者ほど、結婚意欲が強く現れる。



合計特殊出生率「見える化」分析

<出生率地域格差要因分析>【概要】

岡山県の2015年の合計特殊出生率は1.54であり、全国の1.45を0.09ポイント上回るが、中国地方5県の中では最も低いことから、これらの要因を把握するための分析を行った。

1 合計特殊出生率の要因分析

合計特殊出生率を出生構造（有配偶率と有配偶出生率、母の年齢階層別、出生順位別等）により分解し、影響を与えている要因を明らかにした。

$$\left[\frac{\text{母年齢15～19歳の出生数}}{\text{15～19歳の女性人口}} + \frac{\text{母年齢20～24歳の出生数}}{\text{20～24歳の女性人口}} + \dots \right] \times 5$$

$$\dots + \frac{\text{母年齢45～49歳の出生数}}{\text{45～49歳の女性人口}}$$

$$\text{出生率} = \frac{\text{出生数}}{\text{女性人口}} = \underbrace{\frac{\text{有配偶女性人口}}{\text{女性人口}}}_{\text{有配偶率}} \times \underbrace{\frac{\text{出生数}}{\text{有配偶女性人口}}}_{\text{有配偶出生率}}$$

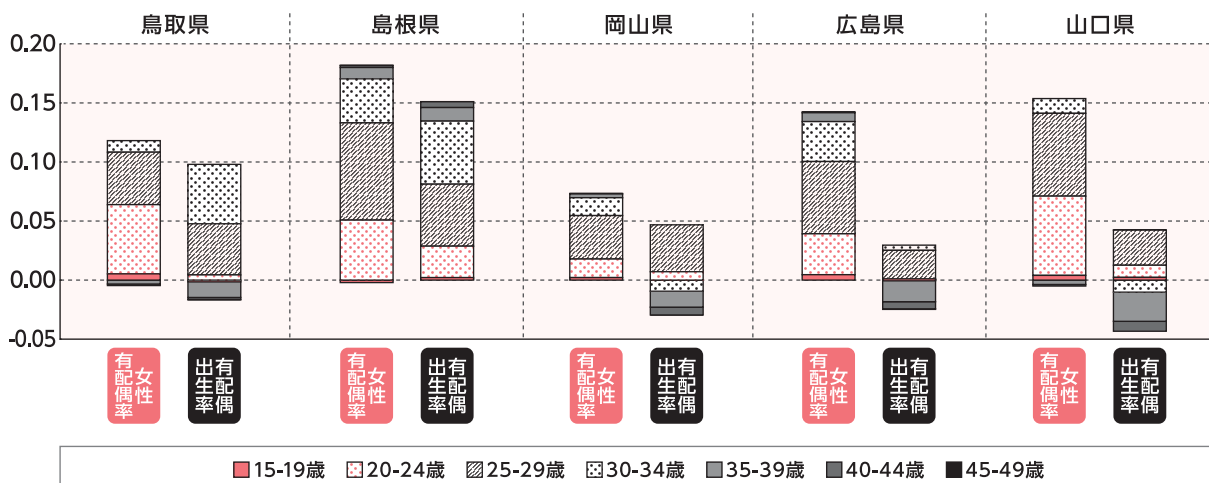
2 分析結果の概要

(1) 合計特殊出生率(2015年)岡山県と中国地方他県との地域差要因分析

合計特殊出生率の地域差（全国値との差）を分析したところ、中国地方の他県との比較では、次のような特徴が明らかとなった。

- 本県の合計特殊出生率が中国5県内で低いのは、20歳代の女性有配偶率が大きな要因である。
- 山陰2県と比較して有配偶出生率が低い。特に、30歳代の有配偶出生率が全国値を下回っている。

■合計特殊出生率地域差の年齢階層別女性有配偶率地域差と年齢階層別有配偶出生率地域差による分解（2015年）

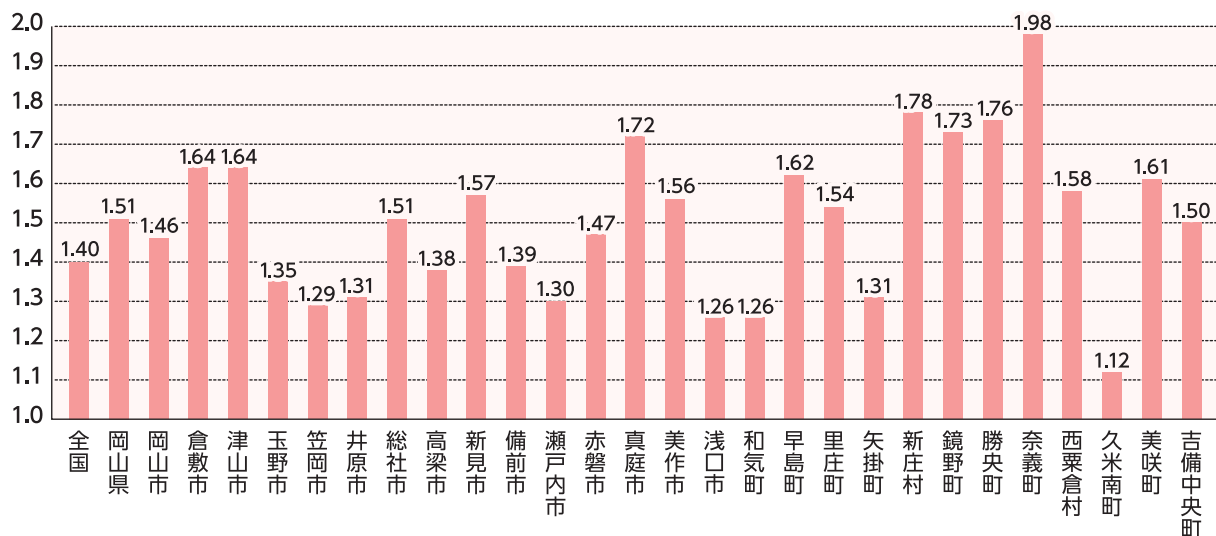


(注) 各県の2本の棒グラフを足し合わせると、合計特殊出生率全体の全国との差になる。

(2) 市町村を対象とした地域格差(2011-2015年の5年間) 要因分析

偶然変動(ある年だけに偶然の要因によって生じる変化)の影響を少なくするため、5年間(2011-2015年)の出生数を集計して合計特殊出生率を算出した。

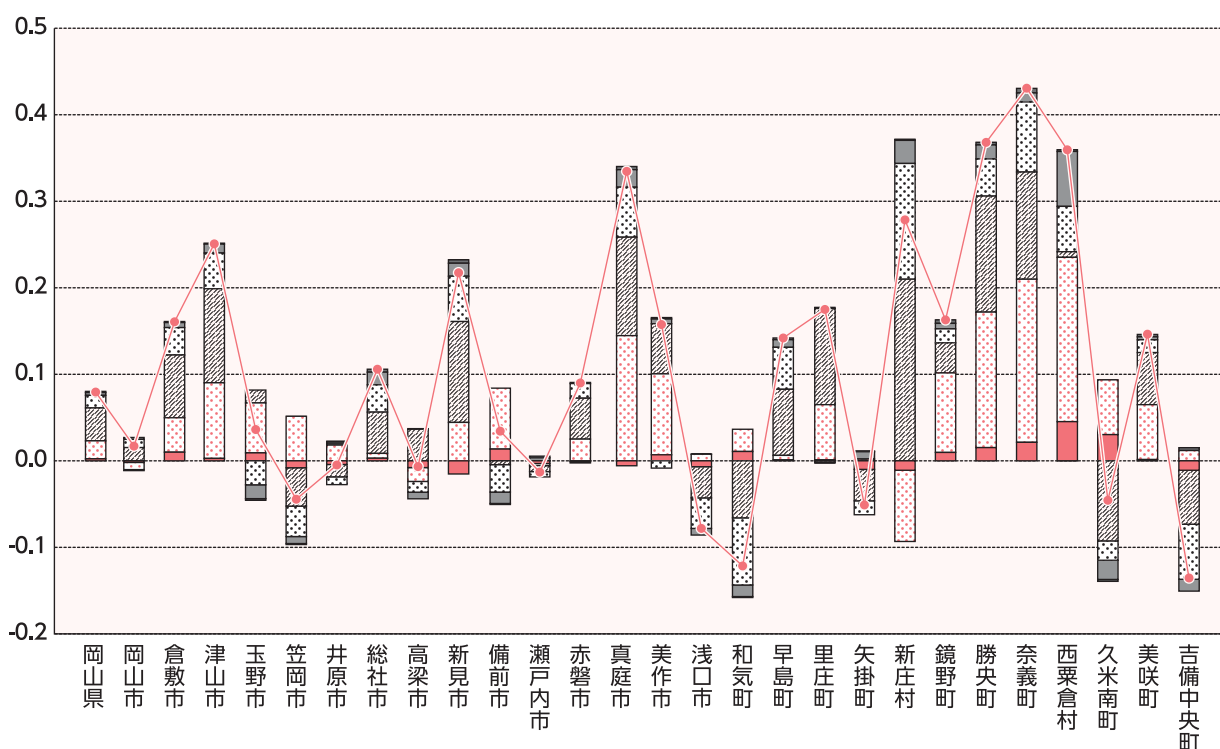
■市町村の合計特殊出生率(2011-2015年)



県内市町村の地域差(全国値との差)を分析したところ、次のような特徴が明らかとなった。

- 有配偶率は、全国に比べると全体として高いが、笠岡市や浅口市、和気町など9市町で全国を下回っており、また、人口の多い岡山市の寄与が小さい。

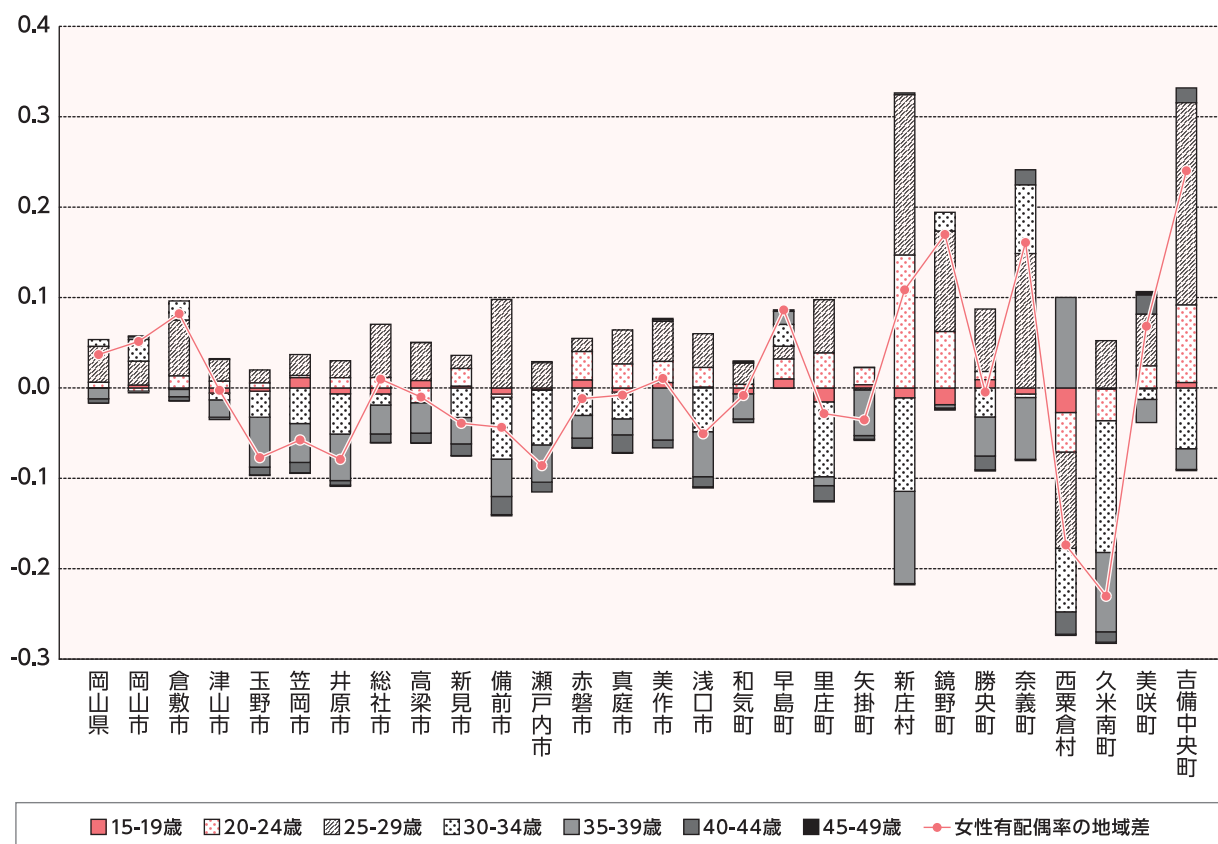
■女性有配偶率地域差の年齢階層別女性有配偶率地域差による分解(2011-2015年)



15-19歳 20-24歳 25-29歳 30-34歳 35-39歳 40-44歳 45-49歳 女性有配偶率の地域差

○有配偶出生率は、岡山市、倉敷市などで全国値よりも高くなっているが、玉野市、笠岡市など17市町村で全国値を下回っており、特に30歳代で全国値を下回っているところが多い。

■有配偶出生率地域差の年齢階層別有配偶出生率地域差による分解（2011-2015年）



(3) 合計特殊出生率に対する社会経済要因等の影響分析結果

県内市町村の有配偶率及び有配偶出生率に対して影響していると考えられる社会経済要因等について、都道府県を対象とした分析と同様に重回帰分析を行った。

市町村の潜在的な地域力を施策に生かすことができるよう、市町村の社会経済特性に関する指標を8指標に縮約化し、これに「女性人口の非学生割合」と「通勤圏人口性比(男/女)」を加え、重回帰分析を行い、市町村別に合計特殊出生率に影響する出生構造や、社会経済特性を「分析シート」にまとめた。

「岡山いきいき子どもプラン2020」ができるまで

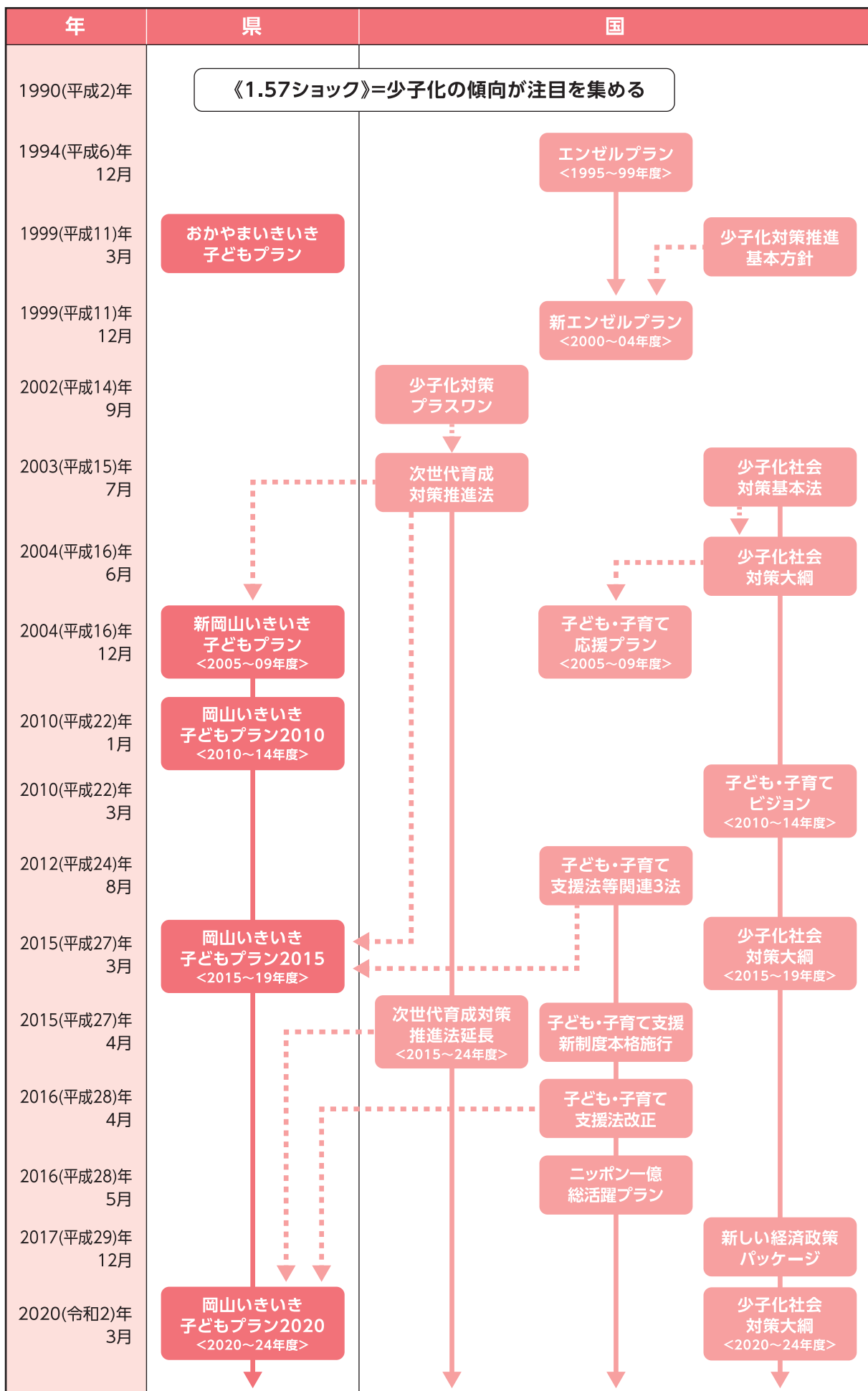
年 月 日		事 項
2018 (平成30)年	9月～12月	結婚、出産、子育てに関する県民意識調査 ・結婚、出産、子育てに関する県民意識調査 ・子育てに関する意識調査(子育て世帯意識調査) ・結婚、出産、子育てに関する高校生意識調査
2019 (令和元)年	5月24日	第1回岡山県子ども・子育て会議 ・「岡山いきいき子どもプラン2020」(仮称)骨子案 ・結婚、出産、子育てに関する県民意識調査結果
	8月27日	第2回岡山県子ども・子育て会議 ・「岡山いきいき子どもプラン2015」数値目標の実績報告等 ・県内保育所等の現状 ・「岡山いきいき子どもプラン2020」(仮称)
	9月27日	岡山県子どもを健やかに生み育てるための 環境づくり推進協議会総会 ・「岡山いきいき子どもプラン2015」数値目標の実績報告等 ・「岡山いきいき子どもプラン2020」(仮称)
	11月26日	第3回岡山県子ども・子育て会議 ・「岡山いきいき子どもプラン2020」(仮称)素案
	11月27日 ～12月26日	おかやま県民提案制度(パブリック・コメント)実施
2020 (令和2)年	2月17日	第4回岡山県子ども・子育て会議 ・「岡山いきいき子どもプラン2020」(案)
	3月18日	政策推進会議 ・「岡山いきいき子どもプラン2020」策定

子ども・子育て会議委員

(令和元年度 第1回～第4回 岡山県子ども・子育て会議開催時、50音順・敬称略)

団 体 名 等	職 名	委 員 名
岡山NPOセンター	副代表理事	糸山 嘉彦
子育て当事者(公募委員)		奥田 直子
子育て当事者(公募委員)		亀山 誠子
岡山県PTA連合会	会 長	神田 敏和
佛教大学教育学部教育学科／岡山県立大学	教授／名誉教授	佐藤 和順
日本青年会議所中国地区岡山ブロック協議会	会 長	清板 義永(～R1.12) 滝澤 十 (R2.1～)
鏡野町保健福祉課	課 長	武本 吉正
日本労働組合総連合会岡山県連合会	副会長	鳥越 範博
総社市保健福祉部こども課	課 長	中村 敏恵
岡山大学全学教育・学生支援機構	准教授	中山 芳一
岡山県児童養護施設等協議会	副会長	則武 直美
岡山県保育協議会	会 長	服部 剛司
岡山県私立幼稚園連盟	理事長	光岡 美恵子
岡山経済同友会明日の人材委員会	副委員長	山口 哲史
岡山県愛育委員連合会	副会長	山下 芳枝

県及び国の少子化対策・子育て支援計画等の推移



子ども・子育て支援法(抄)

(平成24年法律第65号)
最終改正:令和元年10月1日

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 子ども・子育て支援給付

第一節 通則(第八条)

第二節 子どものための現金給付(第九条・第十条)

第三節 子どものための教育・保育給付

第一款 通則(第十一条―第十八条)

第二款 教育・保育給付認定等(第十九条―第二十六条)

第三款 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給(第二十七条―第三十条)

第四節 子育てのための施設等利用給付

第一款 通則(第三十条の二・第三十条の三)

第二款 施設等利用給付認定等(第三十条の四―第三十条の十)

第三款 施設等利用費の支給(第三十条の十一)

第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等

第一節 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第一款 特定教育・保育施設(第三十一条―第四十二条)

第二款 特定地域型保育事業者(第四十三条―第五十四条)

第三款 業務管理体制の整備等(第五十五条―第五十七条)

第四款 教育・保育に関する情報の報告及び公表(第五十八条)

第二節 特定子ども・子育て支援施設等(第五十八条の二―第五十八条の十二)

第四章 地域子ども・子育て支援事業(第五十九条)

第四章の二 仕事・子育て両立支援事業(第五十九条の二)

第五章 子ども・子育て支援事業計画(第六十条―第六十四条)

第六章 費用等(第六十五条―第七十一条)

第七章 子ども・子育て会議等(第七十二条―第七十七条)

第八章 雑則(第七十八条―第八十二条)

第九章 罰則(第八十三条―第八十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村等の責務)

第三条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(国民の責務)

第五条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

第二章 子ども・子育て支援給付

第一節 通則

(子ども・子育て支援給付の種類)

第八条 子ども・子育て支援給付は、子どものための現金給付、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付とする。

第三節 子どものための教育・保育給付

第一款 通則

(子どものための教育・保育給付)

第十一条 子どものための教育・保育給付は、施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給とする。

(報告等)

第十三条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者若しくは小学校就学前子どもの属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十四条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(内閣総理大臣又は都道府県知事の教育・保育に関する調査等)

第十五条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、子どものための教育・保育給付に係る小学校就学前子ども若しくは小学校就学前子どもの保護者又はこれらの者であった者に対し、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の内容に関し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、教育・保育を行った者若しくはこれを使用した者に対し、その行った教育・保育に関し、報告若しくは当該教育・保育の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。

3 第十三条第二項の規定は前二項の規定による質問について、同条第三項の規定は前二項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第五章 子ども・子育て支援事業計画

(基本指針)

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とす

- る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 三 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 四 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
 - 五 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- 3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する第三十一条第三項及び第三十二条第三項の規定による協議に係る調整その他市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
 - 二 教育・保育情報の公表に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。
- (都道府県知事の助言等)
- 第六十三条** 都道府県知事は、市町村に対し、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。
- 2 内閣総理大臣は、都道府県に対し、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の手法その他都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。
- (国の援助)
- 第六十四条** 国は、市町村又は都道府県が、市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第七章 子ども・子育て会議等

(市町村等における合議制の機関)

- 第七十七条** 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
- 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
- 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

附 則 抄

(施行期日)

- 第一条** この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 附則第二条第四項、第十二条(第三十一条の規定による第二十七条第一項の確認の手続(第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関(以下この号及び次号において「市町村合議制機関」という。))の意見を聴く部分に限る。)、第四十三条の規定による第二十九条第一項の確認の手続(市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。)、第六十一条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備(市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。))及び第六十二条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備(第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関(次号において「都道府県合議制機関」という。))の意見を聴く部分に限る。に係る部分を除く。及び第十三条の規定 公布の日
 - 二 第七章の規定並びに附則第四条、第十一条及び第十二条(第三十一条の規定による第二十七条第一項の確認の手続(市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。)、第四十三条の規定による第二十九条第一項の確認の手続(市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。))

分に限る。)、第六十一条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の準備(市町村合議制機関の意見を聴く部分に限る。))及び第六十二条の規定による都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定の準備(都道府県合議制機関の意見を聴く部分に限る。))に係る部分に限る。の規定 平成二十五年四月一日

三 附則第十条の規定 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日

四 附則第七条ただし書及び附則第八条ただし書の規定 この法律の施行の日(以下「施行日」という。))前の政令で定める日(検討等)

第二条 政府は、総合的な子ども・子育て支援の実施を図る観点から、出産及び育児休業に係る給付を子ども・子育て支援給付とすることについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、平成二十七年度以降の次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号)の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、この法律の公布後二年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第二条の二 政府は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、財源を確保しつつ、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための所要の措置並びに保育士資格を有する者であって現に保育に関する業務に従事していない者の就業の促進その他の教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための所要の措置を講ずるものとする。

(財源の確保)

第三条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。(保育の需要及び供給の状況の把握)

第四条 国及び地方公共団体は、施行日の前日までの間、子ども・子育て支援の推進を図るための基礎資料として、内閣府令で定めるところにより、保育の需要及び供給の状況の把握に努めなければならない。

次世代育成支援対策推進法(抄)

第一章 総則(第一条—第六条)

(平成15年法律第120号)
最終改正:平成29年3月31日

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針(第七条)

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画(第八条—第十一条)

第三節 一般事業主行動計画(第十二条—第十八条)

第四節 特定事業主行動計画(第十九条)

第五節 次世代育成支援対策推進センター(第二十条)

第三章 次世代育成支援対策地域協議会(第二十一条)

第四章 雑則(第二十二条・第二十三条)

第五章 罰則(第二十四条—第二十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

(基本理念)

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念(次条及び第七条第一項において「基本理念」という。))のっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第五条 事業主は、基本理念ののっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
 - 二 次世代育成支援対策の内容に関する事項
 - 三 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。
- 4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について総務大臣に協議しなければならない。
- 5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

（都道府県行動計画）

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

- 2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
 - 三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期
- 3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
- 7 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 8 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

（都道府県の助言等）

第十条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

- 2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

（市町村及び都道府県に対する交付金の交付等）

第十一条 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

- 2 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第十二条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表

しなければならない。

- 4 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。
- 5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。

(一般事業主行動計画の労働者への周知等)

第十二条の二 前条第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 2 前条第四項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 前条第六項の規定は、同条第一項に規定する一般事業主が第一項の規定による措置を講じない場合について準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第十三条 厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十四条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十五条の四第一項において「広告等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十三条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、認定一般事業主として適当でなくなったと認めるとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十五条の二 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該認定一般事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画(その計画期間の末日が、当該認定一般事業主が第十三条の認定を受けた日以後であるものに限る。)を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したこと、当該認定一般事業主の次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十五条の三 前条の認定を受けた認定一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第十二条第一項及び第四項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、次世代育成支援対策の実施の状況を公表しなければならない。
- 3 特例認定一般事業主が前項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該特例認定一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該公表をすべきことを勧告することができる。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十五条の四 特例認定一般事業主は、広告等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十四条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条の五 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十五条の二の認定を取り消すことができる。

- 一 第十五条の規定により第十三条の認定を取り消すとき。
- 二 第十五条の二に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十五条の三第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、特例認定一般事業主として適当でなくなったと認めるとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のもの(以下この項及び次項において「中小事業主」という。)が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。)であって、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働

働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第四節 特定事業主行動計画

- 第十九条** 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を策定するものとする。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
 - 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 5 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
 - 6 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第五節 次世代育成支援対策推進センター

- 第二十条** 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であつて代表者の定めがないものを除く。）であつて、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。
- 2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。
 - 3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
 - 4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。
 - 5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 6 第一項の指定の手続その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 次世代育成支援対策地域協議会

- 第二十一条** 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。
- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調つた事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
 - 3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

附 則 抄

（施行期日）

- 第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条及び第二十二條第一項の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第八条から第十九条まで、第二十二條第二項、第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第一号から第三号まで及び第二十七条の規定は平成十七年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であつた者の第二十条第二項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第五項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

母子及び父子並びに寡婦福祉法(抄)

(昭和39年法律第129号)
最終改正：平成28年6月3日

第一章 総則(第一条—第十条の二)

第二章 基本方針等(第十一条・第十二条)

第三章 母子家庭に対する福祉の措置(第十三条—第三十一条の五)

第四章 父子家庭に対する福祉の措置(第三十一条の六—第三十一条の十一)

第五章 寡婦に対する福祉の措置(第三十二条—第三十五条の二)

第六章 福祉資金貸付金に関する特別会計等(第三十六条・第三十七条)

第七章 母子・父子福祉施設(第三十八条—第四十一条)

第八章 費用(第四十二条—第四十五条)

第九章 雑則(第四十六条・第四十七条)

第十章 罰則(第四十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。

(基本理念)

第二条 全て母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母子家庭の母及び父子家庭の父の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。

- 2 寡婦には、母子家庭の母及び父子家庭の父に準じて健康で文化的な生活が保障されるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、母子家庭等及び寡婦の福祉を増進する責務を有する。

- 2 国及び地方公共団体は、母子家庭等又は寡婦の福祉に関係のある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前条に規定する理念が具現されるように配慮しなければならない。

(関係機関の責務)

第三条の二 第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員、福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)その他母子家庭の福祉に関する機関、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に定める児童委員、売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十五条第一項に規定する婦人相談員、児童福祉法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、第十七条第一項、第三十条第三項又は第三十一条の五第二項の規定により都道府県又は市(特別区を含む。以下同じ。)町村から委託を受けている者、第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他母子家庭の支援を行う関係機関は、母子家庭の母及び児童の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない。

- 2 第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員、福祉事務所その他父子家庭の福祉に関する機関、児童福祉法に定める児童委員、同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター、第三十一条の七第一項、第三十一条の九第三項又は第三十一条の十一第二項の規定により都道府県又は市町村から委託を受けている者、第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他父子家庭の支援を行う関係機関は、父子家庭の父及び児童の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない。

- 3 第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員、福祉事務所その他寡婦の福祉に関する機関、第三十三条第一項、第三十五条第三項又は第三十五条の二第二項の規定により都道府県又は市町村から委託を受けている者、第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他寡婦の支援を行う関係機関は、寡婦の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない。

(自立への努力)

第四条 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦は、自ら進んでその自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めなければならない。

(扶養義務の履行)

第五条 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童の養育に必要な費用の負担その他当該児童についての扶養義務を履行するように努めなければならない。

- 2 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務

の履行を確保するように努めなければならない。

- 3 国及び地方公共団体は、母子家庭等の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するために広報その他適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 基本方針等

(基本指針)

第十一条 厚生労働大臣は、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- 二 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- 三 都道府県等が、次条の規定に基づき策定する母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画(以下「自立促進計画」という。)の指針となるべき基本的な事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(自立促進計画)

第十二条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものの調和を保つよう努めなければならない。

- 一 当該都道府県等の区域における母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- 二 当該都道府県等の区域において母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- 三 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

2 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、母子家庭等及び寡婦の置かれている環境、母子家庭等及び寡婦に対する福祉の措置の利用に関する母子家庭等及び寡婦の意向その他の母子家庭等及び寡婦の事情を勘案するよう努めなければならない。

3 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七条各号に掲げる機関、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十七条第一項又は第四項に規定する機関その他の母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を調査審議する合議制の機関の意見を聴くよう努めなければならない。

4 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、母子・父子福祉団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 前項に定めるもののほか、都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の厚生労働省令で定める方法により広く母子家庭等及び寡婦の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条第四項ただし書の規定は、昭和四十年四月一日から施行する。

子どもの貧困対策の推進に関する法律(抄)

(平成25年法律第64号)
最終改正：令和元年6月19日

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 基本的施策(第八条—第十四条)

第三章 子どもの貧困対策会議(第十五条・第十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

- 3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。
- 4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

第二章 基本的施策

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱(以下「大綱」という。)を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」、「一人親世帯の貧困率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県計画等)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画(次項及び第三項において「都道府県計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の安定に資するための支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年六月一九日法律第四一号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下この項において「新法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

母子保健計画について

雇児発0617第1号平成26年6月17日

母子保健対策については、平成8年度より、住民に必要な母子保健サービスを適切に提供できるよう、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立に向けた母子保健計画の策定、概ね5年を計画期間とした見直しを通じて、効果的な母子保健施策の推進を図っているところである。

他方、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が施行される予定であるとともに、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）が10年間延長されることとなり、母子保健対策についても、これらの動向等を踏まえる必要がある。また、「少子化危機突破のための緊急対策」（平成25年6月7日少子化社会対策会議）や「社会保障制度改革国民会議～確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋」（同年8月6日同会議）でも指摘されているように、近年の妊娠婦や子育て世帯を取り巻く環境の変化等を踏まえ、子育て支援の充実に加え、妊娠・出産支援の充実を図るとともに、妊娠・出産・子育てへの継続的支援を提供することができる体制づくりが求められている。

こうした中で、「健やか親子21（第2次）」について 検討会の報告書の送付、及びこれを踏まえた取組の推進について」（平成26年5月13日雇児発0513第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）で示したとおり、母子保健対策の主要な取組を提示するビジョンである「健やか親子21」について、これまでの取組の評価を行うとともに、今後の取組の方向性等を「健やか親子21（第2次）」としてとりまとめたところである。

同報告書においては、取組の評価を踏まえた母子保健分野における課題等が示されるとともに、地域間の健康格差の解消のために、母子保健計画等において計画期間と達成すべき具体的課題を明確にした目標の設定が必要であることや、母子保健事業を評価する仕組みの必要性等が指摘されている。こうした「健やか親子21（第2次）」の趣旨を踏まえ、今般、母子保健計画の策定に当たり参考になるものとして、別紙のとおり母子保健計画策定指針をお示しすることとした。

各地方公共団体については、上記の趣旨を踏まえ、同指針の内容を御知知いただくとともに、今後の母子保健計画の策定又は見直しの際に参考とされたい。併せて、同計画の策定等に当たっては、他の関係する計画との整合性を確保するとともに、医療、福祉、教育等の関係行政機関、関係団体等との連携に努めるよう留意されたい。

岡山県子ども・子育て会議条例

平成25年10月4日
岡山県条例第58号

（設置）

第一条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十七条第四項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関として、岡山県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（平二六条例七〇・一部改正）

（組織）

第二条 子ども・子育て会議は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、子ども・子育て支援法第七条第一項に規定する子ども・子育て支援及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二十三条に規定する教育及び保育等に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。

（平二六条例七〇・一部改正）

（任期）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第四条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第五条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門委員）

第六条 子ども・子育て会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、会長の命を受け、当該専門の事項を調査する。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

第七条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の決議をもって子ども・子育て会議の決議とすることができる。
- 7 第五条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第八条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において行う。

(その他)

第九条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、子ども・子育て会議が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二六年条例第七〇号)

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(施行の日=平成二七年四月一日)

岡山県子どもを虐待から守る条例

平成27年12月25日
岡山県条例第78号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十一条)

第二章 予防(第十二条)

第三章 早期発見及び早期対応(第十三条—第十七条)

第四章 援助、指導及び支援(第十八条—第二十条)

第五章 人材の育成等(第二十一条—第二十四条)

附 則

子どもは社会の宝、活力の源、未来への希望であり、全ての子どもが安心して暮らせる環境を整備することは、社会全体の責務である。しかし、核家族化、少子化の進行、近隣との人間関係の希薄化等に伴い、家庭や地域における子育て力が低下し、子どもの虐待が複雑・深刻化している。

子どもに対する虐待は、著しい人権の侵害であり、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代の育成にも懸念を及ぼすものであり、決して許されないことである。

こうした認識に立ち、虐待防止体制を充実し、早期発見から再発防止を図るとともに、虐待を受けた子どもに対し適切な援助等を行い、その健やかな成長を支え、虐待の連鎖を断つことを目指し、ここにこの条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、子どもを虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めることにより、県、市町村、県民、保護者等が一体となって、子どもを虐待から守ることに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 子ども 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号。以下「法」という。)第二条に規定する児童をいう。

二 保護者 法第二条に規定する保護者をいう。

三 虐待 法第二条に規定する児童虐待をいう。

四 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他の業務上子どもの福祉に関係のある機関及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、弁護士その他の職務上子どもの福祉に関係のある者をいう。

(基本理念)

第三条 虐待は、子どもに対する著しい人権の侵害であり、決して許されないものであるとの認識の下に、社会全体でその防止が図られなければならない。

2 子どもを虐待から守ることに関する施策の実施に当たっては、子どもの生命を守ることを最優先とし、子どもの最善の利益が考慮されなければならない。

3 子どもを虐待から守るための取組は、子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて取り組まなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもを虐待から守ることに関する施策(以下「児童虐待防止施策」という。)を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村が実施する児童虐待防止施策を支援するよう努めなければならない。

(市町村の役割)

第五条 市町村は、児童虐待防止施策の推進に努めるとともに必要な体制を整備し、県及び関係機関等との連携に努めるものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、虐待のない地域づくりに積極的な役割を果たすよう努めるとともに、県及び市町村が実施する児童虐待防止施策に協力するよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第七条 保護者は、基本理念にのっとり、自らが子育てについての第一義的責任を有することを認識し、子どもが心身ともに健やかに成長することができるよう努めなければならない。

(関係機関等の役割)

第八条 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めるものとする。

2 関係機関等のうち医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士その他の医療関係者は、健康診査、診療、保健指導等の機会を通じ、子育てに関する保護者への助言等による虐待の予防に努めるものとする。

(連携及び協働)

第九条 県は、児童虐待防止施策の実施に当たっては、市町村、県が設置する保健所、児童相談所、福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)、警察本部(警察署を含む。以下同じ。)及び関係機関の連携の確保に努めるとともに、必要に応じ、県民、関係機関等並びに地域において子どもの家庭的養護を担う里親及び里親の会のほか、虐待を予防する活動に取り組む団体の協力を求めるものとする。

(行動計画)

第十条 知事は、毎年度、県が重点的に取り組むべき児童虐待防止施策に関する行動計画を策定するとともに、その実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

2 知事は、前項の行動計画の策定に当たっては、関係機関等に対し、児童虐待防止施策に関する必要な報告を求めることができる。

(啓発活動)

第十一条 県は、子どもの虐待に関する県民の理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第二章 予防

第十二条 県は、虐待予防に資するため、妊婦及びその家族に対する相談対応の実施、子育て家庭に対する情報の提供その他の子育て支援に関する施策を実施するものとする。

2 県は、虐待予防に資するため、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の三第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業その他の市町村(岡山市を除く。第二十三条において同じ。)及び関係機関等が行う子育て支援に関する業務について、必要な支援を行うものとする。

第三章 早期発見及び早期対応

(早期発見)

第十三条 県は、虐待を早期に発見することができるよう、虐待を受けた子ども(虐待を受けたと思われる子どもを含む。以下この章において同じ。)を発見した者が通告しやすく、かつ、虐待を受けた子どもに係る家族その他の者が相談しやすい環境づくりに努めなければならない。

(通告に係る対応等)

第十四条 児童相談所長(県が設置する児童相談所の長に限る。以下同じ。)は、虐待を受けた子どもを発見した者から通告があった場合には、直ちに当該通告の内容に係る調査を行い、当該通告を受けてから少なくとも四十八時間以内に面会その他の手段により当該子どもを直接目視することを原則とした法第八条第二項の安全の確認を行うための措置(以下「安全確認措置」という。)を講ずるものとする。

2 虐待を受けた子どもの保護者及び同居人は、安全確認措置に協力しなければならない。

3 児童相談所長は、安全確認措置を講ずるに当たっては、必要に応じ、市町村の職員、近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員、虐待を受けた子どもが生活する住宅を管理し、又は所有する者その他子どもの安全の確認のためにその協力が必要な者に対し、協力を求めるものとする。

4 前項の規定により児童相談所長から協力を求められた者は、安全確認措置に協力するよう努めるものとする。

(通告等に係る体制の整備等)

第十五条 県は、虐待を受けた子どもを発見した者からの通告を常時受けることができる体制の整備に努めなければならない。

2 県は、虐待を受けた子どもに係る通告又は相談を行った者及び安全確認措置に協力した者に必要な配慮をしなければならない。

(安全の確認及び確保に関する協力)

第十六条 知事は、法第九条第一項の規定による立入調査等、法第九条の三第一項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問をさせるに際し必要があると認めるときは、警察本部長若しくは警察署長又は市町村長に対し、子どもの安全の確認及び確保に関し協力を求めるものとする。

2 児童相談所長は、児童福祉法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護を加えるに際し必要があると認めるときは、警察本部長若しくは警察署長又は市町村長に対し、子どもの安全の確認及び確保に関し協力を求めるものとする。

(情報の共有)

第十七条 県は、虐待の早期発見及び早期対応のため、保健所、児童相談所、福祉事務所、警察本部その他の県の関係機関(以下この条において「県の関係機関」という。)、市町村及び関係機関等との間並びに県の関係機関相互間における虐待に関する情報の共有を図るための連携協力体制の整備に努めるものとする。

第四章 援助、指導及び支援

(虐待を受けた子どもに対する援助)

第十八条 県は、虐待を受けた子どもが虐待から守られ、かつ、良好な家庭的環境で生活できるようにするとともに、虐待を受けた子どもの心身の回復を図るため、虐待を受けた子どもに対し、保健、医療、福祉、教育等の専門家の連携により、年齢、心身の状況等を十分考慮した援助を行うものとする。

（虐待の連鎖を断つ援助）

第十九条 県は、虐待を受けた子どもが親となったとき、虐待を行うことのないよう、その成長過程において適切な予防的ケアを受けることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、虐待を受けた子どもの保護者が良好な家庭環境を形成することができるよう、当該保護者に対し、親子の再統合に向けた必要な指導及び援助を行うものとする。

3 県は、虐待を受けた子どもに対する社会的養護の充実を図るため、乳児院、児童養護施設等において子どもたちがより家庭的な環境で生活できるよう施設職員の資質向上に取り組むものとする。

4 県は、家庭的養護を推進するため、里親制度の普及啓発を図るとともに、養育里親又は専門里親の養成、一時里親制度の充実等に努めるものとする。

（子ども自身による安全確保への支援）

第二十条 県は、子どもが虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、子どもに対し、教育、啓発その他の必要な支援を行うものとする。

第五章 人材の育成等

（人材等の育成）

第二十一条 県は、市町村及び関係機関等において子どもを虐待から守ることに寄与する人材の育成を図るため、専門的な知識及び技術の修得に関する研修等を行うものとする。

2 県は、地域における子どもを虐待から守ることに関する活動を促進するため、当該活動に取り組む団体等の育成に努めるものとする。

（調査研究）

第二十二条 県は、子どもを虐待から守る取組をより効果的に推進するための方策について調査研究を行うものとする。

（要保護児童対策地域協議会への支援）

第二十三条 県は、市町村が設置する児童福祉法第二十五条の二第一項の要保護児童対策地域協議会の運営の充実を図るため、必要な支援を行うものとする。

（財政上の措置等）

第二十四条 県は、児童虐待防止施策を推進するため必要な財政上の措置及び体制の整備に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

岡山いきいき子どもプラン2020

令和2年3月発行

岡山県保健福祉部 子ども未来課

〒700-8570

岡山県岡山市北区内山下2-4-6

TEL(086)226-7347 FAX(086)226-7902

URL <https://www.pref.okayama.jp/>

